

10月16日(金)

出席委員

委員長 あくつ 広王 君
副委員長 湯澤 一貴 君
同 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君

委員 須貝 行宏 君
同 つる 伸一郎 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 鈴木 博 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長
(計画担当課長兼務)
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

子 ども 未 来 部 長
柏 原 敦 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
福 内 恵 子 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市整備推進担当部長
末 元 清 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

選挙管理委員会事務局長
秋 山 徹 君

監査委員事務局長
今 井 裕 美 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○あくつ委員長 それでは、ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の審査に先立ちましてご案内申し上げます。本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、10月23日および10月25日に録画放送される予定でございます。委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。

本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいりたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして、若干の説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には、答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党、自民・無所属・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川・生活者ネットワークの順でございます。経過時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で、振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者のご答弁も質問に対して的確かつ簡潔にさせていただけるよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。

最初に、湯澤一貴副委員長。

○湯澤副委員長 品川区議会自民党を代表いたしまして、鈴木真澄委員とともに総括質疑を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についての質問であります。

発生が確認されてから約1年が経った今でもいまだ有効とされる治療法は模索中であり、収束の見通しが立つまでウイルスとの戦いを続け、乗り越えていかなければなりません。そのために、感染症予防を徹底し、経済を回していくことが大変重要であります。

我々品川区議会自民党は、これまで数回にわたり濱野区長へ緊急政策要望を行い、多くの要望に応えていただきました。特に区長の思い切った決断によって実現いたしましたしながわ活力応援給付金や、プレミアム率が30%の区内共通商品券は、「ありがとう」、「品川区民でよかった」という多くの区民の喜びのメッセージを頂いております。

今後も経営に苦しむ事業者を救い、失業者を増やさないために、これまで区が独自のコロナ支援として行ってまいりました中小企業への事業資金融資の継続と業種拡大、販路拡大支援助成の再度実現、プレミアム付商品券の再度発行を要望いたしますが、ご見解をお知らせください。併せて、区は今後どういった支援策を行っていくのかも教えいただきたいと思っております。

○久保田地域振興部長 まず、融資あつ旋「経営変化対策資金2020」につきましては、区内中小企業の経営基盤の下支え支援としまして、今年度末までは継続して実施してまいります。次年度につきましては、新型コロナウイルスによる経済状況への影響などを考慮し、検討してまいります。

次に、販路拡大支援助成につきましては、当初の予定である300件を上回る513件の申請があり、その9割以上の事業者を採択させていただきました。今後につきましても、区が実施する様々な助成メニューや、区や東京都の助成金などを勘案し、本事業も含めまして適宜適切な支援策を進めてまいります。

次に、プレミアム付商品券につきましては、発行元であります品川区商店街連合会と協議しながら、実施時期やプレミアム率等について検討してまいりる予定でございます。

次に、今後の支援の考え方でございますけれども、区内中小企業の支援等につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が依然として不透明である中、区がこれまで進めてまいりました支援策を引き続き推進するとともに、国や東京都の動きを踏まえつつ、柔軟かつ的確に取り組んでいかなければならないと考えております。

○湯澤副委員長 国や東京都でも支援は多く行っておりますが、失業者を出さない、倒産をさせないためにも、可能な限り区独自の支援を引き続き行っていただきたいと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

支援を受けたいと思ってもよく分からないという方がいらっしゃいました。確かに事業名だけを見ても、自分が受けたい支援がどういったものなのかを知るのが困難かもしれません。区民がより分かりやすいよう、フローチャートやチャットボットの活用を提案いたしますが、ご見解をお知らせください。

○久保田地域振興部長 事業の周知は、私どもも大変重要なことだと思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症に対する支援策につきましては日々更新されていることから、私どもも情報収集には力を入れてこれまで取り組んできたところです。タイミングを見まして、チラシの全戸配布や、中小企業支援サイトなど、支援策をまとめて表示し、また、見られる方に分かりやすい表示をこころがけてそれぞれ案内をしてきたところでございます。フローチャートやチャットボットの活用につきましては区の事業でも取り入れているものがありますので、引き続き研究してまいりたいと考えているところです。

○湯澤副委員長 どれだけ役立つ支援でありましても利用しなければ役に立ちませんので、ぜひ支援を必要としている区民に分かりやすく示せるように努力をしていただきたいと要望させていただきます。

また、11月2日からは、品川区でも国や東京都に続き、家賃支援給付金の申請が開始されますので、申請条件を満たしている方が知らずに申請できなかったということがないように、こちらのほうの周知も強化していただくよう、よろしくお願いいたします。

P C R検査の充実を図るため、会派から要望しておりました品川区P C R検査センターが5月12日に区役所第二駐車場内に設置され、P C R検査専門の施設として、病院内での感染リスクの軽減にも役立っていると思います。

一方、感染の疑いがあったり濃厚接触者として判断された場合、どうしたらいいか分からないという方が多く、混乱が生じております。感染の可能性があるとか濃厚接触者と判断された場合、どのような行動をとればよいのか。感染リスクを避けるためにはどういった行動をとればよいのか。自宅待機をすることになったとき、家庭内感染を起こさない予防策はどういったものがあるのか。新型コロナウイルス感染症への取り組み方は、日々研究によってアップデートされておりますので、それぞれ現時点での最もよい方法をお示しください。

○福内品川区保健所長 まず症状等があり、感染の不安がある方は、かかりつけ医や品川区電話相談窓口にご相談をしていただければ、必要な方は検査につなげています。

また、濃厚接触者と判定された場合は、保健所からの連絡に基づきP C R検査を受けるとともに、検査で陰性であっても感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間にあたる14日間自宅待機をお願いしています。

次に、感染リスクを下げるには、マスクの着用と確実な手洗いや手指消毒が重要です。お互いマスクをしていない状況で15分以上の会話・会食等をした人同士は感染の可能性が高いことが分かっておりますので、そのような行動を避けていただくことが大切です。

次に、自宅待機の際、家庭内感染を予防するには、自宅内で陽性者と居住空間を分けることが重要です。具体的には食事を別の時間帯や別の場所で食べることや、陽性者が触ったトイレのノブ、ドアノブ等を使用後に確実に消毒すること、そして風呂は最後に入るなどの配慮が必要となります。また、鼻をかんだ後の鼻紙等は袋に入れ、袋の口を縛って捨てるなどの工夫も大切です。

○湯澤副委員長 ご説明ありがとうございます。今お話しいただいたようなコロナへの新しい取り組みについて、区民はどこで情報を確認すればよいのでしょうか。

併せて、義務教育学校などで集団感染の恐れがあった場合、児童や教職員に対してどこでどのような検査が行われ、消毒はどのように行われているのかもお知らせください。

また、コロナに対する不安から誰かを傷つけてしまったり、命を絶ってしまうというケースがあると報告されておりますが、心のケアについても対策があれば教えていただきたいと思います。

○福内品川区保健所長 まず、区民の方にとっていただきたい行動につきましては、電話相談窓口や検査を受ける際、また濃厚接触者等になった際、保健師等から丁寧に具体的にお伝えしております。一般的な注意事項等は区報やホームページに掲載しており、今後も分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、学校での検査や消毒については、学校で陽性者が発生し集団感染の恐れがある場合、まず陽性者の学校での行動を詳細に聞き取り、例えば教室での席の配置、授業中のマスクの有無等を含め積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定します。その後、保健所が学校まで出向くなどして、濃厚接触者や感染拡大防止のため必要な対象の方も含めましてPCR検査を実施しております。

また、消毒につきましては、陽性者が触った手すり、ドアノブ、机等をアルコールまたは次亜塩素酸ソーダを用いてふき掃除をするなど、確実な消毒を学校に指示し、対応していただいています。

次に、心のケアについては、自殺対策も含め、日頃の普及啓発を継続的に実施していくことが重要と考えています。本年度は子どものSOSカードの配布に追加いたしまして、新たに成人向けの困ったときの相談先を記載したSOSカードを作成し、駅や区内商業施設等に配置するなど、必要な方に確実に情報が届くよう取り組みを行っているところです。

○湯澤副委員長 学校でのそういった消毒などは、保護者の方も分かれば安心されると思いますのでぜひ周知のほうもしていただきたいと思います。

また、コロナによる不安や精神的ストレスを抱えた方が、情報を知ったり相談することで解決できる態勢作りに対しましても、より一層努めていただきたいと思います。

品川区PCR検査センターの設置期間は来年3月までとなっておりますが、収束のめどが立たないようであった場合には設置継続を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

また、厚生労働省は、コロナの影響で今年インフルエンザの予防接種を受ける方が多いことを想定し、ワクチン供給量を大幅に増やしたと発表されております。品川区においても既に10月1日より、65歳以上の方は無料で優先的に受けられるとされておりますが、周知は徹底されておりますでしょうか。また、区民に対する供給量は十分であるとお考えでしょうか。ご見解をお知らせください。

○福内品川区保健所長 まず、PCR検査センターの今後の継続についてですが、今後につきましても感染状況に応じ、必要な方に必要な検査が迅速に対応できるよう、感染状況や区内の医療機関での検

査状況、実施状況等も勘案しつつ、医師会と協議を行ってまいります。

また、インフルエンザ予防接種につきましては、10月からの開始に間に合うよう、9月末までに全ての対象者に個別通知により周知をさせていただいたところです。今年のワクチンの供給量は平成27年の4価ワクチンに変更以降最大量でございまして、昨年度に比較しても約12%多い十分な量が供給されている見込みと聞いております。

○湯澤副委員長 周知がきちんとされているということで、また供給量も十分あるということで、安心いたしました。

次に、義務教育過程におけるオンライン教育について、お尋ねいたします。

GIGAスクール構想では、当時生徒1人1台の端末配備を2020年度中に計画していましたが、文部科学省より新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、2020年度中の配備と大きく前倒しすることとなり、我が会派からもタブレットの早期確保、Wi-Fi機能の拡充、周辺機器の早期整備を要望してまいりました。緊急事態宣言下ですぐにオンライン授業を始めた自治体もあったことから、なぜタブレット教育に特化している品川区が始められないのだという声もありました。

そのあたりの事情も含めて、品川区教育委員会が描くオンライン授業への構想と環境整備の現状、今後のスケジュールをお知らせください。

○齋藤教育次長 オンライン教育についてですが、区は平成26年より10校のICT教育推進校を定め、1人1台のタブレットを配付し、トータル学習システムやeライブラリーにより先進的な取組みを展開しておりました。

区のシステムは、当時はセキュリティに脆弱性が見られたことから校内LANでの通信のみで、自宅に持ち帰るという制度設計になっておりませんでした。従来のシステムとの整合を図るという議論をいたしました。第2回区議会定例会でタブレット配布の補正予算を他の15区と同じタイミングで提案し、ご議決を頂いております。9月、10月の第3回区議会定例会で上程する区が7つございまして、こうした中で、品川区の取組みは国のGIGAスクール構想の前倒しに合わせたスケジュールとなっており、遅れがあるということはありません。

次に、オンライン授業の構想ですが、同時双方向性を最大限活用し、再度の学校休業になった場合でも学びの保障に努めるほか、病気や不登校の児童・生徒に対してもオンデマンドで学習動画を配信するなど、全ての児童・生徒は一人も取り残されることがなく、資質や能力を育成するGIGAスクール構想の理念を実現するよう取り組んでまいります。

○湯澤副委員長 また、推進校や教員同士の会議などで既にZoomを活用しているとお聞きしましたが、通信が途切れるなど今後の課題となるような事例はなかったでしょうか。

また併せて、今月コロナによる学年閉鎖がされた学校がありましたが、対象となった生徒たちはオンライン授業を行ったと伺いましたが、授業は不具合なく行えたのでしょうか、お知らせください。

○齋藤教育次長 失礼いたしました。答弁漏れがございました。環境整備の現状でございまして、今年度内にWi-Fi回線の増強工事を行うほか、児童・生徒数の多い学校ではアクセスポイントの増設を順次進めてまいります。

今後のスケジュールですが、当初6年生・9年生は12月から、その他の学年は2月中の配付を予定しておりましたが、配送に課題があり、6年生・9年生の配付が年明けになる可能性もございます。9年生には当初の計画どおり配付できるよう調整しているところでございます。

Wi-Fi、Zoomの環境ですが、全校でZoomを利用できる環境がございます。新しいタブ

レットにはZ o o mがプリインストールされておりますので、同時双方向性の授業に直ちに活用ができるものと理解しております。

職員会議は、資料の印刷や配布、職員室に集合しなくても実施できるなどで効率化が図られている学校もございまして、通信面で特段の課題があるという話は聞いておりません。

○湯澤副委員長 特に要望の強かった受験を控える9年生、そして6年生などに対して優先的に取り組んでいただけたことには本当に感謝申し上げます。

また、Z o o mによる様々な課題に関しましてはしっかりと解消し、今後につなげていっていただきたいと思います。

オンライン環境についてですが、事情によって家庭内の通信環境が整えられない世帯に対して、通信費用を含めた支援を要望いたします。

また、親たちもZ o o mを扱えるような手助けが必要ではないかと思いますが、何か対策があればお知らせください。

○齋藤教育次長 たびたびすみません。新型コロナウイルスの影響があつて学年閉鎖がございました学校では2学級で7時間の時間割を組み、Z o o mを活用して同時双方向での授業を行いました。パソコンを用意できないご家庭に10台お貸しし、貸与パソコンの通信量は区が負担しております。通信が途中で途切れるなどの不具合が2件ありましたが、短時間で解消し、授業は円滑に行われました。なお、当日は教育長が同校を訪問し、Z o o m越しの活発な授業の様子を視察しております。

ご家庭への支援ですが、7GBまでLTE通信料は区が負担をいたします。ご事情があるご家庭では、コミュニティスクールで実施している品川地域未来塾でQ u b e n a というAI機能を活用した学習ソフトをi P a d にダウンロードして学ぶ機会がございます。塾に通うことなく、これまで以上に学習の定着が図れるものと考えております。

保護者へのZ o o mの指導でございますが、使い方、ルール、トラブル対応のマニュアルを提供して丁寧にご説明するほか、Z o o mをPTA活動でご利用いただけるよう、PTAとの連携を深めてまいります。

教職員への支援ですが、教育委員会では9月から校長を対象とし、学識経験者によるG I G Aスクール構想の研修を行いました。Z o o mの活用研修、ロイロノートなどのプレゼンテーションソフトの研修を進めており、今後も専門性の高いものへと段階的に進めてまいります。

○湯澤副委員長 本当に全ての生徒に自宅からも授業が受けられるような環境整備と、それから教職員の皆様に対しましては、本来G I G Aスクール構想においては働き方改革の恩恵を受けるはずとなっておりますが、やはり今年度から始まりましたプログラミング教育といったものや、あと感染症対策といったものからの精神的負担もあるかと思っておりますので、ぜひとも教員たちへのメンタルケアのほうもお願いしたいと思います。

避難所の在り方についても、ウィズコロナの時代によって避難所のマニュアルの見直しが必要であると考えます。コロナによる収容人数、避難場所、それから備蓄品の変更などについてお知らせいただければと思います。

また、コロナにより在宅避難を選択した場合、食料や簡易トイレなどを消費してしまった場合は、どのようにすればよいのでしょうか。また、し尿などの不衛生なごみはどこに廃棄すればよいのでしょうか。そして、コロナ陽性者や経過観察中の方は、避難所で避難をしてよいのでしょうか。それぞれお知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 避難所の在り方について、ご説明申し上げます。

まず、コロナによる避難所の収容人数でございますけれども、現在3.3㎡あたりに2名という基準でございますけれども、コロナになりますと4㎡あたりに1名ということで約2.5倍のエリアが必要となり、避難所における使用につきましては、6割減の4割の状況となっております。

避難場所については、基本的には変更はございません。

備蓄品の変更でございますけれども、現在フェイスシールドであるとか非接触型温度計、ゴム手袋、ペーパータオル、そして居住環境をよくするために簡易ベッド、パーティション、そして大型の扇風機などを導入しております。

在宅避難をした場合の食料や簡易トイレなどの消費をしてしまった場合でございますけれども、基本的には指定された区民避難所において、物資等を配給する予定となっております。避難所においては、物資の配給のほかに災害の情報なども掲示をしておりますので、ぜひとも情報収集、そして安否確認もできますので、積極的に避難所に足を運んでいただければ幸いと考えております。

また、し尿などの不衛生なごみについてでございますけれども、現在災害ごみの処理要領について、組織的にどのようにすべきかということを検討しております。具体化しましたら、お示しできるように努めたいと思います。

最後に、コロナの陽性者、経過観察中の方の避難所への避難でございますけれども、基本的に陽性者につきましては病院において入院をすることが原則となっておりますが、万が一やむを得ない場合には陽性者のためのエリアも準備しておりますので、避難所に来ることは可能でございます。経過観察者につきましては濃厚接触者エリアがございますので、避難所にお越しいただければ結構でございます。

○湯澤副委員長 避難所においては収容人数は減って、そして避難場所は変わらないということではありますが、NHKの調査では、今年の台風10号の際、九州や山口県で116の自治体で514カ所の避難所が定員に達してしまい、受入れができなかったそうであります。品川区においてはそのような心配はないでしょうか。

7年前の本日、大島では台風による甚大な被害がもたらされました。安全性や耐震性の高い場所への避難が区民の命を守る場合もございます。例えば企業、お寺、神社、ホテル・旅館、高校といった耐震性の高い施設の管理者と協定を結び、災害時には避難所として活用させてもらうことも、ウィズコロナ時代の避難所の在り方ではないかと考えますが、区の見解をお知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 2点の質問に対してお答えいたします。

まず、災害の際に避難所が不足しないかという件でございますけれども、現在区民避難所と補完避難所、合計161カ所の避難所において12万人が避難することを想定した計画でございます。当然、大規模震災等が発生した場合には、先ほどの4割の許容でございますので、約7万人が避難できない状況になりますので、かなり不足することが予想されております。一方、風水害におきましては、現在の台風19号の際に避難をされた約600名の倍の1,200名を想定しておりますので、現在のところ避難所の許容が不足するということは考えておりません。

2点目でございます。協定の締結でございますが、現在ホテル組合などとの協定を結んでおりますけれども、そのほか企業、お寺、教会などとも協定を締結しております。また併せまして、帰宅困難者の一時滞在施設として利用する事業者においても避難所として利用できないかということで調整をしておりまして、引き続き避難所の拡大について検討してまいりたいと思います。

○湯澤副委員長 ホテルや企業、そしてお寺などともそういった協定を結んでおられるということで

ありますが、区内にはまだまだたくさんの耐震性の高い施設もございますので、発災時に避難所難民が出ないように、区民の生命を守る避難所、避難場所の充実に前向きな検討をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私からは、まず、長期基本計画についてお伺いさせていただきます。

湯澤副委員長の質問にもありましたように、区民の皆様もコロナ対応で毎日大変な状況でありますし、また区の職員の方も感染症対応ということで大変に忙しい毎日だと思っております。その中で、品川区にとっては長期的な視点による施策の推進も重要な問題であります。

長期基本計画が本年4月からスタートしました。品川区長期基本計画に掲げた「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」に向けて策定されたこの新長期基本計画の特徴と、また今後の区政課題について、改めてお伺いをいたします。

○堀越企画部長 新長期基本計画の特徴と今後の課題についてでございますが、まず特徴の部分でございますが、前長期基本計画よりも分かりやすくするため、これまでの実施計画と記載が重なっていた部分等を整理いたしまして、ポイントを絞った掲載量としておりまして、ページ数については前の約半分強ぐらいのページ数となっております。

また、総論部分を新設いたしまして課題ですとか視点などの大きな考え方を明示するとともに、計画体系といたしましては、区民の生活に根差した分かりやすい政策分野として、地域、人、安全の3つを掲げ、それぞれ連携して取り組むことで、多様化する課題に対応していくということにしております。

また、変化の激しい時代をしっかりと見据えるという視点として4つ掲げてございまして、超長寿社会に対応する視点、それから多文化・多様な生き方を尊重する視点、強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点、最後に先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点を掲げて、計画を策定しているというものでございます。

次に、今後の課題につきましては、この長期基本計画にも記載しておりますとおり、人口の増加、高齢化の進行ですとか情報技術の進展、ライフスタイルの多様化などへの対応が課題と認識しているところでございます。

○鈴木（真）委員 今、実施計画が長期基本計画と別だというお話もありました。今度、長期基本計画の中にも例えばICTなどの先端技術を将来に向けて活かしていくというようなところがあります。この点についてどんどん活かしていってほしいのですが、ただ一方でこの先端技術に対応できない年代もいるということもその辺は忘れずに、そこの分をカットしないように、両方含めて進めていっていただきたいということも強調したいと思っています。本当に国もデジタル庁ということで、今日の新聞にもまたいろいろと出ておりましたが、そのような対応も区としてまた必要になることも増えてくると思っております。

将来に向けた政策展開を図る上で、コロナ感染症の関係で歳入が減少するのがもう見込まれております。また人口も、今お話がありましたように、ここ2か月品川区は多少減少しております。私もほかの区も調べてみたのですが、かなりの区で、私の調べた範囲では全ての区が人口減少しておりました。そのような状況が出てきているし、一方で9月補正によりまして、品川区の予算も約2,503億円という大きな金額になってまいりました。このような中で、今後実施計画を策定していく。今、長期基本計画の中からは実施計画を外したということですが、実施計画を策定していくという方針を示されておりますけれども、現在の検討状況と策定の考え方についてお聞きしたいと思っております。

また、通常であれば実施計画に基づいて予算編成をされていくわけですが、実施計画がまだできていない中で、来年度予算に向けてはどのように編成していくのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○堀越企画部長 先ほどご答弁申し上げました情報技術の活用の視点ですけれども、当然のことながら、やはりデジタルデバイドという点につきましてはしっかりと踏まえた上で、配慮しながらやっていくと思っています。

それから、デジタル庁につきましても、国の動向、本年度中に方針を策定して、来年度の国会に法案提出という報道でありますので、そういった動きも捉えていきたいと思っています。

実施計画の件でございますけれども、現在新型コロナウイルス感染症の影響から策定作業を中断しておりますが、感染が収束した後に速やかに策定をしたいと考えてございます。その内容でございますが、長期基本計画の実現に向けて、重点的に実施する事業を示すものとして策定をしたいと考えてございまして、内容については、やはり大きな方向性ですとか有効性等の進捗管理を行いながら推進するものと捉えてございます。

予算編成でございますが、このコロナ禍の収束が見通せない状況で歳入の大幅な減少も見込まれるということで、区民の生活、健康を守ることに加えまして、区内経済についてしっかりと施策として対応していく、生活の安定に向けた施策を中心にと考えてございます。

一方で、ご質問にもありましたように長期基本計画の着実な実現というのも図っていかなければなりませんので、そういったこと、災害対策、オリンピックの関係等についても関連する施策の推進も必要と考えてございます。

これらに関しましては、令和3年度の予算編成の依命通達にも示されておりますので、この優先順位をつけた政策展開が必要であると考えてございますので、これらの事項に十分に留意をして予算編成にあたっていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 今、お話しいただきましたように、方向性の中で災害対策とかオリンピックということが重点項目に出てくると思うのですが、もちろん区内の皆様の生活の安定、この辺を強調した予算を作っていただきたいと思っています。

それで、今、進捗管理というお話もございましたけれども、今現在のコロナの状況を見据えてだと思うのですが、長期基本計画の進捗状況も非常に重要な問題だと思っています。進捗管理というのは、これから通常ですと行政評価ということになってくると思うのですが、これも行政評価で行っていくのか、その考え方と、逆に行政評価をやることによって事務負担があまり増えてしまってもいけないという点も感じております。その辺について、両面でのお考えを教えてください。

○堀越企画部長 長期基本計画の進捗管理でございますが、この施策の推進状況、それから今後の課題の確認の点から大変重要であると考えてございます。その辺につきましては、行政評価という形でやっていきたいと思っています。長期基本計画と言ってみれば対になっているものというのでしょうか、そういった考え方でやっていきたいと思っています。予定といたしましては、やはりこれもこの新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施計画の策定作業をしっかりと再開し、その事業を中心に行政評価を実施する方向で、今、内部での検討という形を進めているところでございます。その際はやはり事務負担とかも考慮しながら、大きな方向性が見えるような形で、行政評価が目的化というか、手段としてしっかりと活用できるような形でできるように工夫をしていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 来年度に向けてですが、先ほどお話がありましたようにオリンピックという一大イベントもこれから見込まれております。その中で、ただやはりコロナとの戦いというのは非常に区政の最大の関心事になると思います。一方で、今お話しいただきましたように長期基本計画に基づいた今後を見据えた区政運営を行っていくことが最重要項目だと思っております。

長期基本計画に関する質問の最後にあたりまして、今後の区政運営に向けて区長のお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○濱野区長 ただいまご質問を頂きました。いわゆる来年度、あるいは長期基本計画の事柄ということとありますけれども、長期基本計画のことについては、今少しお答え申し上げたところでありますが、この長期基本計画の一番の大事なところは、大きな視点から個々の政策をしっかりととらまえて、その大きな視点に即した事業の展開をしていくということだろうと思っております。

したがって、当面の大きな課題というのはコロナに対する対策でありますので、これを進めていくこと、そして、長期基本計画という名前のとおり、長期の事柄についてしっかりと考えていくということとあります。4つの視点を取り入れた計画になっておるわけとありますけれども、この4つの視点と、そして施策の体系というのを3つの分野に分けて計画立案をしているところであります。地域、そして人、安全、この3つの分野に対しまして計画立案をして取り組んでいくということとあります。

したがって、この新しい長期基本計画を着実に推進することが大事なことでありまして、そのためにも限りある財源を最大限に有効活用して、区民が求めておられる大切なサービスを実施していくことが求められていると思っております。もちろん感染症対策は焦眉の課題でありますので、このことのについてもしっかりと行いながら、区民の命と生活を守る施策の実現に向けまして、全力で取り組んでまいり決意でございます。微力ではありますが一生懸命努力をして、区民の幸せを少しでも大きくし、そしてまた区民の不幸せを少しでも小さくする。そのことのために努力をし続けてまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 今、お話しいただきましたように、大きな視点からの施策展開というお話もございました。それらの4つの視点、それから3つの体系ですとか、当然区民サービスということで、地域、人、安全、これらの点を踏まえて施策を進めていただいて、品川区の区民にとって住んでいることがよかったと思える品川にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移っていきますが、その施策の中で、まず障害者施策について伺っていききたいと思っております。

障害者施策の拠点施設として、昨年10月に障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」が開所しました。平成30年に品川区障害者総合支援施設条例が公布され、平成31年3月に指定管理者が決定しました。指定期間は令和4年9月30日までの3年間ということですので、今回次期指定管理者の公募が行われております。改めて障害者施策についての区のお考えと、品川児童学園を障害児者総合支援施設とした目的について、伺いをいたします。

○伊崎福祉部長 障害者施策についてでございます。

区では障害のある人もない人も、お互いに尊重し合いながら主体性を持って地域の中で共生、ともに生きる地域共生社会の実現を目指しております。そのために、障害者の方のライフステージを通して総合的・継続的な支援を実施し、障害者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、施策を進めているところでございます。

次に、旧品川児童学園を障害児者総合支援施設とした目的ですが、施設を障害児者の地域生活を支え

る拠点施設として位置づけ、児童から大人まで総合的・継続的な支援が実施できるよう、機能の強化を図ったものでございます。品川区を3つの圏域として、その一つの拠点である施設であるとともに、総合支援施設として障害者施策の重点的な施設として整備をしたものでございます。

○鈴木（真）委員 基本方針として、ライフスタイル、総合的・継続的な支援というお話がございました。その中で、今、拠点施設というお話もございましたが、拠点施設としては荏原地区のセンター機能として心身障害者福祉会館もありますが、障害者施策を進めるにあたっての心身障害者福祉会館をはじめとした区内事業者の連携を図りながら、福祉サービスを展開していくことが非常に重要だと思っております。その辺につきまして、区のお考えをお聞きしたいと思っています。

また、職員の方はいろいろとご苦労もあると思うのですが、障害者施策を推進する上で、担当者の方というのはどのように現場を体験しているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○伊崎福祉部長 障害児者総合支援施設は、地域生活支援拠点として、障害児者の地域生活を総合的に支援する機能を持つ圏域での中核となる施設です。区内の事業所との連携を密にして、地域全体の福祉サービスの向上を図ることが重要だと考えております。

また、区の職員の現場での体験ですが、現在は直接処遇としては区立重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」に職員が配置されておりまして、現場から得られる現状や課題を事業展開に活かしております。また、ほかの職員も施設に足を運んで事業者から現場の声をお聞きするなど、障害者支援の実情について理解を深めているところです。

○鈴木（真）委員 職員の方については、今お話しいただいたように現場の声をよく聞いていただいて、それを施策に反映していただきたいということをまずお願いしておきたいと思います。

施設関係ですが、以前の委員会とかでもいろいろとお話をお聞きしたし、今のお答えの中にも出てきていたと思うのですが、障害児者総合支援施設は、地域生活支援拠点に求められる機能についての整備・充実を図っていくということも今までお話しいただいております。この点につきまして、区が求めるその地域生活支援拠点としての事業内容と、現在の支援体制をどのように評価しているか、その点につきましてお答えをお願いいたします。

○伊崎福祉部長 品川区では、地域生活支援拠点は面的整備ということで進めておりますので、1つの施設で全て完結するものではございません。しかしながら、地域生活拠点としまして、今後も増え続ける障害者の高齢化・重度化、それから医療的ケアへの対応、親亡き後を見据えた相談支援の充実、緊急時の受入れ対応、専門的人材の育成等の機能を持っていただきたいと考えております。

現在の支援体制については、これらの拠点機能の段階的な準備段階でございまして、引き続き取り組んでいく必要がある段階と考えております。

○鈴木（真）委員 地域生活支援拠点であるその施設の中で、今、段階的というお話がございましたけれども、1年半経った段階で、やはりちょっとどうかと感じる点を私も持っております。逆に施設の利用者の方からは、大変に評判のいい施設だという声も十分に聞いております。一方で、広く区内の障害者の方の、殊に障害児への新規相談の面が不足しているのではないかという点、それから障害者への支援面で多少不足しているのではないかという声も届いております。

新しい指定管理者がこれから選定されるわけですが、今、3つの法人が指定管理を別々に受けている中で、今度は一つの法人になると。ですから、全く新しい法人に変わってしまう、新しい事業者が変わってしまうわけですね。3つが一緒になるということもあるかもしれませんが、法人としては一つになってしまうということで、その辺が利用者にとって分かりやすく、混乱が生じないような形で進めて

いっていただきたいと思っております。選定にあたりましては、その辺も含めて公平な視点を活かして
いっていただきたいと思しますので、その辺の区としてのお考えについてお聞きしたいと思ひますが、
いかがでしょうか。

○伊崎福祉部長 現在の障害児者総合支援施設は3つの法人がそれぞれ指定管理を受け、区は建物を
管理をしているという形になっておりまして、様々課題を持っております。その課題の解決に向けて、
今回の公募につきましては、一つの法人、または共同事業体も可能とはしておりますが、一体的な管理
運営と施設の管理をするということを条件としているところでございます。ですので、これから公募す
るところでございますが、施設、事業ともに一体的に管理運営ができる体制としてまいります。

利用者につきましては、相談から支援まで、総合的・一体的なサービスの提供ができる体制とするこ
とで、より利用しやすい施設になるよう改善を図ってまいります。

○鈴木（真）委員 今、お話しいただきましたように総合的・一体的管理ということで、利用者
にとって使いやすい施設にさせていただくことを改めて要望してまいります。

それから、障害者施設の拠点として、例えばボランティアの育成などにも努めていっていただきたい
と思うのですが、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

また、障害児の方にとって早期発見、早期療育が必要と言われております。この点につきましても強
く求めてまいります。また医療的ケアという点も進めていっていただきたい、医療面の充実も図って
いただきたいと思ひますが、この点についてもお考えをお聞きしたいと思ひます。

○伊崎福祉部長 ボランティアの育成につきましては、現在地域の方に施設を知っていただけるよう、
地域交流の取組みを積極的に行っているところであります。引き続き地域交流を進めながら、ボランティアの
育成につながるよう取り組んでまいります。

また、障害児の方の早期発見・早期療育につきましては、引き続き運営事業者等と協議をしながら、
改善を図れるよう取り組んでまいります。

さらに医療的ケアの充実につきましても、施設において医療的ケアの対応ができるよう、運営事業者
の支援をしてまいります。

○鈴木（真）委員 分かりました。障害児者総合支援施設は、約54億円がかかった本当にすばらし
い建物です。今年度予算を見ましても、たしか運営費として2億5,000万円ぐらい経費がかかっ
ている施設です。この施設を活用していただいて、障害者施策をどんどん進めていっていただきたいと
思ひますので、その点も要望させていただきたいと思ひます。

障害者施策の質問の最後にあたりまして、就労支援関係についてお聞きしたいと思ひしております。

報道によりますと、障害者雇用については、コロナの影響で障害者の解雇が増えているとの報道もあ
りました。一般的に解雇という問題も出ているので一概には言えない問題ですが、品川区の中でその障
害者の解雇という問題が出ているかどうか、その点についてまず1点教えてください。

それから、長期基本計画の中に品川区の障害者就労を目指した支援とあります。障害者の就労率
は2019年が35.8%、2029年が55%以上と示されています。大変に高い数字が示されてい
るのですが、区として就労機会の確保を目指した方向性と、品川区としての職員採用の考え方について
お聞きしたいと思ひます。

○伊崎福祉部長 区内の障害者の方の解雇の状況でございますが、詳細については区としては把握で
きておりませんが、就労を目指していた障害者の方が企業から面接試験を保留されたため、就労支援移
行事業所での訓練期間を延長して対応している状況ではございます。国の状況によりますと、一般の労

働者と比較すると、障害者の就職率への減少幅は小さいという報道がございます。

それから、2点目の就労の機会を目指した方向性でございます。区では就労の機会の拡充、就労支援体制の充実を障害者計画の一つの柱として取り組んできております。今後も就労を希望する障害者の方の就労機会の拡大と定着が図れるよう、障害特性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、民間企業に対して障害者の雇用拡大に向けて、障害者理解の促進を進めていく、求めてまいります。

○榎本総務部長 私からは、区の職員の障害者雇用の関係についてお答えいたします。

今、特別区を含めて23区の中で共同選考をずっと昭和の時代からしておりまして、障害者の雇用を進めているものです。さらにその中で、平成30年度には知的障害者、精神障害者を対象に加えて、積極的な障害者雇用を図っているところです。特に、来年4月から法定雇用率が2.6%に上がるということで、それを足したいということで努力しているのですが、令和2年度現在、ちょっと今年の法定雇用率を下回っている状況です。

いろいろと要因はありますが、新規採用の数が多くなっているという部分と、あとは障害を持つ方が退職しているということで、ちょっと比率が下がっているところです。

それで今後の方策として、もちろん特別区選考での採用を進めていくのですが、それ以外に、今国においてチャレンジ雇用という制度を活用しているのがありまして、その点を研究しながら、区の中でチャレンジ雇用をして一般企業への就職につなげるとか、そういう方向性ができないかどうかを検討していきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 就労という点で、最初にも雇用先を見つけるという問題もありましたし、区の中でちょっと法定雇用率が欠けているということも出ましたが、このチャレンジ雇用によって障害者の方の雇用の増加、その中で今、知的障害と精神障害というお話がございました、その障害者特性という点では、やはりどうしても試験という問題があるからそうなるのかどうか、試験制度の問題はどう考えているのかお聞きしたいと思っております。

それと、その先のチャレンジ雇用のお話もございましたけれども、品川区でチャレンジした3年間で越えた後の就労先の確保についてのお考えについても、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

○榎本総務部長 試験制度の部分で、実際に特別区で知的障害者、精神障害者を対象に加えたところですが、実際の合格者の傾向からいきますと、精神障害者の方が合格をしているというのが実態でございます。ただ、精神障害者の方が合格した場合に、どういう仕事に向くのかという、その障害の持つ特性に合わせた仕事に能力を発揮できるので、そういうものをこれからいろいろな区の仕事の中で工夫をしていかなければいけないと思っております。

それから、チャレンジ雇用をして、その後どうしていくかというところはあるのですが、まずはそういう業務の切り出しとか、ジョブコーチとかが必要になるので、その辺をどのように体制として整えていくのか。その部分が、区も1事業所として民間事業所と同じような立場になりますので、そういったものをどのようにできるのかということをやりたいということが一つです。

それと、あと特別区制度の採用は、勤務時間が38時間45分と長い採用時間となりますので、ちょっとそれだとなかなか障害者の方の特性を考えると難しいという場合には、週20時間以上の短時間雇用等の雇用を会計年度任用職員などの制度でできないかどうかというものも検討してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 最後に品川区として施策の基本方針として、障害者のライフステージを通した総合的・継続的な支援ということがうたわれております。その点を目指して、これからの施策の展開をよ

ろしくお願いしたいと思います。

3点目、最後に広町地区のまちづくりについてお伺いしていきたいと思っております。

品川区はJ R東日本と、平成30年7月に広町地区におけるまちづくりの推進に関する協定書を締結し、検討を進めています。その中で、基盤施設整備、土地再編、歩行者ネットワークなどや広場のにぎわい創出といったものが検討されていますが、現在の土地再編は土地区画整理事業で行われていることもお聞きしております。現在の検討状況、また今後のスケジュール感についてお聞きしたいと思っております。特にJ R東日本の建築計画に関するスケジュールなども可能な範囲でお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○末元都市整備推進担当部長 私から、広町地区のまちづくりについてお答えいたします。

区ではJ R東日本と共同で、広町地区のまちづくりについて検討を進めております。想定する事業手法といたしましては、委員ご指摘のとおり土地区画整理事業による土地再編を行う予定でございます。令和3年度内に都市計画手続に着手していく予定です。

また、J R東日本の建築計画についてですが、具体的な計画はJ R東日本の社外秘の情報となるため差し控えさせていただきますが、都市計画手続に必要な地元説明会の開催に加え、建築物の規模によっては環境アセスメントの調査計画書の縦覧や説明会の実施など、段階的に公表されていくものと想定しております。

○鈴木（真）委員 事業計画で、J R東日本の問題もありますので、その辺は了解しますが、なるべく早くに皆様に周知できるような形をとっていただきたいということを要望しておきます。

また、先日大井町駅周辺地域まちづくり方針の素案が示されましたが、これと広町地区の整備の推進の関係、その推進とともに他の地区のまちづくりへの影響についてもお考えをお聞かせください。

○末元都市整備推進担当部長 広町地区と他地区との関連でございます。区では、大井町駅周辺における今後のまちづくりの方向性をまとめた、委員ご指摘の大井町駅周辺地域まちづくり方針の策定作業に着手しているところでございます。本方針決定後、これを踏まえ、検討が進んでいる広町地区の整備を先行し、その他の大井町駅周辺の各地区については、まちづくりの検討の熟度に応じて段階的に整備を進めていくものと考えております。

○鈴木（真）委員 最後に、広場にはバス停も作っていくということですが、その役割分担、大井町駅の東口、西口の関係についてお答えをお願いしたいと思います。

○末元都市整備推進担当部長 今回、広町地区の開発におきましては約3,000㎡の交通広場を整備する計画でございます。現在バス路線が大井町駅に入っておりますが、具体的なバス事業者との調整については、今後事業の進捗に応じて協議を進めていく予定でございます。既存バスの乗り入れですとか、あと大崎駅からの長距離バスの乗り場の可能性も含めて協議してまいります。

○あくつ委員長 以上で、鈴木真澄委員の質疑を終わります。

次に、せお麻里委員。

○せお委員 自民・無所属・子ども未来の総括質疑を渡部副委員長とともに行います。よろしくお願いいたします。

テーマは新型出生前診断における支援について、児童発達支援センターについて、就学相談について、3点を順次伺います。

まず、新型出生前診断における支援について伺います。

突然ですが、NIPT、いわゆる新型出生前診断をご存じでしょうか。これは妊娠10週から16週

の間で母体の採血を行い、13、18、21トリソミーがダウン症ですが、こちらについての確率を計算する検査です。NIPTにおいて、日本ではこの3つのトリソミーしか確率は出ません。日本産婦人科学会の指針と厚生労働省からの通知に従って、適切な遺伝カウンセリングの下で、平成25年4月から日本医学会で施設認定を受けている医療機関によって検査が行われています。もし陽性が出たら、確定診断として羊水検査をします。

まず前提としてですが、私がダウン症児の親だからといって、陽性が出ても妊娠継続をしようとは言いません。それぞれのご家族の考え方や環境、立場などがありますし、誰もが選択に非常に悩まれます。とても苦しんで中絶を選択される方もいらっしゃいます。ですから、それぞれのご家族に合った選択ができるような支援について、一緒に議論していきたいと私は考えています。

先日、その施設認定を受けている昭和大学病院でお話を伺いました。昭和大学病院産婦人科診療課長の関沢明彦教授からは、現在カウンセリングなどを実施していない営利目的のNIPTの無認可施設が約130カ所あると言われているという現状を伺いました。さらには、このような施設では説明もなく検査を実施し、陽性の結果が出ても何も対応しないことで、実際に妊婦やそのご家族が混乱して、産婦人科を新たに受診しているとも伺いました。

指針にもあります適切なカウンセリングや相談窓口がないと、大切な時期を不安定な精神状態で過ごすことにつながります。このような状況が残念ながら現実としてありますので、各関係機関で連携し合って、大切なお腹の中の命に向き合うことが望まれます。

そこでお聞きします。現在品川区では、妊婦やそのご家族からの一般的な相談窓口はどちらになりますでしょうか。そして、現状ではお腹の赤ちゃんに病気や障害が見つかったときにはどちらにつないでいますでしょうか。2点お聞かせください。

○福内健康推進部長 妊娠期の相談窓口でございますが、こちらは保健センターでございます。保健センターでは、子どもを安心して産み、育てるために、妊婦全員を対象として、妊娠期のネウボラ相談事業を実施しています。相談事業では助産師が中心となり、妊娠中の様々な不安にお答えしています。また、ハイリスクの妊婦に対しては、保健師が妊娠期から支援にあたっております。出生前診断に関わる相談は、検査の内容についてや検査で陽性になってからの相談を受ける場合もございます。適切に専門機関へつなげております。

○せお委員 さて、NPO法人親子の未来を支える会という団体があります。こちらではマイナス1歳、つまり生まれる前から命に向き合える社会を目指すため、病気の予防、ピアサポート、胎児治療、福祉との連携などのサポートや家族の自立的な決定を支援し、その決定をサポートするために何をすべきかを考え、活動されています。

親子の未来を支える会では、お腹の赤ちゃんに病気や障害が見つかったときに、様々な立場で赤ちゃんとの関わりを考える方たちのためにブックレットをご用意されています。委員長の許可を得たので、提示します。こちらのブックレットは、妊娠継続するときに読んでほしい月編と、赤ちゃんとお別れする選択をするときに知っておいてほしいことを書かれている星編に分かれています。妊娠の継続を考えている方、継続しないと考えている方、どちらにも中立であるという考えによるもので、必要に応じた情報や、そのとき、そのときに起こる出来事、周囲の方の気持ちまで、当事者しか分からないことがきめ細やかに書かれています。

そこで質問します。こちらのブックレットに書かれているような事実や情報、このような状況になったときの関わる全ての方の気持ちなどを、先ほどご答弁にありました関わりを持つ区の助産師や保健師

が知識として身に着けている必要があります。これらを知る機会は現在区で設けているでしょうか。お聞かせください。

そして、病気や障害がある赤ちゃんを産むと決断したご家族は、その決断の直後から支援を必要とします。ですから、妊娠中から子育てまで継続した支援が大切となってきますが、区ではどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○福内健康推進部長 まず、妊娠期支援に携わる専門職の知識の習得でございますが、出生前診断で陽性となった妊婦への支援については、携わる専門職として専門的な知識の習得とともに、心理的な不安やストレスのある妊婦に対して相談に乗れるスキルが重要と考えております。そのため、保健センターではこれまでに助産師、保健師、新生児訪問指導員を対象に、支援者として知っておくべき出生前診断の実際に関する研修を実施しておりまして、今後も様々な機会を活用し、スキルアップを図ってまいります。

次に、妊娠期から出産前後までの継続した支援につきましては、保健師はハイリスクの妊婦のみでなく、妊娠中に子どもに障害が認められた場合でも、妊娠中から出産後まで継続して支援を行っています。実際には妊娠期の精神面や産後の生活についての支援、また出産後では病院からの連絡を受け、連携して訪問看護など必要なサービスの導入調整等を行っております。

○せお委員 中絶するかしないかの決断で言うと、時間がかかなり限られています。関係各所で連携し、正しい知識を持った助産師、保健師と一緒に考え、寄り添ってくれることで、そのご家族に合った決断ができると考えます。こういったお話はタブーではありません。ぜひこれからも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

次に、児童発達支援センターについてです。私は質疑の機会があるたびに品川児童学園について質問してまいりましたが、先日の民生費に質疑において、子ども発達相談室の初回面談が5か月待ちになっていることを知り、驚きました。ですので、現状を確認させていただきたく質問いたします。

まず、品川児童学園にて未就学児が児童発達支援を受ける際、基本的な流れとしては、子ども発達相談室で相談をしてから通園などのサービスが開始されると認識しておりますが、その認識でよろしいのでしょうか。

そして、子ども発達相談室の職員体制はどのような体制をとられていますでしょうか。

さらに、子ども発達相談室の5か月待ちを解消するために、新しく改善を図った点がありますでしょうか。以上3点、お聞かせください。

○伊崎福祉部長 児童発達支援サービスを品川児童学園で受けるまでの流れでございます。子ども発達相談室において初回の相談時に発達検査を行い、その結果を踏まえ、児童発達支援などの療育サービスが必要か判断をして療育サービスにつなげております。

子ども発達相談室の職員体制ですが、常勤職員が4人、非常勤職員が7人、児童精神科医、小児科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職員が配置をされております。

初回相談の待ち期間についてですが、相談件数の増加に伴い、解消は図れていませんが、お待ちいただく際の対応として、電話で相談を受ける際にまず困っていることをお伺いし、ご自宅に対応できそうなことをアドバイスしております。また、困ったときにはいつでも電話で対応させていただく旨をお伝えしております。

○せお委員 この点は理解いたしました。

それでは通園に関してですが、通園ができるという基準が「歩けるようになってから」だったり、「幼稚園・保育園などに通っていない」などとなっていることと認識しています。現在、基本的な通園の基準は何でしょうか。お聞かせください。

さらに、品川児童学園では、幼稚園・保育園に通っている児童も通園できる並行通園が可能だと掲げておりますが、現在は以前から通っている児童のみ並行通園ができるという状況だと認識しています。ふだんは幼稚園・保育園に通って、空いている曜日や時間で児童発達支援を利用するという形を基本にすべきであって、つまりは並行通園が一般的であるべきですが、品川区の見解をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 まず、品川児童学園の通園の基準でございます。区として明確に設けているわけではございませんが、区内唯一の児童発達支援センターであり、品川区の療育支援拠点としての役割を果たせるよう、支援を必要とする方を対象としていきたいと考えております。

また、並行通園につきましては、現在品川児童学園に通っている児童が幼稚園や保育園の利用をするという併用の形では行っておりますが、一方、幼稚園や保育園に通っている児童が品川児童学園を利用できるという形の並行通園においては、現在実施できておりません。区といたしましては、必要な児童に必要な療育が受けられるよう対応していくべきと考えており、運営事業者に対して、並行通園の実施の検討を進めてもらっているところでございます。

○せお委員 並行通園を基本とすれば、現在よりも多くのお子さんが通えるようになるはずです。児童発達支援センターは、先ほどほかの委員へのご答弁にもありましたが、地域の中核的な療育支援施設です。現在通っているお子さんも、通えていないお子さんも、どちらの立場にも配慮でき、できるだけ多くの人が利用できるようになることを望みます。

次に移ります。最後に就学相談についてお聞きします。

先日、息子とともに就学相談に行きました。私たち家族の流れをお話ししますと、初めに頂いた用紙に子どもの現在の様子や家族としての希望を記入します。約1か月後には5名のお子さんが同じ部屋で遊んでいて、その様子を専門家が観察し、観察の後に専門家お2人との面談、小児科医の面談をそれぞれ15分ずつ行います。その3日後に電話で、通常学級か支援学級か、または支援学校かが告げられます。電話の最後に、これで終了ですというお話でした。ちなみに、私たち家族は通常学級か支援学級か迷っていますと初めに記入して提出しており、教育委員会から支援学校相当と言われました。

この一連の流れは果たして相談なののでしょうか。文部科学省の「就学相談・就学先決定の在り方について」には、「市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし」、とあります。ですが、現状は就学先を決定する際の大切な情報提供もない。家族の意見は聞こうとする姿勢もない。これでは大切な就学を決定できないと思います。

そこで質問します。就学相談の目的をお聞かせください。さらに、就学相談とはそもそも何をする場所かという説明は、いつどのように行っているのでしょうか。その中で、区立学校の説明だけでなく、都立特別支援学校、こちらは判定で支援学校と言われることもありますので、特別支援学校の説明もされているのか、3点お聞かせください。

○齋藤教育次長 就学相談の目的は、公立学校の入学や転校にあたり、児童・生徒にそれぞれの身体や情緒などに障害がある場合に、保護者と教育委員会がともに考え、選択肢を共有し、適切な就学先を決定することにあります。

次に、就学相談の説明につきましては、次年度に公立学校の入学、進学を控え、通級指導学級の利用

や特別支援学級の在籍、または都立特別支援学校に入学を検討したいご家族に対して、必要な情報を6月から区のホームページや広報で掲載してお知らせいたします。併せて、区内の幼稚園・保育園等関係機関にポスターやパンフレットを配布して周知を図っております。6月下旬からは、個別の心理検査、8月からは就学相談を実施いたします。

次に、都立特別支援学校の詳しい説明はしておりませんが、就学相談の機会にかかわらず、教育総合支援センターでは随時相談をお受けしております、特別支援学校につないでいるところでございます。

○せお委員　そして今回、私はスペシャルニーズがあるお子さんをお持ちのご家族を対象に、独自のアンケートを取りました。そのアンケートの結果を踏まえて、ここから3点質問させていただきます。

まず、「就学相談中に教育委員会から悩みや不安が解消されるような情報や案内が提供されましたか」の問いに、「ある程度の情報や案内があった」と答える方が約6割いる一方で、「全くなかった」と答えている方が約4割です。就学先を決定する上での適切な情報提供やご案内はどのようにされていますでしょうか。そして、就学相談中には通常学級や支援学級の見学はもちろんのこと、希望するご家族が必ず体験授業ができるように整え、その案内も必ずすべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

さらにアンケートでは、短時間の様子を見ただけの判定は全く無意味というご意見もあります。ご家族の意向に配慮しつつ、専門家の意見も参考にできるように、現在通っている幼稚園・保育園、療育施設など、お子さんの日常が見られる場所を専門家が訪れてご意見を頂くと、効果的な就学相談になるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○齋藤教育次長　情報提供についてのお尋ねですが、まず、心理検査を未実施のお子さんの場合には事前に検査の内容をご案内し、実施後に臨床心理士から結果の説明をいたします。就学相談の当日は、医師、校長等が特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室等の説明をするとともに、お子さんの様子や保護者の悩みを聞き、助言をさせていただいております。その後、担当者から保護者に結果をお伝えする際にも、必要な相談があれば対応させていただいているところでございます。

体験授業の案内ですが、これまでも10月頃に全ての通常学級、特別支援学級において公開をしております。また、次年度の就学が決定した学校については、ご希望に応じ、体験授業を実施しております。ご提案の体験の時期につきましては、学校の受け入れ態勢を確認し、体験授業の方法等について今後検討してまいります。

次に、就学前のお子さんの様子を見る機会についてですが、現在も専門家を交えた就学相談委員が療育施設の見学を実施しております。また、幼稚園・保育園等に在籍する幼児につきましては、特別支援教育係の職員が保護者の要請に応じて訪問しております。今後、保育課等とも連携して、保護者からの了解を頂いた上で状況を把握し、就学相談がより効果的になるよう努めてまいります。

○せお委員　最後にお聞きいたします。いわゆる判定がご家族に伝えられるときは電話によるものであり、その内容も、子どもの行動のよかった点を話してくれるのはうれしいのですが、どうしてこの判定になったのかの理由が全く分からないですし、書面などに出されることもないと認識しております。この時点でもっと丁寧にご家族に寄り添った場にならないのだろうかと思いますが、見解をお聞かせください。

さらにアンケートにおいて、「就学相談によって悩みや不安は解消されましたか」の質問には、約10%の方が「悩みや不安は解消された」、約40%の方が「解消されてはいないが、自分の悩みは伝えられた」とする一方で、約35%の方が「悩みや不安が全く解消されなかった」、約15%の方が「悩みや不安について話をする機会がなかった」と答えています。つまり相談の場であるのに、悩みや

不安が解消されなかった方が9割となります。

現在の就学相談においては、ご家族の意向や希望を一番初めに提出する用紙に記入するのみで、実際にお話しする機会がないです。その時間を取っているのは、面談の15分のみとなっています。どこで悩んでいるのか、どのような未来を望んでいるのかなどを丁寧に聞く機会をその都度設けることが必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

○齋藤教育次長 就学相談の結果のご連絡についてですが、判断の理由や今後の就学準備等について詳しくご相談されたい場合は、その後の面談や個別相談も実施しております。お子さんの就学先は最終的には保護者が決定していただくものでございますので、相談の結果や理由を書面で連絡することはしておりませんでした。今後もお子さんやご家族に寄り添った対応の在り方については検討してまいります。

最後に、保護者の悩みへの対応ですが、就学相談は専門家による様々な見地からお子さんの適切な就学先について協議して、教育委員会としての見解を伝えているものでございます。現在のお子さんにとって最も適切な就学先について保護者がご判断いただけるよう、今後も努めてまいります。

就学相談の対応ですが、例年300件を超えるため、保護者の中には十分な相談の時間が得られないと感じる方がいらっしゃるかと存じております。公立学校の入学はお子さんや保護者にとっても大変重要な環境の変化でございますので、区といたしましては1年生から9年生まで一貫してお子さんの成長を応援すると同時に、今後も学校や専門家と連携し、お子さんにとって最も適切な環境を支え、支援してまいります。

○せお委員 今ご答弁にも環境が大きく変わるところだというお話がありましたが、お子さんにとってライフステージが大きく変わる節目の段階であって、小学校に入学する場合は、それが初めての変化を経験する場所かもしれません。家族は家族だけの事情を押し付けたいわけではありません。子どもが一番幸せに過ごしていける場所を望んでいます。だから悩むのです。ご家族の考え方やライフスタイル、状況に寄り添い、子どもが幸せに過ごせる場所を一緒に考えていただけるような就学相談となり、そのような品川区となることを望みます。

○あくつ委員長 以上で、せお麻里委員の質疑を終わります。

次に、渡部茂副委員長。

○渡部副委員長 せお委員に引き続き、総括質疑を続けます。

初めに、本年実施の国勢調査について伺います。今年は5年に一度実施される国勢調査の年で、区民の皆様にご協力をいただいているところです。大正9年の第1回調査から数えて21回、100年の節目を迎えます。この調査は法に基づき行われ、実際に居住されている方に対し、家族構成や勤務先などを記載いただきます。

まず初めに、そもそもの調査の目的をお教えてください。また、品川区の国勢調査の結果、人口世帯の実績を教えてください。また、住基人口と国勢調査によって得た結果を比べての違いについてもお聞かせください。

○久保田地域振興部長 国勢調査は、統計法に基づき国内の人口世帯の実態を把握し、各種行政施策、その他の基礎資料を得ることを目的として、10月1日現在、品川区でしたら区内に住んでいる全ての人および世帯に対して行うものであります。

前回、平成27年国勢調査における区内の世帯数は21万2,374世帯、人口は38万6,855人となっております。平成27年10月1日現在の住民基本台帳による世帯数は20万8,577世帯、

人口は37万6,767人となっております、世帯数、人口ともに国勢調査の結果が上回る結果となっております。これは、国勢調査では住民票などの届け出に関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で調査を行うため、住民票の届け出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合などがあるからです。例えばですが、進学のために上京した学生が、様々な事情により住民票を移していないといったことが考えられているところでございます。

○渡部副委員長 当然、住基人口との差が出るということがあってしかるべきかと思いますが、私も過去に調査を行いました。当時は必ず玄関先でお会いして、説明をして、記入後の受け取りの約束までして、それでもって回収を行っていました。早朝や深夜にも訪ねていったのを記憶しています。近年は大型マンションへの対応やプライバシー意識の高まりなどがあって、今回に至っては新型コロナウイルス下での調査ということで、調査実施に際し、区も調査員の方も様々な苦労があったのではないのでしょうか。調査員の方々からも様々な声は伺いました。ここで幾つか聞きます。

まず、今回の国勢調査のボリュームを確認させてください。調査区の数ほどのぐらいいりましたでしょうか。前回、前々回との差異についてもお聞かせください。

また、調査員の確保について伺います。当初、今回区内に必要な調査員数は何名だったのでしょうか。そのうち、町会に依頼されたのは何名ですか。それ以外はどのような方々に調査員を依頼されたのでしょうか。また、調査開始時の実数としてはそれぞれどのような数字だったのでしょうか。町会から期日までに推薦がなかった場合の対応についてもお聞かせください。

○久保田地域振興部長 まず、調査区ですが、私どもが最初に設定しましたものが3,847調査区であります。前回平成27年が3,576調査区、前々回平成22年が3,449調査区であります。人口世帯の増に伴いまして、前回から271調査区、前々回から398調査区増えているところであります。

調査員につきまして、当初必要とした調査員は2,159人であります。区から町会に依頼しました調査員は、1人で2つの調査区を担当してもらうことを前提といたしまして、1,690人の推薦をお願いしたところです。町会・自治会以外には、今回初めて国勢調査員の公募を行いました。また、マンション管理会社や管理組合、社会福祉施設に調査員の推薦あるいは調査業務の委託をお願いしたところです。また、区に登録している登録調査員も活用し、調査員の確保に努めたところです。

調査開始時の実数につきましては、町会・自治会からは1,850人、マンション管理会社や管理組合、社会福祉施設からは90人、区登録調査員が122人、公募が42人となり、このほかに業務委託契約などが18人いらっしゃいました。町会・自治会から推薦がなかった場合につきましては、調査に慣れている区登録調査員の受け持ち調査区を増やすなどして対応しています。各町会・自治会には今回のコロナ下でも国勢調査にご理解を賜り、調査員の人選等に多大なるご協力をいただきました。他自治体では調査員確保に苦慮しているとの報道などもございますが、品川区では約9割の調査員を町会・自治会からご推薦していただいております、大変感謝しているところであります。

○渡部副委員長 報道でもあるように、その人集めに相当苦労しているというような話があった中で、品川区は今回も9割もお手伝いいただいているということは、やはりさすが品川区といったところだと思います。町会の皆様に感謝するとともに、大変うれしく思います。

さて、ここ数回は調査ごとに変更点があるように思います。前回調査と比較し大きく変わった点や、区として工夫を凝らした点は何かございましたでしょうか。また、新型コロナ対策で調査員の負担軽減策も大変重要であったと考えますが、どのような対策を取られましたでしょうか、教えてください。

○久保田地域振興部長 まず、変更点についてでございますけれども、今回の国勢調査は大規模調査にあたりまして、前回の調査と比べまして世帯に関する事項が2つ増えてございます。具体的には在学、卒業等の教育状況、就業・通学地までの利用交通機関という項目が増えております。

また工夫した点につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応も含めまして、まず調査方法が、それぞれのご家庭世帯と調査員とが直接対面しない非接触の調査方法を基本として行ったところです。区は、調査員には調査用品としてサージカルマスクと手指消毒薬を配付したところでございます。また、調査員への説明会につきましても工夫をいたしました。密を避けるために1回の時間を短縮し、定員も少人数とし、開催回数を増やすなどの工夫をしたところです。

次に、調査員の負担軽減については、今回は同時配布方式として、インターネット回答用のID等と紙の調査票を一緒に封筒に入れ、同時に配り、原則インターネットか郵送での回答をお願いしました。そのほかにも書類等の作成において簡素化を図るなど、前回と比較して調査員の負担軽減を図ったところであります。

○渡部副委員長 調査員の方に対する対策を相当取られていたということで安心いたしました。これに限らず万全の対策をしっかりと取っていただいて、この取組みを引き続き進めていただくように要望いたします。

最後に、現在の回答状況についてお聞かせください。調査票による回答数、インターネットによる回答数、未回答数はどのようになっていますでしょうか。また、未回答者へのアプローチはどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○久保田地域振興部長 回答状況につきましては、総務省発表の全国の数字となりますが、前は平成27年10月8日時点では、インターネット回答が36.5%、郵送回答が25.6%で、合計62.1%でした。今回につきましては、インターネット回答が37.9%、郵送回答が29.8%、合計が67.7%と、郵送、インターネット回答ともに前回は上回っております。約30%の方が未回答という状況でございます。

未回答世帯へのアプローチにつきましては、調査員が10月12日を目途に、回答がお済みでない方は調査票のご提出をお願いしますといったチラシを各調査区の全世帯に配布いたしまして、回答への協力をお願いしています。また、広報しながわ10月21日号や区ホームページにおいても、回答への協力をお願いしたところでございます。

○渡部副委員長 今お伺いしていて、回答率が相当いいようで、この件につきましては安心いたしました。時代の流れでしょうか、インターネット回答というのも前回に比較して伸びているし、次回以降の調査ではさらなる伸びがあるのかと考えています。

私自身、この国勢調査というのが国の基幹調査として大変重要であると考えています。最後に、区としてのこの国勢調査の大切さや重要な点について教えていただきたいと思います。

○久保田地域振興部長 国勢調査は、基幹統計調査の中でも最も重要な調査であると考えているところでございます。具体的な活用としましては、衆議院議員の小選挙区の改定基準や、地方交付税の算定基準などの法定人口としての利用、また少子化対策や福祉施策などの行政施策の基礎資料、それ以外でも将来人口推計の基礎資料など、幅広く活用されている大変重要な統計であります。まずは今回の国勢調査を着実に実施するとともに、国勢調査を含めました各種統計調査を正確かつ確実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡部副委員長 まだいかにせん中途でありますので、引き続き対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。行政手続のデジタル化について伺います。区ではこの間、様々な業務改善がなされております。業務をデジタル化することによる事務作業効率の向上や住民の利便性向上に効果を発揮しています。

さて、国では新内閣が発足し、新たにデジタル庁の設置が発表されました。今後のIT新戦略として、社会全体のデジタル化に向けた取組みが加速されること等を期待します。内閣官房の情報通信技術総合戦略室の資料によると、昨年デジタル手続法の施行により、今後の取組みについても示されています。ここから2点伺います。

まず1点目は、地方公共団体のデジタル化で示された、システム等の共同利用の推進の観点から伺います。国は令和5年度末までにクラウド利用の推進を掲げ、業務プロセス、情報システムの標準化の推進をうたっています。

ここで質問しますが、これらの説明は区でいつ頃どのように国から受けましたでしょうか。また、現状区のシステムがそのまま国の標準システムに移行することができるのか。移行できない場合、私自身は、将来的な行政サービスを見据えて国庫補助を活用し、大幅なシステム変更もやむなしと考えますが、課題や区の検討状況も含めて教えてください。

○堀越企画部長 まず、このデジタル化の推進のいわゆる標準化に関する国からの説明についてですが、これまで国主催の説明会等は開催された実績はございません。全体的なデジタル庁等の考え方というのは、今、国のほうでも検討が進められております。区への通知といたしましては、住民記録システムの標準仕様書等の通知が来ているところなのですが、その中で住民記録だけではなく、全体として国の中で今取組みが進められているという形の記載がございます。そのほか意見照会等、それから報道等により情報収集を行っているという段階でございます。この後、また国からの通知等も来ると思いますので、そういった中でしっかりと情報を把握していきたいと思ってございます。

それと、システムの移行についてですが、区のシステムはできるだけパッケージのソフトウェアの調達と、最小限のカスタマイズということを基本に今やってきてございますので、そういった面でシステムの移行に当たっての操作性等が移行にあたっての課題と考えてございますが、一方でシステム調達において、制度改正の対応など様々な面からも、全体の標準化に伴って効率化、共同利用のメリットもかなり大きいと考えてございます。システムのリプレースのタイミング等を見ながらになりますが、しっかりと進めていきたいと思ってございまして、国のほうで全体の目安として2025年度という形を掲げてございますので、それをしっかりとやっていきたいと思ってございまして、既に内部の検討には着手をしている状況でございます。

補助金のほうでございますが、国の補助金については何か確たる通知が来ているものではございませんが、報道発表資料等によりますと、業務集中ですとか、それから追加負担については国のほうで様々な財政面も含め主導的な支援をしていくという見解を示されておりますので、これも併せて情報収集をしてしっかりと対応していきたいと思ってございます。

○渡部副委員長 詳細はこれからだということで区のほうも検討に入ったということですので、その時代に後れるといつてはおかしいですけれども、引き続き遅れないようによろしくお願いいたします。

2つ目は、行政手続のオンライン化の推進について伺います。

さて、現在マイナンバーカードの利用が急激に進み、区でも所有率が20%を超えたとのこと。現在でも申請から受取りに約3か月の時間を要します。区からは、国のマイナンバーカード管理システムのサーバー増強を強く求めていただきたいとともに、40万人の人口に見合った台数の登録機を区と

して設置するよう強く要望いたします。

このマイナンバーカードですが、次年度には健康保険証として、最近の報道では免許証機能も持たせるとのことです。カードのＩＣチップは大容量で、区としても各種手続の簡素化について寄与すると考えます。何か検討しているようであれば教えてください。ないようであれば、検討を進められたいと考えますが、いかがでしょうか。

区では住民票の写し、印鑑証明の発行はマルチコピー機での取得が可能です。戸籍、一部・全部証明の取得はできません。スタート時における検討の問題なのか、ほかに何か問題があるのか。そして今後何か発行できるような可能性があるのか、教えてください。

○堀越企画部長 それでは、まず国のマイナンバーカードの管理システムのサーバーの増強についてでございますが、こちらにつきましてはサーバーの処理能力の増強を国に求めてまいりたいと思っております。マイナンバーカードの処理、この住基ネットの端末について、今後マイナンバーカード交付の特設会場の拡大も予定しておりまして、その際に端末の台数を増設していきたいと考えてございます。

それから、マイナンバーカードの区の独自の活用についてですが、平成３０年９月に印鑑登録証との一元化を図っております。それ以降、具体的な利活用については検討が進んでいる状況ではございませんが、やはりマイナンバーカードの普及啓発を図っていく観点からも、先行自治体の例なども参考に活用を図ってまいりたいと思っております。行政手続のオンライン化を進めるにあたっても、マイナンバーカードの公的個人認証を使っていく必要がございますので、こちらについても併せて活用を進めていきたいと思っております。

次に、戸籍証明のマルチコピー機によるコンビニ交付についてですが、コンビニ交付は平成２８年度から住民票等を開始しているところでございますが、戸籍証明書につきましては、当時戸籍システムのリプレースが近い将来で予定されておりまして、二重投資を避けるために当時導入を見送ったという経緯がございました。そのシステムでございますが、今申し上げたリプレースが今月中に完了する予定でございます。来年の１月より、コンビニ等で設置されたマルチコピー機において戸籍証明書の取得が可能となるような形で、今、鋭意準備を進めているところでございます。

○渡部副委員長 かなり利便性も向上する。まだこれ自体に参加していない自治体もある中で、品川区はそのマルチコピー機をほとんど利活用できるようになりますと、またマイナンバーの利用価値も上がってくる。これはしっかりまた普及も続けていっていただきたいと思います。

次に、人事について伺います。新型コロナウイルスによる影響、デジタル化により人の手を介さずに行える業務が増えたり、さきのマイナンバーによる行政手続の簡素化、窓口の混雑回避策などによる、今後の人材適正配置について伺います。

まず、新型コロナウイルスにより、区の職員も子どもや高齢な身内など家族がいらっしやって、今回やむを得ず休暇を取らなければならない職員はどのぐらいいましたでしょうか。

また、それで仕事をお休みされた場合はどのような扱いになっていたのでしょうか。このような場合に、区役所は急激に業務負担が発生した場合の応援体制が組まれていると思いますが、どのような対応がされましたでしょうか、教えてください。

○榎本総務部長 まず、新型コロナウイルスの感染人数ですけれども、延べ人数ですと、３月から５月までで３，２７９人の方が休んでおります。その休みの方法については、特別区人事委員会が国からの通知に準じて、事故欠勤として扱うようにということで、学校の休校とかやむを得ない場合にはそういう事故欠勤で扱うということで、この場合には給与はカットされないという形でございます。一番多

かったのは4月でございます。

その場合の応援態勢ですけれども、コロナの関係で事業等が中止したところがありますので、そういったところで施設を閉じたりとか、そういうところから適宜応援を求めるという形で対応したところでございます。

○渡部副委員長 様々なご苦労があったことと承知いたしましたが、引き続きまだ収まっておりません。よろしくお願いいたします。

現在、3階の窓口混雑が目に残ります。何が原因なのか、数的なオーバーフローなのか、オペレーションが原因なのか分かりませんが、区民サービスの低下になっていることは間違いありません。待ったなしです。ぜひ解決策を検討してください。現状をお示しいただくとともに、考えられる解決策をぜひお示しいただければと思います。

○久保田地域振興部長 3階窓口の混雑についてでございますけれども、戸籍住民課のほうの前の窓口につきましては、このところ大分落ち着いてきているところでございます。しかしながら、第二庁舎3階のマイナンバーカード特設会場のほうは、今混雑をしているという状況でございます。これらの原因につきましては、主に9月からスタートしましたマイナポイント獲得のためのカードの新規交付、また5年に一回の電子証明書の更新などの理由で特設会場のほうが混雑しているということでございます。

窓口での交付件数は、昨年同月比で3倍と増えているところです。最大で2時間の待ち時間ということで、区民の方に大変ご迷惑をおかけしているところで、大変申し訳ないと考えているところでございます。

これらの解決策としましては、10月に入りましてから、平日の夜間の窓口、水曜日を除きまして18時45分まで交付特設会場の窓口を開設しているところでございます。また、11月中旬からはその特設会場を拡大し、端末なども増設しまして混雑解消に努めていきたいと考えているところでございます。それ以外にも、ロビーの混雑解消や待ち時間の短縮といったところで、11月中旬からはインターネットや電話での事前予約制度を導入していきたいと考えてございます。そのほかにも、戸籍住民課の職員によりまして、夜間等の作業の応援といった態勢も組んで、混雑解消に努めているところであります。

○渡部副委員長 今も対策を取られていて、これからも様々な対策を取り続けられるということで、何とかこの混雑解消に努めていただきたいと思います。

2つ提案します。マイナンバーカードの発行が増えつつあるのは承知いたしました。思い切ってマルチコピー機を増設し、カード所持者はそちらのほうに誘導をしていく。昼休み等の人が減ることが問題ならば、その昼休憩時の減員を避けるべく、複数の所管で休憩時間をずらして応援態勢を取っていく。この2つを提案しますが、お考えをお聞きするとともに、先ほどお話しいただいた混雑解消の観点から、何かそれ以外、区民サービス向上に向けた取組みがもしおありのようであれば、お聞かせください。

○久保田地域振興部長 まず、マイナンバーカードをお持ちの方は、今お話がありましたようにマルチコピー機を活用していただきたいと考えていることはもちろんでございますけれども、自宅近くのコンビニでも6時から23時までには取ることができますので、そういったところをご利用していただきたいと考えております。ただ、私どもとしましては、これらのPRをもっと積極的に打っていかねばいけないと考えてございまして、こうした取組みを進めまして利用を促していきたいと思っております。

また、職員体制につきましても、予約制の導入により受付量の平準化が図れるのではないかと考えて

いるところでございます。また、現在職員の態勢は昼の二交代制を取ってございますけれども、これらを三交代制にするなど、まずは戸籍住民課内での努力を続けていきたいと考えています。

混雑解消への取り組みとしましては、役所に行かなくても済むということで、郵送やコンビニ交付の推奨、また役所で待たなくても済むということで、免許証やマイナンバーカードで申請書が自動発行できる機器などを運用してございます。LINEによる事前入力、自動発行機なども取り入れまして、これらの混雑解消への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○渡部副委員長 　ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、子育て支援、とりわけ乳幼児をお持ちの家庭への支援について伺います。

さて、区内児童センターですが、現在では誰でも、いつでも、気軽に訪れることができません。新生児や乳幼児のいるご家庭では家族単位以外ではなかなか外出することがないようです。平常時であれば気軽に訪れ、同じ世代や環境の方と交流ができて、残念ながらその機会がありません。その結果、一人で抱え込んでしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ここで乳幼児家庭に対する現在の児童センターの利用状況を伺います。

また、区立学校は通常に戻りましたが、児童・生徒の居場所としての役割も制約があると考えますが、バンドやダンスの活動状況と合わせて利用状況をお教えてください。

○柏原子ども未来部長 　それでは、児童センターにおける現在の利用状況等でございます。

まず最初に、乳幼児の部分でございますけれども、コロナ禍といったところにおきまして緊急事態宣言解除後でございますけれども、6月からチャイルドステーション事業をスタートさせました。これは乳幼児の方の親御さんも含めて、交流や相談を含めての事業でございますけれども、このコロナ禍において在宅勤務であったりとか、そういった方々が増えたことによりまして、家庭の環境が新たに変わったというところで育児不安等々が出ることも懸念されましたので、この乳幼児の事業からスタートさせております。

順次拡大をしてございまして、現在親子のひろば事業というところまで拡大してございますが、時間の制限、それから登録制などを取っているところがございまして、9月段階で乳幼児の方の利用者は9,423名でございます。これは昨年の同月と比較しますと、昨年が9月で2万2,000人、これは全館ですけれども、9月ひと月で利用されていますので、利用者の方というところでは、大体今は半数近くぐらいまでは来ているといった状況でございます。

それから、子どもたちの居場所のところでございます。今、例示でございましたダンス、それからバンドですけれども、ダンスのほうは、これはお部屋をシェアしたりとか、それから間隔を空けたりとか、そういった工夫をして、概ね利用者の方は定員に沿った状態で利用されているといった状況でございます。

バンド活動のほうなのですが、これはアンプを使ったりとか音が大きく出るのでどうしても部屋を閉めなくてはならないというところがありますので、これにつきましては若干利用を制限させていただいておりまして、個人での練習といったところはそういったスタジオを使っているのだけれども、それ以外につきましては、例えばアコースティックのものは間隔を空けてやっていただくとか、そういった制限をかけさせていただいてございますので、その利用については、通常の利用よりはかなり少ない状況というところがございます。

○渡部副委員長 　大変ですね。ただ、利用したい方も大勢いらっしゃると思いますので、何とか感染症対策を講じた上で、多くの家庭や児童・生徒が気軽に訪れられる活動ができるように、何か新たなお考え等

はないでしょうか。私自身は、公園などを利用した屋外の活動や様々な子育てサークルの方々などを紹介して参加していただく、広げていくなどの必要があるかと考えるのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 感染症対策を講じた上でというところでございますが、そういった中で、今ご指摘もございました外での活動というのはひとつ考え方としてはあると考えてございまして、具体的なところで新たな展開というのは児童センターのほうの事業で、今検討しているといった状況でございます。

既に行っている事業で申しますと、冒険ひろば事業が6月から、定員を設けさせていただいてございますが、少しずつ再開をしてきているといった状況がございます。また、それから外遊びモデル推進事業ということで、これは旗の台公園で新たに行っている事業でございますけれども、これも9月から月4回ということで始めさせていただいてまして、これは天候にもよるのですが、100名近く来ていただいたりということで、一定程度の効果、需要があるというのは分かってまいりました。

そのほか、子育てサークルというところで、地域のほうで子育てをされている方の交流会というのを来月実施しようというところを検討してございますので、そういったところでの交流の場であったり、それぞれの活動の紹介というのはやっていこうと思っておりますので、この実施の状況を見ながら、次の展開に広げていければと思っております。

○渡部副委員長 ぜひいろいろと進めていただきたいと思います。

今、子育てサークルというようなことでございましたが、このようなボランティア団体の方々についての支援を伺います。区には様々な活動があつて、多くの地域の皆様にお支えをいただいている。品川区には社会福祉協議会の中にボランティアセンターがありますが、子育て支援において、団体とボランティアセンターとの連携事例やその効果などがもしあるようでしたら、教えてください。

○柏原子ども未来部長 ボランティアセンターとのつながり、関係でございます。成功事例といえますか一つの事例、子育てという直接的なところではないのですが、子ども食堂の運営がございまして。こちらにつきましては、事務局機能を社会福祉協議会の中のボランティアセンターが担っていただいているといったところがございます。このボランティアセンターには、子ども食堂の子ども食堂ネットワーク会議の開催、運営といったところをやっていたり、それから実際のボランティアの方たちに、例えば子ども食堂への食材の運搬であったり、それから食材の仕分け、また配食のお手伝いといったところもボランティアの方に関わっていただいているのですが、ボランティアセンターが間に入っていることによって、こういったマッチングもやっていたりしているというところがございます。

こちらは区とも連携をしてやっているところではございますけれども、その子ども食堂を運営している団体、事業者との横のつながりであったり、それからそういった方々と実際のボランティアをやる方とのつながりという広がりが出てきておりますので、これが一定程度効果があると我々は見えておりますので、こういった運営というのはいろいろな事業にも役立つといえますか使っていけるのだらうと思っておりますので、これは一つ効果があつたものと認識しております。

○渡部副委員長 そのような活動が連携を取られているということで、安心しました。

ここからちょっと提案といえますか要望の形になるのですが、区内には様々なボランティア団体というのがあつて、在宅支援の子育て支援もそうですが、社会福祉協議会と連携して新たに気軽に参加できるボランティアの仕組みというのを構築されていくのがいいのかと、進めていただきたいと望みます。

品川区にも福祉を支える団体や、いわゆる今の子育て支援団体、また様々なイベント等を支える団体や教育活動などを支援する団体などがあって、そういうのを社会福祉協議会、ボランティアセンターで一括管理をしていただくことによる効率化、そして区民に対してこの門戸を広げることで個人でも気軽に参加できるような仕組み作り、自主的な横の連携や活動の拠点整備など、今後区として社会福祉協議会とともにやっていただきたいと、ここは最後、要望で終わります。引き続きよろしくお願いします。

最後に、教育について伺います。新型コロナウイルスの現状の中で、各学校の教職員の皆様は、保護者の方々からの問い合わせや頻繁な教室内消毒、今までの経験と大きく異なる環境下での授業に大変頭が下がります。各学校の最高学年の児童・生徒は、どのような気持ちで残り少ない母校での時間を過ごされているのか、気がかりです。先日も多くの委員から発言がありました思い出作りもそうですが、カリキュラムの進捗も気になります。受験生は体調を崩すことなく、これから先の大切な時間を過ごしてほしいものです。

この間の学校教育の状況、また家庭における学習について伺います。学校休校期間中も、各学校は児童・生徒に向け、休暇時における家庭学習への取組みについて、プリントの作成や、先生によっては通信を活用したリモート授業など、しっかりと取り組んでいただかれたことは承知しています。多くの取組みが的確に行われたことと思いますが、ここで幾つか特徴的なものをご紹介します。また、今後このような事態になった場合、この春先の経験をどのように活かしていくのか、お教えてください。

○齋藤教育次長 学校休業中での特徴的なことのお尋ねでございますが、1つ目は、区では入学式、始業式をソーシャルディスタンスを確保しながら実施したことでございます。教科書、学習教材を児童・生徒に配付し、担任と児童・生徒がお互いの顔を覚えたということは、学校を再開する上で大きな意義があったと考えております。

2つ目は、ご家庭、保護者への負担が多かったということでございます。当初は前の学年の復習が中心となり、学びの機会を十分に提供することができませんでした。その後、家庭学習時間割を作成し、計画的に自宅学習ができるよう体制作りを整え、各学校では保護者に来校を求める連絡日の徹底や、電話連絡等により児童・生徒の生活状況の把握に努め、登校時には課題を回収して取組み状況や達成段階を把握することに努めたところでございます。

3つ目は、ICT教育の課題でございます。トータル学習システムやeライブラリを活用するほか、学習動画をケーブルテレビや学校YouTubeで配信いたしました。現状では学校から児童・生徒への一方向で、インターネット環境が整わない家庭では利用できない状況がございました。

お尋ねのコロナ禍で再度学校が休業となった場合ですが、学校では既にZoomを利用する環境にあり、年度内に1人1台のタブレットを配付いたしますので、全ての児童・生徒が自宅で居ながらにして学校と同時双方向で授業を受けることが可能となります。

新型コロナウイルスの影響で学級閉鎖となった学校でも、Zoomを活用し、7時間、時間割どおりに授業を行っております。今後はこうした取組みを各学校に紹介し、再び学校が休業となった場合でも、授業と同様の教育効果が得られるよう、準備を進めてまいります。

○渡部副委員長 また何かあった場合は、引き続きよろしくお願いいたします。

長い休みの中で、個人の学力差というものが出たのではないかと心配しています。各家庭での取組みに学校が介入することはなかなかできませんが、実際の状況はいかがだったのでしょうか。また、学校再開後、学力低下が確認できた児童・生徒に対しては、何かしらのアクションが学校でなされていたのかどうか、教えていただけますか。

○齋藤教育次長 学校休業期間では、保護者が日中お仕事をされている、児童・生徒が自宅ではなかなか学習に取りかかれない、パソコンを保護者が仕事で使用するため、オンライン学習に参加できないといった課題が見られました。

児童・生徒の学力については、学校再開後、2年生以上で学力定着度調査を行ったところ、例年と比較して定着度に大きな違いはございませんでした。ただ、学校再開後に回収した課題や学校再開後の確認テストで学力に課題が見られた児童・生徒には、個別に放課後で指導したり、品川区地域未来塾で学習支援をするなど、きめ細かく対応したところでございます。

○渡部副委員長 再開後にすぐ定着度調査をされているというのはすばらしいことだと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

さて、GIGAスクールの取組みにより全児童・生徒にタブレット端末が支給されます。今後ガイドライン等を作成して運用につかれると思いますが、幾つか伺います。

私は、あくまでもこのタブレットは副教材と考えます。通常時はリモート授業などの必要はなく、サブ教材、子どもたちへの教育はやはり面と向かって「はい」、「いいえ」、鉛筆を持って読み書きが基本と考えます。また、この間ICTの推進校での取組みを全校で継続すべきと考えますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。とりわけ先ほどもありました低学年では家庭で活用するには保護者の助けが必要となってしまうと思いますが、併せてお聞かせください。

○齋藤教育次長 GIGAスクール構想でございますが、この構想は一人ひとりの児童・生徒が誰一人取り残されることなく、インターネット環境を活用して学力の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に最適な教育環境を提供することにあります。

しかし、委員がご指摘のとおり、学校は他者と触れ合い共同する経験を通じて社会性を育む場所でございます。学校行事など共同で準備作業を進め感動を共有する体験や、担任教諭と対面して学ぶことは、成長の過程で大変重要です。十分にバランスを意識し、指導をまいります。

ICTの推進校での取組みですが、児童・生徒はタブレットを学びのツールとして活用しており、授業中、分からないことがあれば調べ学習に活用しております。教職員も個別の学びの状況を把握し、学力定着を図っております。こうした実績を、今後の教職員に対する研修や授業研究で活かしてまいります。

ご指摘の低学年、一、二年生がiPadを使いこなしたり、Zoomでの授業に自宅で参加するには保護者のご支援が必要です。教育委員会といたしましては、保護者に使い方、ルール、トラブル対応のマニュアルを提供するほか、連絡帳機能やPTA活動でご利用いただけるよう丁寧に説明いたします。また、家庭教育学級で保護者がiPadを操作する機会を持つ、あるいはリモートでPTA活動を行うなどPTAとの連携を深め、さらなる活用を図ってまいります。

○渡部副委員長 よろしく願いいたします。

最後に1点、文部科学省では学校へのスマホの持ち込みを、緊急性を考え認めるといった動きがあります。私は反対をします。品川区にはまもるっちがあります。例えばこのまもるっちに、保護者の契約にかかわらず、所属の学校、保護者、2件は通話可能になるような契約を区が一括で行う。また、6年生で返還するのではなく、9年生まで所持させる。であればスマホ持ち込み自体の議論の必要性がなくなると考えます。

○あくつ委員長 以上で、渡部茂副委員長の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0 時 1 2 分休憩

○午後 1 時 1 0 分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。新妻さえ子委員。

○新妻委員 品川区議会公明党を代表して、塚本よしひろ委員とともに総括質疑を行います。大きく防災とワンストップ窓口について伺います。

初めに、風水害と地震がコロナ禍で発生した場合の避難について伺います。

昨年の台風 1 9 号では、品川区は自主避難施設を開設しましたが、地震時の避難所である区民避難所へ避難された方がいました。台風の不安の中、歩いて避難所へ行ったものの開いていない、避難先が分からず、初めて避難所にも種類があることを知ったとの声が上がりました。まず、災害時の状況によって開設される避難所の違いを分かりやすくご説明ください。

昨年の台風で避難する区民に混乱が生じたことが課題となりました。現在までどのように区民への周知が図られたのかお知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 避難施設などの違いについて、災害に伴い開設される避難施設などを時系列に説明をいたします。

まず、自主避難施設についてですが、台風などの接近の際に、在宅避難に不安を感じている区民が自主的に避難するために開設する施設が自主避難施設であります。次に、避難場所についてですが、避難勧告などが発令され、危険が切迫した段階で、区民が危険を回避するために避難する避難先が避難場所であります。最後に、避難所についてですが、災害により居住する場所を確保することが困難になった区民などに生活する場所を提供するために開設する施設が避難所であります。

次に、昨年の台風において課題となりました自主避難施設の区民への周知要領についてですが、昨年度の防災会議において、自主避難施設の定義や役割をお伝えし議論するとともに、区ホームページや広報しながわなどを活用して、避難要領に係る周知・啓発を実施してまいりました。

○新妻委員 ただいま 3 つの避難所があるということがご説明がありました。しかし、まだまだ区民には周知が足りないと感じております。そこで、自主避難施設、避難場所、避難所とは何かを分かりやすく掲載した冊子やリーフレットなどを作成し、配布することを要望いたしますが、見解を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 避難施設などを分かりやすく掲載した冊子などの作成についてですが、しながわ防災ハンドブックの改正、広報しながわを活用した情報発信などを含めて、周知要領について再検討いたします。

一方、これまで大規模地震災害と風水害を区分してそれぞれの災害に応じた避難要領、避難施設の設置をしておりましたが、近年、風水害の被害が地震災害同様に広域化している状況を踏まえて、できる限り簡明で区民目線で分かりやすい避難要領、避難施設の設置はいかにあるべきかについて検討しております。検討内容が整い次第、変更を伴う際は、冊子の作成を含めてあらゆる手段を講じて区民に対し周知徹底を図ってまいります。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いいたします。昨年の台風 1 9 号での被害を受けて、品川区は風水害時の避難における検討を委託しました。先日の款別審査の土木費でも会派から確認いたしました、昨年は 1 8 7 万円、本年は 4 8 0 万円を予算化しています。風水害時避難における検討委託費は、どこに委託し、どのような検討がされたのか、昨年度、本年共にお知らせください。

続いて、今年は今のところ、品川区では大きな被害は出ていませんが、今後ますます多発する台風等への備えは待ったなしです。そこで、公明党が平成30年第3回定例会の一般質問で提案している、区が指定している目黒川の氾濫や土砂災害による対象区域において、地震とは別に浸水、高潮、土砂災害を想定した避難訓練の実施を改めて提案いたしますが、それぞれ見解を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 風水害被害に係る検討委託についてですが、委託先は、SOMPOリスクマネジメント株式会社であり、委託の目的は、被害が広域化する風水害において、避難に関する区民への情報伝達要領、避難施設の開設などの避難対策、災害ごみの処理、罹災証明発行などの復旧活動や被災者支援について課題を解決することでありました。

昨年度の検討内容は、災害対策に従事した職員へのヒアリングを実施して、区として解決すべき課題を整理いたしました。

今年度の委託内容は、整理した課題に基づき、災害対策本部が組織的に行動できるように、庁としてのタイムラインを整理して、災害対策本部内のそれぞれの組織が、いつ何をするかについて具体化いたしました。

次に、風水害を想定した避難訓練の実施についてですが、今年度、避難行動要支援者として、風水害を想定した避難誘導ワークショップを浸水区域内の防災区民組織に対し実施すべく準備中でありました。ところが、コロナの影響で中止いたしました。風水害時の要支援者避難のための訓練は、共助、公助の観点から極めて重要でありますので、引き続き同種訓練の実施に努めてまいります。

また、要支援者以外を対象とした訓練につきましては、先ほど説明をしました区民目線で分かりやすい避難要領の研究に併せて、広域化する風水害避難のための訓練要領について、その実施要領を具体化してまいります。

○新妻委員 それぞれ継続してほしいと思います。

次に、マイ・タイムラインについて伺います。

一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した防災行動計画であるマイ・タイムラインは、平成27年9月、関東・東北豪雨における避難の遅れや避難者の孤立の発生をきっかけに取り組みされるようになりました。これまで公明党は、区民の命を守るためのマイ・タイムラインの普及促進を訴える中、しながわ防災学校において実施している風水害に関わる講座の中で、マイ・タイムライン作成を啓発していく予定とされてきました。しかし、コロナの影響を受けて延期となっています。先週も台風14号の発生で被害が心配されましたが、今後も激甚化する風水害が起こる可能性があります。新たな生活様式の中でもマイ・タイムラインの周知啓発に努めていただきたいと要望します。

そこで、マイ・タイムラインの意識啓発で、現在の取組みをお知らせください。

また、延期となっているしながわ防災学校での今後の予定などをお知らせください。

さらに、コロナ禍では、直接人との接触を避けるため、オンラインの活用が進み、そのためスマートフォンに変え情報を得る方も増えました。品川区も公式LINEを開設するなど、SNSを使っての情報発信に努めています。そこで、品川区公式LINEの中にある防災についてのコーナーに、マイ・タイムラインを作成できるサイトの東京マイ・タイムラインを分かりやすく掲載することを提案いたします。見解を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 マイ・タイムラインの意識啓発についてですが、東京都の作成した東京都マイ・タイムラインを活用して、広報しながわ、区ホームページなどで普及啓発に努めております。

また、しながわ防災学校においては、今年度、風水害対応における家庭・区民コースにおいて、マイ・タイムラインの作成を実施予定でありましたが、新型コロナの影響で中止となりました。現在、しながわ防災学校をオンラインで受講できる準備を進めており、風水害対応におけるマイ・タイムラインの作成要領についてもコンテンツに取り上げることとしております。

次に、品川区公式LINEへの情報掲載についてですが、防災関連情報について、東京マイ・タイムラインへのリンクの掲載を含めて、分かりやすく掲載することに努めてまいります。

○新妻委員 いち早く対応をしていただければと思います。

次に、避難所について伺います。

公明党は、8月に地震の際に避難する区民避難所の視察で御殿山小学校を訪問しました。これまでの教訓を踏まえて、新たにカートタイプの発電機や簡易ベッドが整備され、コロナ禍で避難所を開設するための感染防止対策として、消毒液、フェイスシールドなどが用意されていました。長期化する感染拡大で予定されていた総合防災訓練の中止や、これから予定されている区内一斉防災訓練の開催も形を変えての開催などが検討されているようです。定期的に行う訓練は防災意識を維持、高めるために重要であり、コロナ禍だからこそ防災訓練を行う必要があると考えます。

本年7月、新型コロナ流行期に発災した場合の補完として、「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル【品川区標準版 v e r . 1】」を作成し、区民避難所運営を担う防災区民組織へ配布されました。まず、この感染症対策マニュアルはどのようなことを補完しているのか、また、コロナの感染が拡大している中で、区民が避難したときの区民の行動を具体的にご説明ください。

一方、防災区民組織の方々は、示されたマニュアルを実行する対応に苦慮されているとの声が聞かれます。ウィズコロナ時代の新たな避難所運営を行う地域の声をどう受け止め、対応されているのか伺います。

○滝澤災害対策担当部長 避難所マニュアルの補完内容についてですが、避難所運営における感染症対策を充実強化するために、3密の回避、新しい生活様式の実践、在宅避難のすすめなどを含めた内容で運営要領をマニュアル化しております。また、区民が避難した際には、健康チェックや検温による体調確認を実施するとともに、在宅療養の感染者、濃厚接触者、症状のある避難者および一般の避難者の4つの区分に応じて生活エリアに誘導されます。避難生活エリアにおいては、新たな生活様式に基づき、共助による避難所運営の下、避難生活を実施することになります。ちなみに、感染者は病院での治療を前提にしておりますので、避難所では病院などに移送されるまでの一時的な避難となります。

次に、コロナ禍の避難所運営に対する地域の声と、その対応についてですが、コロナ禍の避難所運営においては、健康チェックやゾーニングなど、通常の避難所運営に比して、より多くの事項を避難所の運営者となる防災区民組織の方々に実施していただくことから、マニュアルに基づくゾーニングなどの具体的な実施要領、感染症対策備品の配備要領、訓練要領、専門的知識の教育など、様々なご意見を数多くいただいております。このため、避難所連絡会議の場で、防災区民組織、施設管理者、区職員の間で避難所運営について話し合い、認識を共有することを重視しております。

さらに、共助による避難所運営の負担を軽減するために、症状のある避難者など、感染の恐れの高い避難所エリアにおける運営については、区の職員が実施することを基本に考えており、区の職員に対しては防護服の着脱を含めた感染防止のための訓練を庁内で実施しております。

○新妻委員 このようなことを区民にも知ってもらうことも大切だと思います。

次に、コロナ禍での避難所を区民がイメージできるような工夫が必要であると考えます。

例えば、大阪府藤井寺市は、9月の防災月間にコロナ禍での避難スペースのイメージが持てるよう、避難所用屋内テントやパーティションを市役所ロビーに展示し啓発に努めたそうです。品川区においても、しながわ防災体験館で3密を避けるための避難所のイメージを展示するなどの検討されてはいかがでしょうか。

そして、コロナ禍に関してのマニュアルの実効性が高くなるよう、防災区民組織や区民がコロナ禍の避難所のイメージができるような動画を作成し、ホームページへの公開や防災体験館での活用を提案いたします。

このたび、防災区民組織に配付されているタブレットが更新されると伺いました。これを双方向で活用できるよう、例えばLINEやZoomなどのアプリを搭載し、オンラインでの防災講座、オンライン防災訓練などを行い、防災区民組織の方々の意識向上に立てるような内容の発信を提案いたします。併せて見解を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 貴重なご提案ありがとうございます。しながわ防災館における展示についてですが、体験型防災館として展示エリアに限りはありますが、段ボールベッドやパーティションなどの展示について検討してまいります。また、避難所運営や避難所連絡会議で使用した写真や資料について、パネル展示することも具体化をしてまいります。

次に、動画の作成についてですが、新型コロナウイルス感染症に対応する避難所訓練を12月の区内一斉防災訓練で区民避難所において実施する予定でありますので、訓練の実施要領を踏まえて、その際に動画を作成することの可能性についても検討してまいります。また、しながわ防災館に展示するパネルや国や都が作成した動画で利用できるものについては積極的に区のホームページなどで紹介してまいります。

次に、新たに防災区民組織にお配りしております防災タブレットについてですが、インターネット機能やLINEアプリのダウンロードは可能でありますので、双方向の情報発信やしながわ防災学校のオンライン講座の普及などについても実施してまいりたいと思います。

○新妻委員 タブレットにつきましては、ぜひ活用をお願いしたいと思います。

続いて、コロナ禍でのホテル宿泊を含めた分散避難と在宅避難についてです。

9月初旬に発生した台風10号の発生に伴い、九州地方では親戚や知人宅に加えて、ホテル宿泊で避難する人が多くいました。災害社会工学を専門とし、「釜石の奇跡」で著名な東京大学の片田敏孝特任教授は、コロナ禍における厳重な警戒が呼び掛けられた台風10号は、住民が避難所以外の選択肢を考えるきっかけとなったと言われています。品川区と品川区ホテル旅館組合は、平成15年8月1日に災害時における宿泊施設等の提供に関する協定が締結されており、宿泊施設、食事の提供としています。また、東京都も本年6月にコロナ禍での複合災害を見越して、全日本シティホテル連盟関東支部などと協定を締結しています。

まず、品川区と東京都の協定内容をご説明いただき、区と都の役割をお知らせください。

また、品川区はホテルを避難所として利用する際は、どのような場合を想定しているのかお知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 協定の内容についてお答えいたします。

区の協定は、災害時にホテルなどに宿泊を希望する高齢者、障害者など、要配慮者が自己負担による利用を想定した宿泊や食事支援の提供に係る協定であり、コロナ禍の状況を踏まえて、現在、利用者枠の拡大を含めて依頼をしております。

一方、都の協定は、都が協力関係を有するホテルなどの情報を区市町村に提供して、ホテルと区市町

村間の協定締結を支援するとともに、発災時に避難所が不足する市町村に対し、利用可能なホテルと区市町村の相互調整を促進するための協定であります。

区と都の役割としては、区が具体的な宿泊や食事支援の協定を締結する一方、都は利用可能なホテル情報の提供や利用のための相互調整支援を実施するものであります。

次に、品川区においてホテルを避難先として利用する場合についてですが、要配慮者が避難に際してホテルの利用を希望する場合や、コロナ禍において避難施設が不足して補完的に避難施設が必要な場合に協定を活用するものと考えております。

○新妻委員 ホテルの活用も有効かと思いますので、また一層の拡充に取り組んでいただきたいと思います。

一方で、コロナウイルスの感染防止では、避難所ではなく在宅避難ができることが望ましいと考えます。文京区は、コロナ禍では、学校避難所への避難ではなく在宅避難を推奨するとして、在宅で被災しないための家具転倒防止器具の設置助成の対象を、これまでの高齢者や障害者から大きく広げ、11月から全区民とする予定と聞きました。また、港区では、区民に対して決められた範囲内で家具の転倒を防止する器具や食器類の飛び出しを防止する器具などを無償で現物支給しており、家庭内被災を防ぐよう取り組んでいます。

品川区でも、家具転倒防止設置助成は、住宅課と高齢者地域支援課で行われています。ここ数年のそれぞれの利用実績をお知らせいただき、それぞれの利用状況の課題をどう捉えているのか伺います。

そして、安心に在宅避難ができるよう、家具転倒防止設置助成の対象者拡充や、希望する方へ食器類の飛び出しを防止する器具などの無償提供を求めますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 家具転倒防止についてですけれども、住宅課におきましては、全区民を対象に、取付費用に対しまして、非課税世帯は100%、上限8,000円、課税世帯は取付費用の50%、上限4,000円というような内容で、今、事業を行っております。

本事業の実績でございますけれども、平成29年度が2件、平成30年度で3件、令和元年度で1件となっております。一層のPRが課題であると認識しているところでございます。

これまで広報しながわへの掲載ですとか、庁内関係窓口、それから地域センターでのチラシ設置をしたりですとか、また、住宅まつりなどのイベント、セミナー、こういったものでチラシを配布しております。

今後のことでございますけれども、例えば、しながわママパパ応援アプリ、子育て世帯に対するPR、こういったものなどで周知をさらに広げられるよう考えてまいりたいと思います。

○伊崎福祉部長 高齢者世帯等への家具転倒防止対策助成事業でございます。こちらは高齢者世帯、障害者世帯などに準ずる世帯に対して行っている支援でございます。実績としましては、令和元年度は29件、平成30年度は54件、平成29年度は30件となっております。

課題としましては、器具の種類と周知でございます。器具の種類につきましては、昨年度、皆様からのご意見を伺って、それまでの6種類から13種類に増やしてございます。

周知方法につきましては、広報紙やホームページなどでお知らせをしているところですが、まだまだ行き渡っておりませんので、さらに制度の周知には努めてまいります。

○滝澤災害対策担当部長 私からは、家具転倒防止器具の無償提供についてご説明いたします。

在宅避難の有効性は、近年クローズアップしてきており、また一方で、区民の居住環境は様々でございますことから、在宅避難を進める上で、在宅避難の備えとして何が効果的であり、区として何を支援

すべきかにつきましては、引き続き、情報収集を実施しまして、多くの意見、実績等を踏まえて、区民への支援要領について具体化してまいりたいと思います。

○新妻委員 在宅避難をするため、家庭内での被災をしないという取組み、今後も一層よろしく願いしたいと思います。

次に、行政サービスのワンストップ窓口、書かない窓口についてです。

ワンストップ窓口とは、自治体での各種手続きの窓口を1つに集約し、除外を除きワンストップで手続きが完結する取組みのことです。例えば、転入や転出、出生、婚姻などの手続きの際に、それぞれの窓口で同じ情報を何回も書くことになりますが、ワンストップ窓口では、煩わしさが激減されるメリットがあります。ワンストップとは、一言で表すと、書かない窓口です。ここ近年、行政サービスの向上や簡素化を進めるため、おくやみコーナーやワンストップ窓口などを設置する自治体が増えています。

品川区では、今年度、証明交付窓口をリニューアルし、申請書自動作成支援システムとして専用の機材を2台導入し、待たせない、迷わせない、できるだけ書かせない窓口を進めており、ワンストップ化へのはじめての一步であると期待しています。

款別審査でも伺いましたが、証明交付窓口をリニューアルした目的と評価、そして課題をお知らせください。

今定例会の中途議決でLINEを活用した届書等の自動作成、印刷を実施するための補正予算が成立しました。このサービスの内容を具体的にお知らせください。

また、このことによって区民の利便性の向上と負担軽減がどのようにされるのか伺います。

○久保田地域振興部長 申請書自動作成機導入の目的でございますけれども、書かせない窓口の推進でありまして、申請書を記入する必要がなくなるということで申請者の負担軽減が図れます。また、記載の誤りの防止となり、発行時間が短縮できるというところも挙げられます。

評価としましては、複数の証明書を一度に取得する場合には、何度も同じことを申請書に書かなくて済むということが挙げられます。

課題としましては、知られていないということがありまして、利用頻度が1日に数件程度ということで、さらなる周知が必要であると考えています。

LINEにつきましては、あらかじめLINEのアプリを使いまして、必要な項目を入力していただき、来庁した際に、記載台で変換されたQRコードをかざすと、届出書が自動的に作成されて印刷されるというものでございます。申請者はその用紙に署名をし、窓口に提出していただきます。

これらは区民の利便性の向上と負担軽減を図るというものでございまして、区役所では署名のみお書きいただければ申請が完了するというので、窓口での滞在時間が短くなるということがあります。

○新妻委員 LINEのサービスがこれから始まると思います。周知も課題ということでございますが、LINEのこの事業が始まるに当たっての周知、何かお考えがありましたらお知らせください。

○久保田地域振興部長 このLINEアプリを使いましたサービスにつきましては周知でございますけれども、LINE公式アカウントにメニューボタンを新設するということが挙げられます。それ以外にも、区ホームページの手続きページやチャットボット経由での紹介など、あらゆる手段を使いまして周知を図っていきたいと考えています。

○新妻委員 よろしく願いいたします。

品川区役所本庁舎・議会棟・第三庁舎は、昭和43年に建築され、建物本体や設備の老朽化が進んでいることや、環境変化や多様化する行政需要に対応する機能が求められていることから、現在、新庁舎

建設に向けた庁舎機能検討が進められています。示された新庁舎の基本構想には、求められる庁舎機能の第一に、区民に開かれた庁舎、ワンストップ窓口、ユニバーサルデザインへの配慮などが掲げられています。品川区がイメージするワンストップ窓口とは、どのようなものでしょうか。伺います。

例えば、千葉県船橋市は、2018年2月に書かない窓口を開始、本年10月から戸籍住民課の一角に事前予約制のおくやみコーナーを開設しました。職員が市民から、住所、氏名、生年月日、性別などの必要事項を聞き、お互いにモニターで確認しながら端末への入力を行い書類を作成します。それらの情報を入力していくと、住所変更と同時に行うべき届出が一覧として表示され、各課に提出する書類、最大で10業務21種類が印刷される仕組みです。

また、埼玉県深谷市は、7月の新庁舎オープン時に、住民異動届に関する書類など、市民からの聞き取りにより職員が申請書の作成を支援する書かない窓口が開設いたしました。

平成29年予算特別委員会の総括質疑で、私は別府市のおくやみコーナーを紹介し、品川区でも導入をと提案した経緯がありますが、現庁舎において手続きに不慣れな外国人や高齢者の負担を軽減する、また子育て世帯の転入の際には、子どもの申請などに係る手続きの簡素化など、書かない窓口の設置を要望いたします。それぞれ見解を伺います。

○堀越企画部長 ワンストップ窓口、書かない窓口についてのお尋ねでございますが、現在は転入などにより、複数の課で手続きが必要な場合には、それぞれの申請書をご記入いただくという負担がございますので、この負担を軽減する手法が基本的なワンストップ窓口の考え方だと思ってございます。

イメージでございますが、先行する自治体で行っているような総合窓口をつくって、そちらで複数の手続きが全て完結するものが1つ。それから、情報について複数書かないという、書かない窓口がありますが、なるべく少なくするというふうな、そういったものが負担感の軽減を図るものだというふうに思っております。

また、それを進めるためには、組織間が連携をいたしまして、来庁された方を、例えば今、おくやみコーナーのお話ございましたけれども、しっかりとご案内するということが必要だと思っております。

併せてもう1つが、デジタル上のワンストップ、デジタルファーストという言葉もありますけれども、オンライン上で行政手続きが完結する仕組みがあるというふうに思っております。長期基本計画におきましても、先端技術を活用するというふうな視点を掲げてございますので、それにのっとり今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、現庁舎における書かない窓口の設置等についてですが、現在のところは、品川区への転入に伴う例えば児童手当等の手続きについて、窓口ではなく郵送でも対応を可能にするようなことを検討しているところでございます。それから、先ほど答弁がありましたLINE等を活用した届出の自動サービス等についても、対応する申請書の拡大を検討しているところでございます。

今後、様々な先行自治体の例も参考にさせていただきながら、現庁舎に対応できる部分というふうな形にはなりますけれども、具体的な方法について様々な検討していきたいと考えているところでございます。

○新妻委員 現庁舎での行政サービスの向上をもう一步要望いたしまして、私の総括質疑を終わります。塚本委員に引き継ぎます。ありがとうございました。

○あくつ委員長 以上で、新妻さえ子委員の質疑を終わります。

次に、塚本よしひろ委員。

○塚本委員 区議会公明党を代表して、新妻委員に引き続き、総括質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査について質問します。

ＰＣＲ検査の受皿が拡大される中、検査のありようについては様々な意見があります。区議会公明党は、感染拡大を最小化するための戦略的な検査実施が必要と考えております。今定例会で議案上程され、９月２４日に成立した補正予算で、重症化リスクの高い方への感染拡大を防止するため、区内の高齢者、障害者の入所・通所施設の従事者を対象としたＰＣＲ検査を実施することになりました。また、東京都も都内の特別養護老人ホームなど、高齢者、障害者の入所施設の職員、利用者を対象としたＰＣＲ検査の費用を全額補助するとしています。区の高齢者・障害者施設従事者を対象とした検査や、都が全額補助する検査は、スクリーニング検査と称されますが、この事業の概要についてお知らせください。

また、区の保健所で実施している行政検査との違いを、感染症対策としての目的や狙いの観点からご説明ください。

加えて、行政検査とスクリーニング検査について、感染拡大を最小化するために、それぞれの検査をどのような方針で実施することが効果的であると考えているか伺います。

○福内品川区保健所長 ＰＣＲ検査についてでございますが、まず高齢者等施設職員の検査につきましては、高齢者、障害者は感染により重症化しやすいため、介護、障害福祉サービス施設や事業所において、直接処遇によるサービス提供に従事する職員を対象に検査を実施するものです。このことにより、職員、利用者の感染不安の軽減につながるとともに、陽性者が出た場合は感染者の早期発見による感染拡大を抑制する効果が期待できます。

一方、行政検査につきましては、有症状者や患者の濃厚接触者等、感染の疑いのある方を対象に、適切な時期に迅速に検査を行い、感染者が入院や施設療養等につながることで、重症化予防や感染蔓延防止を目的としています。

感染拡大を最小化するためには、行政検査を無症状であっても濃厚接触者やＣＯＣＯＡ通知者なども含め、感染の可能性のある対象者に迅速に実施するとともに、感染者が発生した高齢者施設等については、対象を拡大し、積極的に検査を実施することで重症化を防ぐといったことが重要と考えております。

また、スクリーニング検査につきましても、地域や施設の感染状況も踏まえ実施することが効果的と考えております。

○塚本委員 区の保健所では、高齢者施設や学校で陽性者が出た場合、今ご説明があったとおり、濃厚接触の範囲を超えて積極的にＰＣＲ検査を実施し、感染拡大防止に努めています。このような検査は突発的に発生するため、対応する体制が整っておらず、検査を必要とする人に速やかに検査できないなど、担当課の業務に支障を来す懸念があります。保健所で実施するＰＣＲ検査は感染拡大防止の観点から、待ったなしの検査ですが、現在の検査体制の人員をお知らせください。

また、その現状について、区はどのように認識しているか伺います。

さらに、ＰＣＲ検査には医師の立会いが必須ですので、保健所の検査体制を整えるには医師の確保が必要です。東京都への要請や各種医療機関への働きかけなど、あらゆる手を尽くして医師免許を持つ職員を確保するよう求めます。区の見解を伺います。

○福内品川区保健所長 まず、検査体制でございますが、通常、保健所の医師１名、保健師１名、事務職１名の計３名で、施設に出向くなどして実施しています。対象が１００名近くなど多い場合は、非常勤医師の活用も含め、２チームの編成が必要となります。保健所には所長以外の医師が保健予防課

長1名のため、管理職業業務等の合間や休日に対応しており、迅速性の担保が課題となっております。

○榎本総務部長 医師の確保の関係でございます。品川区における医師不足につきましては、十分認識しており、これまでも東京都へ要望してきたところでございます。今回、コロナ感染症への対応に当たり、その必要性をこれまで以上に認識したところであります。今後も引き続き強く要望してまいります。

○塚本委員 今の医師不足というか、庁内のPCR検査は待ったなしの中で、医師の不足ということでの体制確保へのご答弁、総務部長のほうからいただいたということは、ひとつ私としても評価したいというか、品川区保健所だけの問題ではなくて、全庁的にPCR検査体制の行政検査の整備の推進というか強化はやっていただきたい部分であるというふうに思っておりますので、今、品川区は、今日のデータで見ると、23区の中では、感染者の人数の上から数えると12番目ですか、そういう他区との比較で測るものではないかもしれませんが、感染拡大防止のために、しっかりとした体制は何よりも求められるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ禍で顕在化する認知症への対応について伺います。

認知症について、感染予防のための日常生活の制限で状態が悪化するのではとのことから、広島大学と日本老齢医学会が、6月から7月にオンラインで全国945の高齢者医療・介護施設と在宅介護を担当するケアマネジャー751人に調査を実施した結果、生活の変化によって認知症の人の状態が悪化したとの回答は4割に上ったとありました。また、在宅では、介護サービスが受けられなくなったことで、家族が介護を行ったとの回答が7割を超え、コロナ禍での家族の負担増が生じております。

区は、認知症予防には、運動、知的活動、コミュニケーションが大切としていますが、コロナ禍で日常生活や介護サービスの制限が長引く中、認知症に関わる問題が一層顕在化すると思われる、認知症施策に力を入れることが必要と考えます。認知症施策の中でも重要なものの1つとして、早期に発見することがあると考えますが、区の見解を伺います。

また、早期に発見した後、行政の支援へのつながりや、家族、近隣地域へのフォローも大切です。この点についても見解をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 認知症は脳の皮質的障害によって知的機能が何らかの形で低下をする状態でありまして、誰もがかかる可能性があります。品川区の要介護高齢者の約半数に認知症の症状が認められることから、高齢者人口が増えるとともに、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症対策はますます重要な課題と考えております。

現在、早期発見のための認知症検診事業の実施に向けて、関係機関との調整を行っているところでございます。内容としましては、65歳以上の方を対象としまして、区内の協力医療機関で検診を受けていただくということを基本に考えております。今年度は、事前周知のための普及啓発パンフレットの作成の調製をしているところでございます。

また、受診後に専門医療機関や区の支援策に適切につながるような認知症ケアパスの仕組みも考えてまいります。

さらに、家族、地域へのフォロー体制としましては、認知症カフェをご案内するなど、適切な対応に努めてまいります。

○塚本委員 今、65歳以上に対しての検査というか、行っていただくというご答弁をいただきました。来年度、迅速にというか、スムーズにこれをスタートできるように、ぜひこの事業の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、認知症の施設面についてです。令和元年度の区の施設整備の状況を見ると、地域密着型サービス施設等整備費助成は1億4,479万円余の決算となっていて、着実に整備を進めていると、このように認識しております。しかしながら、一方で、在宅での介護が困難になり、施設入所を希望する家族がなかなかスムーズに施設を決められない状況もございます。小規模多機能居宅介護施設や、グループホームなど、今後の認知症に関わる施設整備の見通しについてと、希望しても施設入所がかなわない方についての対応をどのように考えているのかお聞かせください。

○伊崎福祉部長 品川区では、地域共生社会の実現に向けて、介護が必要になっても、認知症になっても、地域で主体的に生きるということを支える仕組みが大事だと考えております。その中の手法としまして、在宅サービスを充実していくことはもちろんですが、小規模多機能居宅介護施設やグループホームなどの建設にも力を入れているところでございます。

今年の令和2年3月に小規模多機能および認知症高齢者グループホームは、各1か所ずつオープンいたしまして、こちらは民間事業者が東京都の補助金等も利用して行ったものでございますが、今後も新規開設の相談がございましたら、積極的に区としても相談に応じてまいります。また、区立の指定管理施設としても予定しておりまして、小山台住宅跡地に地域密着型施設の整備を検討しているところでございます。今後も地域バランス等を考慮して、用地の取得に関する情報収集等に努めてまいります。

また、施設入所に至らない方への対応につきましては、軽度の認知症の方であれば、認知症カフェの紹介や一般デイサービスにおける軽度認知症プログラムのご利用を案内するなど、重度化防止に取り組んでおります。重度の方につきましては、認知症デイサービスなどをご利用いただくなど、認知症になっても在宅生活を継続できるよう、サービスの提供に努めてまいります。

○塚本委員 施設入所というところに関しては、やはり財政的な面とか土地の面とかいろいろとあって、ご希望の方がスムーズにということにはいかないというのは十分承知はしているところでございますが、ここのところが1つの認知症というか、施設入所に関わる課題だと思っておりますので、今後ともここについての推進をお願いしたいというふうに思います。

そこで次の質問ですが、認知症の方は、家族や町会の見守り活動などで支えられている部分も大きいですが、認知症の初期段階から行政や医療との連携、施設入所の手続きや家族の経済負担など、様々な場面で家族や地域からの相談が発生いたします。このような相談は担当するケアマネジャーが一義的に対応していると認識していますが、日常的に起こる様々な問題の中には、介護保険の枠組みを超えて対応することが必要なことも多々あります。認知症の当事者ならびに支える家族、地域の抱える問題に対し、行政としてさらなる支援が必要なのではと、このように考えております。

今後、認知症にまつわる様々な問題が顕在化するであろうと予測しますが、区の認知症に対する問題意識について伺います。認知症ケアを一層充実させるため、在宅介護支援センターにある総合相談窓口で相談者に伴走型で常に寄り添い、所管をまたぐ様々な相談に応じることができるよう、窓口機能を充実すること、また、地方の施設や遠隔地にいる当事者と家族をつなぐICT等の活用、そして支える家族同士の情報交換や悩みを共有するコミュニティの構築、こういったことを提案いたしますが、区の見解を伺います。

○伊崎福祉部長 認知症は高齢者人口の増加に伴って、今後も増加が見込まれております。このような状況を踏まえまして、区では今後も様々な施策を通じて、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちを目指してまいります。

具体的には、区民の認知症に対する正しい理解を促進するための啓発活動、予防対策として早期に発

見できる仕組みづくり、家族・介護者の支援策として認知症に関する悩みを持った方が気軽に相談し合える認知症カフェの運営支援などを通じて、地域住民の見守りや支え合いにより、地域ぐるみで認知症のある方を支えてまいります。

また、区では、介護保険事業計画におきまして、高齢者介護の7原則のうちに、自立支援と利用者本位という考え方を示しております。今後も認知症対策を進めるに当たっては、高齢者ご本人と介護をする家族の気持ちと主体性を尊重しながら、適切に努めてまいります。

なお、複雑化、多様化する相談に対応するため、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションなど、現在ある様々な相談機能を踏まえた上で、重層的な支援体制整備に向けて総合的な相談窓口機能の検討を進めてまいります。

I C Tの活用策としましては、今年度、認知症講演会において、会場での聴講に加えて、ウェブ配信も予定しております。このような試みを参考といたしまして、今後、様々な活用を検討していきたいと考えております。

また、家族同士の悩みの共有の場としましては、認知症カフェの充実などに努めてまいります。

○塚本委員 ぜひ認知症の施策、一層の推進をとお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、オンライン・シティの推進ということで質問したいと思います。

新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が求められる中、日本社会のデジタル化の後れが顕在化しました。この課題に対しては、国もデジタル庁の創設を掲げ、地域未来構想20という感染症にも経済危機にも強い地域をつくるための政策資料集を発表し、コロナ禍で顕在化した様々な地域課題の解消への取組みを提示しています。

そこで、品川区として、感染症にも経済危機にも強い地域づくりに向けて、中でも様々なオンライン化への取組みについて質問します。

まず、商店街についてです。商店街は、まちの生活インフラとして地域にとって重要な役割を担っています。今回のコロナ禍では、いわゆる3密回避のため、人出で減少し、かわってテイクアウトやオンラインショップでの販売が伸びています。まず、商店街のデジタル化施策について、区としてこれまで実施してきたものを教えてください。

オンラインショップやテイクアウトが進むと、今までのように店舗に人が訪れなくなる懸念がございます。区の助成事業を活用して開発された商店街運営における相互コミュニケーションを効率化するアプリを試験的に導入した商店街では、スピーディーな意思疎通や情報共有に役立っていると聞いています。区は、五反田バレーと商店街の連携を進める中で、ポストコロナを見据えた商店街のにぎわい創出や運営効率化について、デジタル活用による施策をどのように展開するのか見解を伺います。

○久保田地域振興部長 初めに、これまでの商店街のデジタル化施策についてお答えいたします。

まず、五反田バレー・商店街連携事業の1つとしまして、例えばECサイトの作成支援などを行ってきたところです。また、AIやIoTなど新たな情報技術を活用しまして、商店街などの地域課題の解決につなげる事業を実施し、令和元年度、そして今年度の2年間で、現在、戸越銀座商店街で実証実験を実施しているところです。また、そのほかにも商店街エリアサポーターと連携いたしまして、IT活用に向けたアドバイスなどを実施しているところであります。

次に、今後のデジタル活用の展開についてでございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、商店街も含め、ITを活用した経営戦略が不可避であるという認識を持って

おります。しかしながら、商店街では、ＩＴを活用することについての情報が不足しているといった現状がございまして、こうした課題を解決するために、ＩＴツールの試験導入や、また五反田バレーとの連携も進めまして、商店街のにぎわいや運営の効率化を図るためにも、様々な支援を進めていく必要があると考えているところであります。

○塚本委員 ぜひＩＴ企業等との連携、コラボすることによって、相乗効果で商店街の今後の新しいにぎわいづくり、また運営効率化ということに大きく寄与するところがあると思いますので、進めていっていただきたいと思います。

特にホームページの作成などでも、ただ作成するのではなくて、どういうものを作成するかで効果は大きく変わってくるので、そういうときにこのＩＴの知見が必要になりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育についてです。

品川区は、第２回定例会で成立した補正予算で、学習用タブレット端末２万４、０００台の予算を計上しました。ＧＩＧＡスクールが目的とする一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育の実現を念頭に質問します。

タブレットを使ってどのような授業を行っていくのかについては、款別審査でも議論がありましたが、民間業者がＧＩＧＡスクールを目的とした様々なパッケージソフトやコンテンツを開発している中、導入するソフトウェア等を検討、選定するときに、何を重視しているのかお聞かせください。

次に、機器の操作などの支援にはＩＣＴ支援員が配置されますが、品川区の教育要領に基づいた单元の中で、一人ひとりに個別最適化された学習を行うためには、授業の組み立て方など、教員の大きな意識改革が必要と考えますが、区の認識を伺います。

区は、各学校でＩＣＴ推進教員を指名するとしていますが、ＩＣＴ推進教員が学校内で指導的役割を担うために十分なスキルを身につけられるよう、教育委員会がしっかりと支援することを求めます。区の見解を伺います。

○齋藤教育次長 まず、導入するソフトウェアの検討、選定ですが、ＧＩＧＡスクール構想では、双方向型の一斉授業を可能とする学びの進化や、児童・生徒が学習状況に応じて個別学習を行ったり、全員がリアルタイムで意見交換をしたりする学びへの転換が求められております。その実現のため、教育委員会といたしましては、各学校が共通して利用するソフトとして、ロイロノートというプレゼンテーションのソフトや、これまでも採用し活用してきたｅライブラリアドバンスという学習支援ソフト、リモートで同時双方向でやり取りをするＺｏｏｍを選定しております。

また、今後は各学校が特色ある教育活動を実践する上で教育効果の高い学習ソフトを選定できるよう、学校を支援してまいります。

次に、教員の意識改革でございますが、これまでは電子黒板や超短焦点プロジェクターなどの活用を図りつつも、教員が児童・生徒全員に同じ内容を説明する、いわゆる教え込み型の授業が一般的でございました。ＧＩＧＡスクール構想のねらいの達成に向けては、タブレットの多様な学習支援ソフトを活用する授業の組み立てや指導が不可欠でございます。教育委員会といたしましては、効果的な授業の展開モデルや実践例をまとめた授業改善の資料を作成、配付するとともに、実践を積んだリーダー教員の授業から学ぶ研修を行ってまいります。さらに、各学校では、各教科等の年間指導計画にＩＣＴの活用を位置付けてまいります。また、授業での活用状況を学校評価に加えることで、十分に検証を図りつつ、活用を推進してまいります。

I C T推進教員への支援についてのお尋ねですが、各学校では、I C T推進教員と学年主任を中心に活用検討組織を立ち上げ、教職員の意欲とスキルアップを図ることを目指しております。特にI C T推進教員は、機器やソフトの情報や操作スキルを教員に伝達するという重要な役割を担っております。そのため教育委員会では、I C T推進教員に向けた研修として、配備されるタブレットに搭載される共同学習支援ソフトや学習支援ソフトの操作や活用の研修を行うことで、丁寧にI C T推進教員が自分の学校の教員へ伝達できるよう計画的に進めてまいります。

○塚本委員 ぜひ、来年度になるかと思いますが、各学校が同じようにスタートを切れるように進めていただきたいと思います。

次に、医療のオンライン化についてです。

内閣府の地域未来構想では、オンラインによる診療と服薬指導を行うための環境整備が記されています。区は、医療のオンライン化についてどのように考えているのか、見解を伺います。

また、オンラインによる診療や服薬指導について、区内の医療機関からどのように聞いているのか。さらに、医療のオンライン化について、区内の医療機関から要望などあった場合に、区として支援の考えがあるか伺います。

○福内健康推進部長 オンライン診療につきましては、平成9年から段階的に導入されており、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、患者のみならず、医師、看護師を院内感染リスクから守るためにもオンライン診療を活用していくことが重要とされ、4月以降、時限的、特例的な取扱いとして運用されているところです。

今般、初回診療時からのオンライン診療の恒久化について検討が進められており、日本医師会からは、安全性と信頼性を確保するため、かかりつけ医が関わるなど、医師と患者の面識があることを前提にすべきとの考えが示されております。区としては、コロナ禍におけるオンライン診療の状況が国においてしっかりと検証され、具体的なルールの枠組みの検討が進められていく状況を注視したいと考えております。

また、これまで区に対して医療機関からオンライン診療についての要望は特にありませんが、今後、オンライン診療のさらなる拡大が区民にとって受診環境の向上につながるのであれば、区としても地域医療の発展に協力したいと考えております。

○塚本委員 今後、区民生活のオンライン化の1つの柱になり得るものとも思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、区民生活のオンライン化についてです。

行政のデジタル化が求められておりますが、そのためには、なりすましを防止する確かな個人認証システムが必要です。今後、行政機関の個人認証システムは、マイナンバーカードに集約するべきと考えますが、区の認識を伺います。

現在、区は行政手続の電子申請には、東京電子自治体共同運営サービスを導入しています。区として今後の行政サービスのデジタル化に伴い、マイナンバーカードと東京電子自治体共同運営サービスをどのように整理していくのか伺います。

○堀越企画部長 まず、個人認証の関係等でございますけれども、区も行政手続のオンライン化は積極的に進めていきたいというふうに考えているところです。その上で、やはりなりすましの防止、セキュリティ対策をしっかりと構築していかなければならないと思ってございます。その観点からいたしますと、マイナンバーカードにおける公的個人認証については、セキュリティ対策などについても十分

対策がとられておりますので、マイナンバーカードの普及啓発という観点からも、個人認証についてはマイナンバーカードに集約する方向、国の考え方を見ましても、そういうふうを集約していく方向であるというふうに考えてございます。

それから、東京電子自治体共同運営サービスとのマイナンバーカードの関係をどのように整理していくかというところでございますが、東京電子自治体共同運営サービスも手続きとしては実績あるところでございますが、この後、マイナンバーカードの様々な機能拡充の取組みに、先ほどもご答弁いたしましたが、国のほうでも進めてくるところがございまして、マイナポータル等のワンストップサービスの運用も始まっているところがございますので、こういうところを踏まえまして、マイナンバーカードを活用した公的個人認証の利便性、安全性を活かして、しっかりとこれを活用したいというふうに思っているところでございます。

○塚本委員 この個人認証というか、今言った東京電子自治体共同運営サービスとの整理ですけれども、区民にとってはそういう個人認証のＩＤとかパスワードが幾つもあるというのは便利なことではないので、そういった区民サービスの向上という観点からも、今の方向性で進めていただきたいと思います。

次に、５Ｇの普及など、今後、社会全体のデジタル化が進む中、ＩＣＴを利用できる人とできない人の間に生じる社会生活上の格差を意味するデジタル・ディバイド、これを解消する取組みが課題となります。今はテレビもインターネットに接続する時代であり、インターネットとの接続はますます常態化することと考えております。デジタル・ディバイド解消のため、例えば品川区のほぼ全域に張り巡らされている品川ケーブルテレビの通信インフラを活用して、難しい技術を単純な操作で使えるよう、情報弱者の立場に合わせたインターネット環境の提供など、思い切った施策を検討していただきたいのですが、区の見解を伺います。

デジタル化推進による区民サービスの向上には、オープンデータ活用やＡＰＩ提供などに加えて、何よりも縦割り行政の解消が必須と考えます。各所管の事務を全庁的に見直して、デジタル化によるデータの一元化やシステムの共有、連携で、縦割り行政の解消を進め、区民にとってシンプルな手続きの実現を望みます。そのために、権限と実効性のある体制をつくり、全庁的な検討を開始するよう求めます。区の見解を伺います。

○堀越企画部長 デジタル・ディバイドの解消については、国においても様々な取組みを始めているところでございまして、大きな課題というふうに捉えてございます。

品川ケーブルテレビの視聴可能世帯数は、今、約１９万世帯で、区の全世帯数の８割の状況でございますが、ケーブルテレビの回線だけではインターネットの利用は、やはり送受信の装置、いわゆるモデムの設置が必要になってきますので、なかなか難しいかというような課題があると考えてございます。現在の通信環境からデジタル・ディバイドをケーブルテレビを使った形で早期に解決というのは、なかなか難しいかというふうに思っておりますが、様々な技術革新の動向を見ながら研究に努めていきたいと思っております。

それから、いわゆる縦割り行政の解消についてでございますが、今後の組織の在り方につきましては、現行の組織の機能を活かしつつ、また区民生活、今ご質問いただいているオンライン化も含めて、やはり１パッケージ、ワンストップでどのようにサービスを展開していくかというふうな部分を改革していく必要があるというふうに考えてございます。今後、まず１つは、ワンストップ窓口の、そういった窓口の物理的な在り方が１つでございます。それから、今ご質問いただいておりますＩＴツールを活用した

形でのワンストップを図っていくという点。それから最後に、やはり各部、職員がしっかりと連携して対応していくというような多角的な視点からしっかりと検討に努めていきたい、このように考えているところでございます。

○塚本委員 品川区がコロナ禍を乗り越えた先に先進的なオンライン・シティとなることを願い、質問を終わります。

○あくつ委員長 以上で、塚本よしひろ委員の質疑を終わります。

次に、おくの晋治委員。

○おくの委員 日本共産党品川区議団を代表し、総括質疑を行います。前半は、私、おくの晋治が、後半は鈴木ひろ子委員がそれぞれ行います。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、この3月末から本格運用が始まり、区民の暮らしを大きく変えている羽田新飛行ルートについて質問いたします。

まず、騒音の問題です。この点については、款別審査で区が騒音測定をしている台場小学校と立会小学校では、測定された最大騒音値が81デシベルあった点が問題になりました。事前の国の説明では、高度300mの新ルート直下での騒音は80デシベルであり、それよりも高く、また離れているにも関わらずそれよりも高い数値でした。これに対して区は、高い数値の発生回数は低く、平均値は台場小学校では77.1デシベル、立会小学校では79デシベルであるから、突出して大きい騒音値ではなかったという受け止めでした。このような受け止めでいいのでしょうか。79デシベル、77.1デシベルという騒音は、住民にとってはあまりにもうるさい騒音です。

共産党区議団が行ったアンケートでは、夜勤の仕事をしており、飛行時間には眠っていることが多いので、飛行機の音で目が覚めてしまう。十分な睡眠がとれないで現場に行くことになり、仕事に悪影響を及ぼしている。小さい子どもがいるため、昼寝中、泣いて起きることがある。想像していた以上にうるさい。自宅で動画を収録する仕事なのでとても困っている。家は賃貸なので引越しも考えているなどの切実な声が寄せられています。

そこで伺います。騒音は区民の日々の暮らしにどのような影響をもたらしているのかという目で見ると、いかがでしょうか。さらに、そうでなければ、区民の立場に立った見方にはなりません。ひどい騒音だとは思いませんか。これもいかがでしょうか。伺います。

○中村都市環境部長 騒音につきまして、区としまして、やはり新飛行ルートによる環境影響に対しまして、同じ騒音レベルでも音の聞こえ方、感じ方は様々であると感じております。区民の皆さんがその影響をどのように感じておられるかについても、様々意見をいただいているところでございます。

ただ、このデシベルという数字も単なる数字ではございますけれども、客観的な指標としての役割もありますので、国に対しても測定を求めていますし、区独自の測定局でも測定を行っているところでございます。

現在までに電話やメールなどで様々な方法で区民の皆様から様々な影響についてご意見をいただいております、これも国に伝えているところでございます。

引き続き、区としまして、区民の皆さんの意見をしっかりと聞き、区民の立場に立って国に対し必要な対応を求めてまいりたいという考えでございます。

○おくの委員 これは区民の皆さんの受けているれっきとした被害です。ぜひ寄り添った対応をしていただきたいと思います。

騒音の問題では、さらにあります。この騒音の問題は、健康被害をもたらしているという点でも重大

です。2018年にWHOは環境騒音ガイドラインを改定して、航空機騒音について、人の健康を守るために、1日平均の騒音指標の1つであるL d e nを45デシベル以下にすることを強く勧告いたしました。東京都や港区などでは、新ルートの騒音測定において、このL d e nの値も出しています。品川区に近い東京都の中央卸売市場食肉市場では、50デシベル以上の値が出ており、また、品川区内の都立産業技術高等専門学校、八潮学園では、45デシベル以上の値が日によっては出ております。それだけにこの値は重要です。

そこで伺います。品川区では、騒音測定において、このL d e nの値をなぜ出さないのでしょうか。出すべきではないのでしょうか。

また、区民の健康を守るという観点から、港区でも先ほど述べましたように50デシベル以上、また、都の資料からも、品川区内でも基準を超えた値が出ています。WHOの基準を超えているというのは問題だとは思いませんか。伺います。

○中村都市環境部長 L d e nでございますけれども、健康の保護に資する基準というところで、年間L d e nによって判断されるものでございますけれども、区では、現在、騒音の最高値、発生回数等を公表しております。ただ、L d e nにつきましても、今後、年間L d e nについて公表を予定しております。

それから、WHOの示すL d e nについてでございますけれども、これは国際的に示された知見というところで、まずは国レベルで議論すべきというふうに考えております。区としまして、国がしっかりと精査をし、基準を定めるところは定めるべきであり、また、区としまして、定められた基準を遵守すると。当然のことながら、国に対しても遵守を求めてまいります。

○おくの委員 L d e nの値、区民の健康という非常に重要な要素に関するものです。ぜひ積極的に取り入れていただきたいと思います。

続きまして、区民が強く不安を抱いている航空機からの落下物、そして万が一の墜落事故、特に落下物の問題について取り上げます。

衝撃だったのは、3年前の9月、大阪市でオランダ航空機から約4.3kgのパネルが脱落し、走行中の車に衝突した事故でした。もし人にぶつかっていたらと想像すると、今でもぞっとします。また、翌年1月には、航空自衛隊によって機体が整備されている政府の専用機からパネルが脱落するという事故も起こっています。国の対策も落下物防止対策の基準、また起こった場合の損害賠償の基準を新しくしたただけのことです。これらの対策で落下物がなくなってしまうわけではありません。墜落事故はもちろん、また落下物による事故をなくすためには、市街地を飛ばないという以外にはありません。

加えて、新ルートを飛ぶのは民間機だけではなく、自衛隊機も飛ぶことが、この間、判明しました。地域からも驚きと不安の声が上がっております。国交省による部品欠落の報告制度、また羽田空港における駐機中の機体チェックの対象とならないことも明らかになっています。これは、これまで国交省や防衛省が説明してこなかったことです。即ち、羽田新ルートについては、これまで国交省が一元的に責任を負っていると考えてきたわけですが、そうではなく、国交省の責任が及ばない分野があることが、今回、図らずも明らかになりました。

そこで伺います。区は、本格運用以前に、羽田新ルートを自衛隊機が飛ぶことがあること、そしてその自衛隊機も1時間44便のうちに含まれていること、国交省による部品欠落の報告制度および羽田空港における駐機中の機体チェックの対象とはならないことの説明を受けていましたか。そして、受けていなかったのなら、区も区民も全く知らされてこなかった重大な新事実が新たに判明したわけですから、

国に即刻運用中止と、改めての説明の場を設けさせるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。伺います。

○中村都市環境部長 自衛隊輸送機が飛行したということでございますけれども、新飛行ルートの事前の説明では、飛ぶとも飛ばないとも説明はなかったという認識でございます。まず、この自衛隊機の飛行の目的は、任務の遂行ということでございますけれども、飛行については定期的なものではなく、従来の飛行ルートにおきましても自衛隊機は飛行しているという国の説明でございます。

ただ、区といたしましても、区民の安全安心の観点から、新飛行ルートにおきましても、可能な限り、事前の情報提供を求めてまいりたいというふうに考えております。

また、この中止を求めるというところに関しましては、国防に関する任務の遂行の是非を区が判断することはできませんので、区としてこれをもって直ちに新飛行ルートを中止という判断にはなりません。区民の安全安心の観点から、先ほども申し上げましたが、可能な限りの情報提供をもらうということ国に申し入れていくという考えでございます。

○おくの委員 区は事前には全く説明を受けていなかったという認識でよろしいですね。

○中村都市環境部長 ご指摘のとおりでございます。

○おくの委員 事前に説明を受けなかった以上、やはり全く新しい事態が展開しているわけです。民間機と自衛隊機は全く違うものを運びますし、違う飛行機が飛ぶわけです。全く新しい事態が展開した以上、新しい事態の展開として説明の場は少なくとも設けさせるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○あくつ委員長 一問一答はなるべく避けるようにしていただいて。

○おくの委員 はい。

○中村都市環境部長 この自衛隊の飛行につきましては、これは従来の飛行ルートでも飛行していたというところがございますけれども、やはり事前の説明がなかったというところは区も疑問に思うところはございますし、今後、丁寧な情報提供という観点からも、十分に説明を行っていきたいというふうに考えております。ただ、この航空機の任務遂行というところにつきましては、これは区として是非を述べるというところではございません。引き続き、丁寧な情報提供を求める、そういったことを国に引き続き申し入れていくという考えでございます。

○おくの委員 新しい事態に対する新しい説明、強く求めていただきたいと思います。

さらに次にいきます。新ルートの固定化回避を掲げる検討会が、結局、新ルートの固定化を招くという問題について伺いたいと思います。

款別審査では、国交省が6月に設置した羽田新経路の固定化回避の検討会が、結局は新ルートを前提としたものに過ぎず、新ルートを再検討するものではないことも明らかになりました。共産党の国会議員の質問主意書への答弁書で、国もこの検討会において、新飛行ルートの滑走路運用および発着便数を再検討することは考えていないとはっきりと述べています。改めて伺いますが、羽田新経路の固定化回避の検討会は、現在の滑走路運用、つまり、都心ルートを前提にしたものであると、区もそこは認めているということでよろしいですね。伺います。これが1番目です。

2番目、そうであるなら、この検討会は、区民にとって新ルートの固定化ということではないでしょうか。

3番目、やはり中止またはルートの変更を国に求めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

以上3点、伺います。

○中村都市環境部長 この固定化回避の検討会でございますけれども、区としましては、新飛行ルートを固定化しない取組みを国に求めることは、新ルートの飛行における地域の環境影響を可能な限り軽減していただく、こういったことを国に対して求めることだというふうに捉えております。これは本格運用したからそれでおしまいということではなく、新たな技術革新も踏まえ、環境影響の軽減に向けた取組みを行ってってもらいたいという、そういう思いから国に申入れを行ったものでございます。現在、国では検討会が立ち上がりまして、技術的な観点からも様々検討が行われるというふうに考えております。現在、検討中ということでございますので、どのような考えが示されるか予測ができない中でございます。そういった検討途中における国の発言に対して、区の考えを述べることは差し控えるべきと考えております。ただ、この国が行う検討については、先ほども申し上げました区民の負担を可能な限り軽減していただく、こういった方向性で取り組んでいただくというところは、区としてぶれずに結果を注視していきたいというふうに考えております。

○おくの委員 結局、今のご答弁からも、この固定化回避の中に区としても現在の都心ルートを前提にしたものであると。つまりは、新ルートの撤回、中止ということは固定化の回避の中には含まれていないという前提で取り組まれているということがはっきりしたのだと私は思います。

次にいきます。最後に、これだけ重大な被害を区民にもたらす新ルート、政府自らが地元の理解を得て進めると明言していたにも関わらず、住民が無視され続けて強行されてきたことも大問題です。

伺います。品川区の住民は、新ルートへの賛否を聞かれたことが一度でもあったのでしょうか。いかがでしょうか。

それからもう1つ、最後に伺います。今の住民は自らの意思を目に見える形ではっきり示そうと、品川区民投票条例制定に向けて住民自らの手によって署名運動を始めています。これは重大な政策決定に当たり、住民、主権者の声を聞いて決めるという民主主義、地方自治の在り方から言ってとても大切なことだと思います。区としては、住民投票を求める住民運動をどのように受け止めていますか。伺います。

○中村都市環境部長 まず、区民に対する意見を聞くというところでございますけれども、これまで国は、品川区をはじめとしまして関係自治体において複数の日数でオープン型説明会を行っております。これは複数の説明をワンセット、1フェーズといたしまして、合わせて6回、6フェーズの説明会が行われてきております。また、品川区内におきましては、区の要望に対しまして、区内全域を対象として、合わせて13回の教室型説明会も開催されております。区も同席しましたが、国から直接の回答による活発な質疑応答が行われたと記憶をしているところでございます。

また、条例制定に向けた署名運動につきましては、自治法上も認められた権利でございますので、区としましては法令に基づき厳正に対応してまいりたいと考えております。

○おくの委員 結局、この条例制定運動も地元の理解を得て進めると国自らが言いながら、結局は地元の理解を得られないまま進めた点から、こういう自体に立ち至ったと。新ルートへの賛否を聞かれたことが結局は一度もなかったという事態から生じたことだと私は思います。新ルートによって区民は日々の暮らしとその環境を壊され、また、健康も蝕まれております。また、命さえ奪われようとしております。それにも関わらず、区民の意思は全く無視されて、新ルートが強行されてしまいました。区民がこのような被害を受けるいわれは全くありません。新ルートの中止、撤回、強く求めて私の総括質疑を終わります。

○あくつ委員長 以上で、おくの晋治委員の質疑を終わります。

次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 続きまして、日本共産党の総括質疑を行います。私、鈴木ひろ子からは、新型コロナ対策について質問いたします。

感染者は7月からの第2波が収まらず、品川でも10月にはさらに拡大しているとの報告でした。昨日の東京都の感染者は284人、収束には程遠い状況です。感染拡大による暮らしと経済への影響は大変深刻です。第3波が懸念される中、これからの対策が決定的です。感染拡大を抑えるためのPCR等検査の抜本拡充と、深刻な経済危機から区民の暮らしを守る対策を求めて質問します。

まず、PCR等検査の抜本拡充についてです。第1波の4月、第2波の7月、8月、9月の感染者数とPCR検査数、陽性率、10月については分かっている日にちの範囲で結構ですので、数をそれぞれお聞かせください。

それから、品川区のPCR検査体制について伺います。PCR検査センター、帰国者・接触者外来での1日のPCR検査可能数、医師会を通じて東京都と契約をしているPCR検査可能な医療機関の数と、そこでの検査可能数をそれぞれ教えてください。

品川区の感染者数は1,000人を超えましたが、保健所として、これまでの感染実態を分析検証し、どのような場所で感染が起こっているのか、なぜ20代、30代に多いのかなど、感染の特徴、区の特性や課題など、明らかになっていることは何かお聞かせください。

○福内品川区保健所長 まず、4月、7月、8月、9月、10月の感染者数、PCR検査数、陽性率でございますが、まず4月は、感染者数が139人、検査が513件で、陽性率が27.1%です。7月が、感染者数233人、検査が2,641件、陽性率8.8%。8月が、患者数270人、検査数4,719件、陽性率5.7%。9月が、患者数132人、検査数5,660件、陽性率2.3%。10月は7日までの数字でございますが、感染者数が54人、PCR検査数が1,321件、陽性率が4.1%でございます。

次に、区のPCR検査体制についてですが、帰国者・接触者外来等の1日の検査可能数は、PCR検査センターと帰国者・接触者外来のうち、区で把握している限りでございますが、200件程度と推定しております。

また、医師会を通じ東京都と契約をしている唾液によるPCR検査可能な医療機関数は39か所ございまして、こちらは増加傾向にございます。ただ、検査可能数は把握しておりません。

次に、品川区のこれまでの感染者の実態、特徴でございますが、第1波のときには比較的高齢者の方も感染をしておりましたけれども、第2波になりましてからは、圧倒的に20代、30代といった若い方たちが多くなっております。トータルで見ますと、20代が最も多く、30代、40代、50代と続いております。また、性別では、20代はほぼ同数ですけれども、他の年齢では男性が多い状況です。

なぜ20代、30代が多いかということにつきましては、やはり活動が活発というようなことが挙げられます。感染者の方の行動を見ますと、お仕事を終わった後、お友達と会食をしたり、様々なイベント等に参加をされている方が多く見られる状況があると思います。感染経路が分かっている症例では、品川区独自の特性ということはありませんけれども、友人との会食や職場や学校などでマスクなしで接触をされている、また、それらの方からの家庭内感染が多く見られております。

○鈴木（ひ）委員 区としての課題とかがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

今の答弁から、PCR検査数が4月から9月にかけて10倍にも増えたということが分かりました。当初、PCR検査は抑制され、区も検査をやればよいというものではないと言ってきましたし、濃厚接

触者に対しても、共産党は当初から求めてきましたが、国の方針がそうになっていないと行っておりませんでした。しかし、今では濃厚接触者はもとより、さらに広い範囲でのPCR検査が実施されています。検査の拡大によって感染者の早期発見、早期治療、保護、隔離につながっていると思います。しかし、まだ検査抑制論があり、日本の人口対比のPCR検査数は世界で153位と遅れたままになっています。この抜本拡充こそ必要だと思います。厚労省もPCR検査等の拡充の方針を出しました。8月28日の国の通知、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の2、検査体制の抜本的な拡充で述べられている国の方針について、具体的にお答えいただきたいと思います。

さらに、9月15日、厚労省からインフルエンザ流行に備えて、検査体制の拡充に向けた指針が出され、検査体制の点検と強化を求められています。東京都に報告した区の実践をお聞きします。これからの検査需要の見込み、PCR検査の検体採取対応力について、現状での1日の件数と、ピーク時、1日何件まで引き上げる計画か、そのための体制整備をどうつくっていくのか、相談体制はどう拡充するのか伺います。

○福内品川区保健所長 先ほどの感染の状況に関します課題でございますけれども、やはりマスクの着用等をそれぞれの個々の方が守っていただくというのが、まず重要かと思います。また、密閉されているような空間の利用についても控えていただくということが重要、また、高齢者の方は重症化しますので、そういう方たちへの感染を防止するというのも重要な課題だというふうに考えております。

次に、国がPCR検査の検査対象を拡大してきた理由でございますけれども、やはり当初は病気そのものがよく分かっていないということもありましたし、検査についても、当初、精度が保たれた民間機関での検査が始まっていないということで、東京都においても都の健康安全研究センターでのみの検査というふうになっておりましたので、ある程度、数が稼げなかったというような状況でございます。国内全体で検査可能な体制がそういう意味では整えられていなかったのが、徐々に検査体制が整ってきて拡大をしてきたというふうに考えております。

次に、8月28日の国の検査体制の抜本的な拡充に述べられている方針でございますが、4点ございます。

まず1点目は、今後のインフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対し、都道府県に地域の医療機関での検査体制の構築と、新たな検査体制整備計画を策定するように要請する。

2点目は、感染者が多発またはクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関や高齢者施設等の勤務者等を対象にした検査の実施、また、地域における感染状況を踏まえて、感染拡大防止をする必要がある場合は、広く地域の関係者の検査の実施を都道府県等に対して要請するという点が2点目です。

3点目は、感染拡大や重症化防止の観点から、高齢者等に対して市区町村において、本人の希望による検査をする場合は国が支援する。

4点目は、社会経済活動の中で、本人等の希望により、全額自己負担による検査ニーズに対応する環境整備。ただ、この際は、行政検査が逼迫しないように、知事が検査機関に要請をするといった4点が示されております。

次に、9月15日に出された国の通知に基づきまして、検査需要数の見込みでございますが、こちらは東京都が都内全ての自治体の検査需要見込みを立ててございます。それによりますと、人口約41万人の品川区においては、1日当たり326件の検査需要数を見込んでおります。

これに対して対応能力はどの程度あるのかということですが、現時点で把握している限りでござ

ざいますが、先ほどお話をした現状でも把握しているものとして検査の可能数が200件、それから唾液の検査可能医療機関が現在のところ39か所ございます。今後も増加の見込みがございますので、1日で、先ほど申し上げました326件程度の検査は可能ではないかというふうに考えてございます。

また、今後の検査体制の整備でございますが、今後のインフルエンザが流行するシーズンを見据えまして、現在、東京都、都の医師会等で、どのように診療、検査の体制を整えるかというような検討が進んでございます。国からもそれぞれの医療機関に補助が出るというようなスキームでございまして、今、それらの検査、診断を行っていただく医療機関に手挙げしていただくというような状況になってございますので、それらで拡充が見込めるというふうに思っております。区におきましても、今後、医師会等と詳細について詰めてまいります。

また、今後の相談体制の拡充ですけれども、現在の電話相談の窓口は維持をしたいというふうに思っておりますけれども、今後、発熱の患者数が増加してきたときに、現在のところは東京都が一括して対応して発熱患者を診ていただける医療機関を案内するというような役割分担が示されておまして、これらが確定し次第、区民にきちんと情報提供してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木（ひ）委員 やはり抜本的に検査を拡充していくという方向で進めることが本当に大事だと思うことだと思います。

衛生費の審査のときに、私が、国もPCR検査拡充の方針として出している、一定の高齢者や基礎疾患のある人へのPCR検査を区として行うことを求めたのに対して、区は、症状がない人が希望すれば検査をするというのは特段の方向性は決まっていないとの答弁でした。私は、ぜひこれを行う方向で決めていただきたいと思います。

厚労省は、9月15日の通知で、65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する者を対象に国庫補助を行うと打ち出しました。その理由を重症化リスクが高く、感染した場合は死亡例の増加、重症化の増加と、それに伴う医療提供体制の逼迫につながると述べ、PCR検査の基準単価2万円の場合、半額を国庫補助、残り半額を地方創生臨時交付金の対象とするとしています。ぜひこれを区が活用して、高齢者、基礎疾患のある希望者へのPCR検査を実施するよう求めます。いかがでしょうか。

さらに国は、感染者が多発している地域において、医療機関や高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象とする一斉定期的な検査の実施を要請すると求めています。この要請に沿って検査の拡充を求めます。いかがでしょうか。

今回、介護サービス事業者と障害福祉サービス事業者へのPCR検査が実施されることになったことは評価します。さらに保育や教育、清掃など、エッセンシャルワーカーへの対象拡大と、定期的な検査への拡充を求めます。いかがでしょうか。

以上、3点の実施について、お答えいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金は、品川区に幾ら出されているのか、どう活用されているのか、今述べた対策に活用できるのか伺います。

○品川財政課長 地方創生交付金について、私からお答えさせていただきます。

現在、地方創生臨時交付金の品川区に対しての交付金額の合計は14億円余となっております。

充当先としましては、しながわ活力応援給付金、中小企業等への家賃補助、それからPCR検査センターの運営費等に充当してございます。

なお、委員のご質問にありますPCR検査等につきましては、地方創生臨時交付金の対象におおむねなるというふうには考えておりますが、詳細な事業内容等によっては一部対象外になることも考えられ

るところでございます。

○伊崎福祉部長 私からは、高齢者へのPCR検査、それから高齢者施設入所者等へのPCR検査などについてお答えを申し上げます。

厚労省の通知によりますと、助成対象となりますのは65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者となっておりますが、手続きの詳細につきましては、現時点では示されておられません。

区といたしましては、委員ご指摘の介護サービス事業者等のPCR検査の実施に向けて、今、作業を進めているところでございまして、こういった手段を講じて、安心して介護サービスをご利用いただけるように努めてまいります。

また、ショートステイなどのご利用者に対する検査につきましても、同様に今、検査体制との整合性などから、現在のところは拡充することは考えておりません。

○福内品川区保健所長 医療機関や高齢者施設の勤務者、入所者全員に対する、一斉定期的な検査の拡充についてのご質問ですが、現在、高齢者施設や医療機関で感染者が複数発生するなどした場合は、現在でも対象を広げ、感染状況により複数回検査を実施しております。今後も感染状況等に応じて確実に検査を実施してまいります。

○鈴木（ひ）委員 高齢者と基礎疾患のある人を対象に、国庫補助を行うという通知は、1か月前の9月15日に出ているのです。この1か月前に出ているものに対して、1か月間、このことに対しては検討してこなかったのでしょうか。私は何よりも高齢者と基礎疾患のある人は、かなり幅広くなります。この方たちの安心につながり、生活の質を変えるものになっていきます。大変意味あることだと思いますけれども、区は、この高齢者と基礎疾患のある人への検査に対して、必要な検査とは考えないのか伺います。

○福内品川区保健所長 高齢者や基礎疾患を持っている方は重症化のリスクがあるということは、そのとおりでございます。ただ、検査を実施するに当たっては、やはり効果的に実施する、また、感染の疑いのある方たちからきちんと検査を行い、また、場合によっては対象をそこから広げて検査をしていくことが望ましいというふうに考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、この65歳以上の高齢者と、基礎疾患を有する者を国庫補助を行うと、ここまで出しているわけですから、この検査をやっていただきたい。これを検討しなかったのか、そしてこれを必要だと思わないのかを伺ったので、そのことについて答弁をお願いします。

○福内品川区保健所長 答弁が重なりますけれども、こちらの市町村において本人の希望により検査をする、当然これは国が支援するというふうになってございますけれども、全国を見てみますと、感染者の数、また感染者がどのようなところから出ているのか等々、非常に差があります。品川区の場合は、現在、高齢者の方は家族からの感染、また施設の中での感染ということが見られておりますので、現時点では、そのような状況を踏まえて、施設等、または家族の中で、そこからまた広がる場合は濃厚接触者に対してということで確実に検査を実施していくということを考えており、先ほどのご質問の検査につきましては、現時点では実施をする考えはございません。

○鈴木（ひ）委員 非常に残念です。私はぜひ実施の方向で検討をしていただきたいと思います。ここまで国が出しているわけですから。区はこれまでも国の方針でやってきたと繰り返し述べています。さっきの3点も国が出している検査の方向です。ぜひ拡充の方向で取り組んでいただきたいと思います。

感染拡大の防止と社会経済活動の両立の最大の鍵は、検査と医療の拡充です。検査の拡充抜きに感染の再燃を避けることはできません。感染の不安があれば、安心して様々な活動に取り組むことはできま

せん。改めてPCR検査等の拡充を強く求めます。

次に、保健所体制の拡充について伺います。

保健所の部課長はじめ保健師など職員の頑張りに支えられた新型コロナ対応だったと思います。この間、長時間労働や仕事の緊張など、多大なストレスだったのではないのでしょうか。感染症担当の保健師、他の職員の月ごとの残業時間について、平均時間数、最も多い月、最も多い人は何時間だったのか伺います。

ストレスチェックはされているのでしょうか。その結果、対策が必要ということはないのか伺います。

もともと保健師は人口対比の定数が23区で最低の人数であり、共産党は定員増を求め続けてきました。さらに今回のコロナ禍です。厚労省も保健所体制の強化を打ち出し、恒常的な人員体制の強化に向けた財政措置を検討するとしています。区として保健師の正規職員の大幅増員を求めますが、いかがでしょうか。

○榎本総務部長 保健所の体制のご質問でございます。まず、感染症担当の平均の残業時間につきましては、4月から9月までの平均で月92.5時間です。最も多い月が8月で128.9時間、それから最も多い人につきましては、事務職で194時間でございます。

ストレスチェックにつきましては、9月に全職員を実施しておりますので、その中で、今、検診機関のほうで集計をしているところで、11月には各個人に報告書を通知する予定でございます。その結果によりまして、産業医の面談、本人であったり上司を通じての面談などで行う予定でございます。

それから、保健師の採用につきましては、この間、計画的に採用を行ってきております。この5年間で22名を採用しているところでございます。今後も採用に努めてまいります。

○鈴木（ひ）委員 私は、正規職員の大幅増員を求めましたので、そのことについての答弁をお願いします。

次に進みたいと思います。区民や中小事業者への経済支援についてです。

昨年10月からの消費税10%への増税で、区民の暮らし、営業が大きく落ち込む中でのコロナ危機、学生、非正規労働者、中小事業者、アーティストなどなど、多くの区民が大変な苦境に見舞われています。個々に心を寄せた支援が求められています。4月から6月の品川区中小企業の景況では、製造業、小売業、建設業など、全ての業種で最悪の、大きく下降であり、予測も明るい見通しがありません。区がこの状況をどう捉え、どのような対策が必要と考えるか伺います。

さらに具体的に伺います。家賃助成ですが、7億円超の予算を組み、地方創生臨時交付金が財源です。国、都、区が固定費補助に踏み出したことは画期的なことであり、大きく評価するものです。しかし、区の助成金は家賃の20分の1が3か月というものです。東京都並みに2倍に額を引き上げること、3か月の期間を国並みに6か月に引き上げることを提案します。さらに区独自に収入減が5割減、また3割減が3か月と厳しい要件を緩和することを求めますが、いかがでしょうか。

持続化給付金で一時は乗り切れたが、この先の見通しが立たないとの声がたくさん届いています。1回限りの給付ではなく、持続的支援を国に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○榎本総務部長 職員の増員という件でございますけれども、この間、保健所等の部分でも保健師を採用してきております。そのほかいろいろな業務量を考えて、この間、増員をしてきているところでございます。今後も適正な仕事の執行ができるように人員をきちんと配分しながら仕事を進めていきたいと思っております。

○久保田地域振興部長 区内中小企業への支援についてお答えいたします。

次に、家賃支援給付金についてでございますが、これらの要件につきましては、経営状況が特に厳しい事業者に迅速な支給を実施するものと考えておりまして、審査を極力簡略化し、迅速な給付をするという観点から、都の2分の1の上乗せ助成ということで考えておりまして、引上げや要件緩和については考えておりません。

○久保田地域振興部長　持続化給付金の件につきましても、こちらは国が実施しているものでございまして、区として国に継続的に支援を求める考えはございません。

続きまして提案ですけれども、住居確保給付金、緊急小口資金・総合支援資金は、多くの人が活用し救われています。支給された人数をそれぞれ教えてください。

多くの学生が生活費と高い学費をまかなうためにしていたアルバイトがコロナ禍によって激減し、休学、退学に追い込まれ、学ぶ権利が奪われています。港区のように、品川区でも大学生、専門学生に対する給付型奨学金制度の創設を改めて求めます。いかがでしょうか。

また、緊急小口資金・総合支援資金につきましては、各都道府県社会福祉協議会が各市町村の社会福祉協議会に委託をして支援をしているものでございますが、社会福祉協議会から聞いたところによりますと、緊急小口資金は3,301件、総合支援資金は2,456件、総合支援資金の延長が563件と聞いております。

品川区におきましては、平成３０年度から高校生のための奨学金の返還免除制度を導入して行っているといった状況がございます。こちらが導入の目的のところが、高校生活の修学意欲を高めるであつたり、そういったところもあるのですが、さらにその効果としては、高校を中途退学の抑止にもつなげたいといったところが、目的・効果としてあつたところです。

—53—

でございます。

○鈴木（ひ）委員 私はコロナ禍による区民の苦境に心を寄せた対応をお願いしたいと思います。コロナ対策は国民の切実な声や運動、論戦によって新たな制度もつくられました。しかし、まだまだ不十分です。PCR検査、医療体制の拡充、暮らし、営業を守る支援の取組みを求めます。そのための財源は、税金の使い方を変えれば十分に確保できます。区民がこれほど苦境に直面しているときに、50億円もの税金を投入する大崎駅西口F南地区の超高層開発は、9月末、事業認可の申請を行いました。JR開発のために進める庁舎の建て替え、800億円もの税金を投入する巨大道路づくり、こうした税金の使い方は見直し、コロナ禍から区民の命と暮らしを守るために充てるよう求め、質問を終わります。

○あくつ委員長 以上で、鈴木ひろ子委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時08分休憩

○午後3時25分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。須貝行宏委員。

○須貝委員 コロナ感染問題の影響で、倒産、休・廃業や解散は5万件、解雇、雇い止め、自宅待機などの失業者と休業者は数百万人いて、その大半が収入がゼロになり、生活費や家賃に回すお金がなくなっていて様々な援助を受けています。そして、自殺者も増えている現状があります。

1つ目、区内の中小・零細企業の経営の現状をどのように把握していますか。

そして、倒産、廃業、休業、解散などをした企業数を把握していたら教えてください。

○久保田地域振興部長 区内中小企業の現状でございますけれども、このコロナ禍の中で経営は大変厳しい状況になっているというふうに私どもも認識しているところでございます。倒産、廃業の件数でございますけれども、廃業については区内の状況についてはつかみ切れていないところでございます。倒産につきましては、8月末まで25件というふうに報告を受けているところでございます。

○須貝委員 今、地域経済と社会活動の崩壊が始まっていると思います。このコロナ感染による影響は、非常事態であり、そして異常事態ではありませんか。ならば、区内産業の経営状況は、調査、把握するべきだと思いますが、再度教えてください。確かに倒産は減っていますが、廃業、休業等の会社が多数あるように聞いております。もう一度ご見解をお聞かせください。

○久保田地域振興部長 廃業につきましての数値でございますけれども、品川区ということではございませんけれども、全国の場合ですと、昨年在約4万件ほど、それに対して今年につきましては、たしか5万件を超えて6万件近くにいくのではないかとこの見込みが出ているということは把握してございます。

○須貝委員 このコロナ感染問題から起きていることは、今までの不景気とは全く異質です。大企業であれ、日本の基幹産業であれ、対処が難しく、いつ倒産や廃業を迎えてもおかしくないという状況にあります。売上がない、銀行等の融資金や預金がなくなり運転資金がなくなれば、家賃も光熱費も仕入費の支払いができなくなり、企業はやめるしかありません。違いますか。これについてももう一度ご見解をお聞かせください。

そして、勤労者も失業する。休業する。勤務時間の削減により所得が減っているため消費も伸びないではありませんか。お答えください。そして、何か対策をお考えですか。教えてください。このまま

何も支援がなければ、企業がなくなり、雇用もなくなります。そして失業者が増え、貧困層が増えると思いますが、教えてください。

○久保田地域振興部長 企業の支援でございますけれども、やはり私どもとしましては、企業が企業活動が継続できるようにということで、融資あっ旋などの資金繰りを続けているところでございまして、こうしたことによりまして経営活動の継続をしていければというふうに考えているところでございます。

次に、消費の落ち込みについてでございますけれども、これらにつきましても、私どもとしましては、例えばプレミアム率30%の区内共通商品券の発行をするなど、区内の消費喚起を積極的に進めているところでございます。これらの対策に加えまして、企業のほうの様々な経営相談に乗るということも大事なことでございまして、社労士等の活用もした相談窓口の設置、また、国や東京都の助成金の相談窓口の開設をはじめ、そういった企業や雇用を維持できるような形の支援も継続的に進めているところでございます。

○須貝委員 今、ご答弁いただきましたが、まず、融資あっ旋、これは融資をあっ旋して企業につなぎ資金を貸している。でも、いずれ返さなくてはいけない。でも、ご存じのとおり、一向に売上が伸びない、消費が伸びない、ということは、この融資あっ旋はどこかで行き詰まります。そして、プレミアム付商品券、これは一部の人だけにいくのです。別にご商売をやっている方にいくわけではなく、そして消費にしても、やはり品川区民の中で本当に一部ですから、これが景気回復または地域振興、仕事をやっている皆さんのために、ゼロとは言いませんがそんなに貢献しているとは思いません。そして、経営相談、窓口相談を増やす。今、相談ではないのではありませんか。相談して何とかなるならいいです。違いますでしょう。今は何とかして企業を存続させるということを第一に考えるべきではないかと思います。今、区内の消費を増やし、区内産業を守り、雇用を守る対策が必要ではないかと思いますが、お答えください。

そして、屋形船の業界だけに5,000万円の支援をするなら、他の業界にも平等に商品やサービスに対して、2割引券などの発行をして消費の底上げを今は図るべきではないかと思うのですが、その辺についてもお答えください。

○久保田地域振興部長 融資あっ旋等につきましては、つなぎ資金というお話もございましたけれども、例えば返済の3年間の据置といったものもございまして、コロナ収束後に返済をしていただくといったような制度設計をしているところでございます。これらにつきましても、大変大きく皆さんご利用いただいて、企業の継続的な活動に大きな貢献をしていると私どもは考えているところでございます。

また、プレミアム付商品券等につきましても、プレミアム率を通常の10%から30%に引き上げるといったことと、発行金額もこれまでにない総額で10億円の発行ということで消費喚起につなげてきたということでございます。

また、経営相談等につきましても、これらは短期的ではなく、長期的に企業の経済的な活動を継続的にやっていくという上では大事なことでございますので、短期的な支援、また長期的な支援といったことも踏まえながら、こうした相談をご活用いただきたいというふうに思っております。

また、屋形船等の支援に加えて、他の業界へというお話もございましたけれども、まずは大きな痛手を負いました屋形船のところに支援をさせていただいて、その後、状況等を見ながら、必要に応じて他の業種等につきましても検討を進めていきたいと考えております。

○須貝委員 今、経営相談もやって、これから皆さんがどうやってやっていったらいいのだということを、区としても力を入れてやっていくと。融資は先ほども言いましたけれども、これはあくまで延命

であって、いずれは返さなければいけない。返すに当たって、部長、売上がなかったら企業は何もできないのです。ご存じのとおり、固定費だけは払わなければいけない。例えば人を雇っているのなら、その人に払わなければいけない、光熱費も払わなければいけない、そして家賃もあれば払わなければいけない。いくら補助を得ていても、家賃補助も限界があります、期間があります。そうしたら、何が今一番だというのは、相談でもなんでもなくて、どうしたら消費を喚起して皆さんに買っていただくか。そして、その地域の商店、また事業所を何とか元気づけさせる。そして、そこにお金が回るようにすることが第一だと思います。第二には、今もう難しいなら転業を考えられたらどうですかとか、そういうことも1つの提案だと思います。ですけれども、今は皆さん必死で、区内経済、区内企業は頑張っています。私は、何とかその方たちにお金が回るようにやっていただきたいと思います。

今、お話がありましたけれども、屋形船だけでは雇用の拡大効果はやはり弱く、また、特定の業界だけに支援するのはおかしいと思います。雇用と消費に今危険な兆候が出ております。このままの傾向が続けば、年末から年明けにかけて、倒産、廃業が増え、失業率の悪化や消費の足踏みなどがより鮮明になりかねないので、大変心配しています。

この地球規模の非常事態を何とか乗り越えていただきたいと思います。今までと全然違うのです。景気が悪い云々ではなくて、仕事がない、お客さんが来ない、そのことを踏まえて、もっと踏み込んだ支援をしていただきたいと思います。

そして次にいきます。

このようにコロナ感染問題は、区内産業や区民の生活のみならず、区の財政にも大きな影響を与えることになると思います。1年半後は、区民税や消費税の税収減、財調の減少などにより、区の歳入は落ち込むかと思います。その中で社会保障費は増え続け、新庁舎の建築費、水族館の大改築費、学校や区内施設の改築費、そしてふるさと納税による減収など、財源に不安を感じますが、どのように認識していらっしゃいますか。教えてください。そして、今後、区はどのような対応をお考えなのかお聞かせください。

○品川財政課長 税収等の関係でございますが、法人住民税の一部国税化、この辺が非常に大きいところ、それから、コロナウイルス関係によりまして、法人関係の税金は非常に厳しくなっております。今年度末の財調が、金額としてはかなり下がってくる模様だというふうに考えられます。来年度についても、区民所得等が多分落ちてくると想定されますので、住民税等の収入も減というふうになってくるかと思います。また、国や都の補助金等も、やはりしっかりと動向を見ていかなければいけないというふうに考えております。

今後の対策としましては、既存事業の見直しも進めまして、しっかりと優先順位を見極めながら、必要な事業をしっかりと進めていきまして、引き続き、計画的で健全な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○須貝委員 これから事業も見直しというお話ですが、私は今、品川区にとって行財政改革を断行する時期ではないかというふうに考えます。

1つは、しながわ水族館の廃止です。品川区の近くには2つの水族館がJRの駅前にあります。品川駅前のアクアパーク、そして川崎駅前にできたカワスイ、川崎水族館です。これは両方とも民間経営です。また、品川区の水族館は、近々2025年問題で老朽化が進み寿命を迎えると思いますが、これに対しては大規模改修が必要になるのではないかというふうに思います。そして、その額は恐らく数十億円と多額な費用がかかるというふうに思います。水族館に対する自治体経営は、もう役割は終えたと私

は思います。近くにこれだけ民間の水族館ができていけば、ましてアクセスがいい水族館が2つもあるならば、もう民間でできることは民間で任せるべきだと思いますが、お答えください。

そして2つ目は、ふるさと納税の対策です。今では約24億円の税収減で、渋谷区のように返礼品競争を本格的にやるべきではないかと思います。品川区は、8月20日、ふるさと納税制度を活用した渋谷区ふるさと納税の受付を始めました。生まれた地など居住地以外の地方自治体に寄附すると、住民税が控除されるふるさと納税、地方特産品を中心とした返礼品競争が起きるなど、ふるさと納税の利用が広がる中、渋谷区では、2020年度、影響額の見通しが28億円とふるさと納税による減収が年々増加し、区政運営にも影響が生じ、もはや看過できるレベルではなくなっていると区長が言ったことから、ふるさと納税の導入に踏み切りました。そして返礼品ですが、事業者に対して、例えばチーズを作っている会社にはチーズを、レストランにはフレンチレストランの食事券、そしてホテル宿泊とディナープラン、こういうものも用意されて、若者が、また多くの人たちが、渋谷区のふるさと納税をやってみよう、手助けしてみよう、自分たちの利益だと思うのですけれども、そういう気持ちにさせる、そういうものを品川区も本格的に真剣に取り組むべきだと思います。今までは関係ありませんというご回答が多かったですが、もうこの期に及んでは、私はしっかりとやっていただきたい。今後、渋谷区では、現在の状況にも対応できる返礼品の拡充、拡大を図っていくというふうにあります。これについても品川区の見解をお聞かせください。

○藤田防災まちづくり部長 私からは、水族館についてお答えをいたします。

水族館でございますけれども、宿場町として栄えていた品川区として、昭和50年代に埋立て等がかなり進んでいく中で、区として東京湾の資料や生物を紹介する資料館の計画案がまず立案されまして、その後、昭和60年代に入りまして、議会からの提案により水族館としての計画の検討が進んできたものでございます。その後、平成3年10月に開館してございます。

これまで区といたしまして、水族館の運営の中では、小学生をご招待したり、あるいは、立会川にボラが大量遡上したときに、水族館としても様々な調査を行ったりなどすることで、公立館としての役割を十分に果たしてきたところでございます。今後も引き続き、効率的、効果的な運営は必要かと思いますが、公立水族館としての役割をこれからも全うしていきたいというふうに考えてございます。

○榎本総務部長 ふるさと納税の関係でございます。今、委員のほうから他区の例を出していただきましたけれども、品川区に関しても、ふるさと納税は平成22年から始まりました。その中で国がいろいろと制度を変えてきまして、地方に有利なルールづくりというか、そういう基準を作ってきました。その中で品川区は、平成27年度から返礼品を考えてふるさと納税に着手してまいりました。ただ、なかなか今、総務省が作るルールの中で地場産品という制限がありますので、区内で作っているもの、区民から寄附をいただくと返礼品は返せないという形になりますので、区外の方から寄附をもらったときに返す、そのような足かせのある仕組みの中でどういうふうにするかということです。ただ、これ、納税という名前ですけれども、基本的には寄附制度ですので、皆さんの心意気を持って寄附していただくことが重要なので、返礼品を目当てにやるというものではございません。そういった意味で、今回も新型コロナウイルスの寄附ということで、返礼品はなく、そういう寄附を求めてきた経過がございます。

○須貝委員 返礼品、なぜ地方はそういうふうに皆さん協力しているか、寄附しているかという、やはり今、働いている人も皆さん所得が少ない、その中でできるだけ節約して、外で牛肉なり、農産物なり、海産物なり、やはり安いものを何とか節税しながら買おうという、そういう気持ちなのです。お金に余裕があってやっているわけではないのです。そういうことを考えたら、もう転換しなければいけ

ないのではないかと思います、もう一度ご見解をお聞かせください。

そして、水族館ですが、当時はアクアパークもなかったし、今回のカワスイ、川崎水族館もなかったのです。それはそのときで確かにお子さんにそういう勉強をさせる、それはある意味で意義があったと思います。でも、今はそれは終わったではないですか。周りにこれだけ民間でできるところがある。ましてアクセスが全然違う。そして、毎年施設の改善もする。現に来場者が少しずつ減っているならば、もう転換する時期だと思いますが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○榎本総務部長 ふるさと納税の仕組み自体が、多く税を納めている方に対しての控除が大きくなるという仕組みですので、税を納めていない方に関しては控除は受けられないという形です。そういった仕組みになっておりますので、今現在そういう形で流出する元というのは、ちょっと言いづらいですが、区内の高額所得者の方が地方へ寄附すると、その部分の区の税金が外へ流れるという、そういう仕組みになっていますので、それについては国に一定のルールの改正を求めているという立場でございます。

○藤田防災まちづくり部長 水族館のほうでございますけれども、都市型的水族館、この中で本当のまちの中にある水族館と、私どものしながわ水族館は公園が背後にあるということで、大きな水族館の役割が異なっているというふうに考えてございます。料金的な体系も含め、しっかりとこれまでも運営をしてきたところでございます。

入館者数が減少してきていることは確かにそのとおりでございますけれども、現在、私どもも顧客満足度満点プロジェクトということで、ぜひとも来てもらえるお客様に満足をしていただけるような仕組みも改めて検討しているところでございます。その辺も含めまして、効果的効率的な運営を、公立の水族館でありながら民営で行っている水族館として、しっかりと役割を果たしていきたいというふうに考えてございます。

○須貝委員 やはり近々そういう区の財源も厳しくなる、財政も厳しくなる時期があるならば、私はやっぱりそれなりに考えていくというのは必要だと思います。

そして、ふるさと納税もそうですが、お金のある方と言っていますが、こういう税制を国でつくってしまった、だけど、毎年24億円、20億円以上のお金が、住民税が流れていくというのは、これはしっかりと区としても真剣に取り組むべき話だと思います。そのようなきれいごとは要らないのではないかと思いますので、これはこれで質問は終わります。

次に、感染症の影響は区民生活の中にたくさんあります。個別にお聞きします。

高齢者福祉に必要な介護施設やデイサービス、訪問介護施設などの倒産や休・廃業も過去最多ペースで増えています。コロナウイルスの感染を恐れて介護サービスの利用を控えたり、施設が受け入れをやめたりして休業したりする動きが影響しているようですが、利用しない、利用できない高齢者の中に、精神的にうつや認知、または持病や足腰の悪化や身体機能が低下する方が増えています。ですから、高齢者には社会活動に参加していただき、心身ともに元気な生活を続けていただきたいものだと思いますが、ご見解を教えてください。そのためにはご自宅に引きこもる生活ではなく、孤立化を防ぐために感染防止対策をしながら外出し、お友達と会話をし、一緒に遊ぶことが必要だと思いますが、教えてください。

そして、シルバーセンターやほっと・サロンでは、カラオケやマージャンなどの教室や様々なサークルなどがありますが、感染対策を工夫した上で、使用制限を解除したらどうでしょうか。マスクを着用するほかに、使用時間の弾力化など、飛沫感染を防ぐために、施設内には机やステージにもつい立てや

仕切り板を置いて、窓を開けるか換気扇の設置、そして空気清浄機の設置、受付、出入口には簡易型体温計など、様々な工夫をして解除できませんか。お答えください。

○伊崎福祉部長 新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、今まで当たり前だと思っていた日常生活が送れなくなっております。高齢者の方にとってもそれは全く同じでございます。特に元気高齢者といわれる施設の入所等、介護サービスを使っていられない方にとっても、やはり外出をして人と人とのコミュニケーションをとるということは、健康維持のために大変重要なことであると考えております。

そのような中で、感染予防対策をしっかりとした上で、今までと同じ形ではなく、新たな工夫をした中での健康維持のフレイル予防という目的を果たすための活動について、今、区といたしましても、様々な事業で工夫を凝らして少しずつスタートしているところでございます。

ただ、シルバーセンターなどにおけますカラオケやマージャン広場などにつきましては、やはり感染の危険性が高いということで、現在のところは、3密回避、あるいは飛沫の感染予防というところから考えまして再開はできておりません。しかしながら、様々なところで再開をしている先例もございますので、そういったものを参考にしながら、区の中でどうやって活かしていったらいいのか検討してまいりたいと思います。

○須貝委員 何とか高齢者の方も元気でいていただくために、最大限の努力をしていただきたいと思います。また、外に音が漏れるということがありますが、外に音が漏れない換気扇も販売していますから、そういうこともご検討ください。

次に、同様に大災害時の避難場所に課題はありませんか。教えてください。避難場所には、赤ちゃんから高齢者までの大勢の区民が殺到しますが、健康な方のほかに、様々な持病や病気をお持ちの方、インフルエンザやコロナの感染者などを収容できるスペースはあるのですか。お答えください。

避難所は健康なお一人の方が待機する面積が決まっていますが、疾病ごとの隔離や収容するスペースを確保するためには狭過ぎると思いますが、不可能ではありませんか。教えてください。

また、収容能力を超えた場合は入場制限をするのですか。混乱時ですが対応できるのですか。教えてください。

また、狭いところに大勢入るわけですから、二次感染、三次感染を防ぐことは可能なのですか。教えてください。

○滝澤災害対策担当部長 大規模震災時のご質問についてお答えをいたします。

まず、避難所の確保、スペースの問題でございますけれども、先ほど委員からございましたように、子どもでありますとか、インフルエンザの罹患者でありますとか、持病のある方、このような方を全て区分して避難をしていただくことは極めて困難だというふうに考えております。現在は、インフルエンザ、新型コロナのゾーニングについて検討しておりますけれども、今後、要配慮者エリアの拡充を含めて、ここのところは検討が必要ではないかというふうに考えております。

次に、収容スペースを超えた場合の入場制限についてでございますけれども、基本的には、指定された区民避難所に区民の方には避難をしていただくことになります。区民避難所のスペースを超えた場合には、区で準備しますほかの避難所のほうに区が移送を実施いたします。区民の方にとりましては、基本的には区民避難所に避難をしていただいて、その後は区のほうで処置をしていきたいというふうに考えております。

最後に、狭い場所で避難をすると、コロナの二次感染、三次感染、我々が一番懸念しておりますのは、

一般の避難者エリアでコロナが発生することが一番対応が困難だというふうに考えております。その場合には、そのエリアを閉鎖するとか、必要であれば、体育館に入っているものをホテルを借り上げて全て個室にして、そこで一時、2週間なり管理をするとか、そのときの状況に応じて、どのように対応すべきかについては保健所と連携をしながら考えていきたいというふうに思います。

○須貝委員 東北の大地震があったときは、タブレットか何か、スマホだったか、それで病人が何人いる、今日は具合が悪い人が何人出たというのをお互いに情報を共有して、それで危ない方はそちらのほうに誘導するとか、様々な取組みもあると思います。ただ、これは本当に難しい問題だと思います。今回、コロナ感染問題が出て初めて、やっぱりこれは怖いなと私も思ったので、避難計画の見直しと避難所の見直しをしていただきたいと思うのですが、そこら辺はご検討しているのでしょうか。お知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 現在、コロナに伴いまして、避難所のマニュアルの改定を行いながら、いかに避難所の運営を支援するかについては検討しております。最終的に、コロナに伴う災害対策計画の修正までについては検討している範囲ではございません。

○須貝委員 何とか取りまとめて、区民を守るようによろしくお願いいたします。

同様に、学校などの感染者や、その症状に似ている方が見つかった場合についてお聞きます。

感染者が見つかったので、次のような情報が学校から保護者にありました。学校の生徒の一人にコロナ感染者が見つかりました。2番目に、濃厚接触者がいる可能性があるため、在籍クラス全員がPCR検査を受け、3日後に結果が出ます。そして、保護者以外には連絡をしないようにと指示されました。学校関係者以外には連絡をしないでくださいということですが、これでは感染拡大を防げないと思いますが、お答えください。日数が経つほど二次感染、三次感染等は広がりませんか。教えてください。

○齋藤教育次長 教育委員会では、感染者情報を該当校の保護者に提供しております。学校からの一斉メールの内容も、保健所と協議をいたしまして発信しております。これは感染した児童・生徒、ご家族のプライバシーをお守りするだけではなく、感染した児童・生徒が保健所に正確な行動履歴を提供し、必要な区民に必要な検査を受けていただくためのものでございます。また、健康を回復した後に、感染前と同様に登校していただくためにも重要だと考えております。したがって、外部に感染者情報を提供することは控えさせていただきます。

○須貝委員 多くの生徒は、家族をはじめ、日常生活、習い事やスポーツクラブなど、様々な人と接触しております。日数が経つほど接触者数は増えますので、異常があった場合には、保護者から濃厚接触が疑われる団体、組織に、感染防止のために速やかに連絡するように指導できませんか。教えてください。

そして、今ご答弁がありましたが、学校は感染拡大を防止するより、風評被害を優先するということですか。教えてください。

○齋藤教育次長 先般、学級閉鎖となった区立学校がございました。保健予防課長に先頭に立っていただき、日曜や平日、夜間にも最も精度の高いPCR検査を実施していただきました。検査に当たっては、行動履歴の把握や関係者に丁寧な聞き取りを行っております。その上で、検査対象者を絞り込んでいました。必要な区民に必要な検査を受けていただくためには、適切な情報提供が何より重要であると考えております。教育委員会としては、なお一層、保健所と連携を図って情報発信を図る考えでございまして、外部にいたずらに情報提供を隠す、こういったことではございません。

○須貝委員 一人ひとりが感染、発病したときには、日常、かなり多くの人に接触しているというこ

とは事実です。だから、いろいろな場所に行っていますから、そのご家庭から、少なくともその団体に連絡をして、何とか拡大を防止するということが大事だと思います。

そして、今、校庭を使用している、学校施設を使用している団体の保護者が、校庭内で練習等を見学することが禁止されている学校がありますが、感染リスクが少ない校庭での見学はなぜ駄目なのですか。教えてください。

また、見学を了承している学校もありますが、なぜ対応が分かれていますか。この辺についてもご見解をお聞かせください。

○齋藤教育次長 学校での感染リスク、学校からの感染リスク、こういった疫学的判断は保健所の知見によることが重要であると考えておりますので、保健所と連携を図りつつ情報提供を図ってまいります。

学校の校庭の見学については、今のお話は詳細を承知しておりませんので、学校が必要に応じて判断しているものと考えております。

○須貝委員 やはり教育委員会として、学校を束ねている、指導しているのですから、私は1つの指針がやはり必要だと思います。なぜ外で駄目なのか、これは親御さんも分からない。教室とか体育館、校舎内は分かりますが、やはりその辺はしっかりとご見解をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○あくつ委員長 以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して、総括質疑を行います。

まず、全庁的な障害者への合理的配慮に関する質問をいたします。

障害者差別解消法が2016年に施行されて約4年が経ちました。これまで障害者福祉の問題は福祉部門の課題として取り上げてまいりましたが、今回は全庁的な問題として取り上げ、障害者差別解消の進捗を点検し、さらに推進する姿勢で質問をいたします。

庁内各部署には、品川区発行の「品川区障害者差別解消法職員ハンドブック」が配られていると思います。あらかじめ委員長の許可を得ましたのでお示しいたします。これです。この編集の所管は障害者福祉課になっているので、改訂の都度、障害者福祉課からの発信、配付されていると考えてよろしいでしょうか。各所管では、このハンドブックを受け止めて、どのように職員で共有し、活用の方法を徹底しているのか、研修などもあったほうがいいと思うのですけれども、その辺の活用について伺います。

○伊崎福祉部長 障害者差別解消法の取組みにつきましては、福祉部が全庁的な取りまとめを行っておりますので、私から回答させていただきます。

障害者差別解消法職員ハンドブックは、障害者福祉課が編集をしまして、全職員にデータで配付をしております。これを活用いたしまして、毎年、新入職員を対象に研修を実施しているところです。また、全職員を対象として、各自が障害者差別解消法の再認識と、自分の仕事での日頃の取組みを振り返ることができるよう、意識調査も行っています。

また、全庁的には、障害者差別解消推進本部会議を開催し、各部の取組みや今後の取組みについて、情報共有や全庁的な取組みについて協議をしています。

各部の取組みといたしましては、障害者差別解消法や職員ハンドブックの内容にのっとり、庁内ルール周知徹底をしております。情報発信では、音声コードへの対応を行う、窓口では必要な備品を配備するなど、各部の業務内容に応じて合理的配慮を行っているところでございます。

○吉田委員 それでは、発信だけではなく、この実施についても福祉部が統括的に行っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

それを前提として、改めて、ガイドブックの中からピンポイントで幾つか具体的に質問をいたします。

款別審査の総務費のところで、ホームページの視覚障害者向けの配慮について伺いました。このハンドブックの20ページ、情報発信における合理的配慮の庁内統一ルールが示されております。発信媒体がホームページの欄には、音声対応が可能なテキストファイル等を掲載することとなっています。総務費の款別審査では、品川・生活者ネットワークとして、せめてワードをというふうに言いましたが、統一ルールは、「等」がついているのですけれども、テキストファイルというふうになっていることを改めて確認いたしました。ところが、ホームページの中では、所管によって大分ばらつきがあって、そうっていないものもたくさん見受けられるのですが、それぞれの理由を伺いたいと思います。

総務費のときには、場合によってはPDFでない難しいものもあってというようなお答えもありましたが、それは何なのか伺いたいと思います。

それから、併せて21ページの貸出用用品について伺います。

手話通訳タブレットは、情報推進課の貸出になっております。これについては、このハンドブックが作成されたときからさらに施策が進んでいると思います。その点については評価したいと思います。款別審査のときには、たしか50台用意されていると伺いましたが、貸出システムについて伺います。置かれていない所管課もあるようなのですけれども、どこにどのように置かれているのか伺います。どのように利用されているのでしょうか。また、窓口でタブレットが使えることの表示、案内はどのようにあるのか、それぞれの所管について伺います。

○伊崎福祉部長 障害者差別解消法に基づく各職員、各部署の取組みにつきましては、先ほどもご答弁を申し上げましたが、全庁的な障害者差別解消推進本部会議をもって全庁で共有して、それぞれの部署がそれぞれの事業の内容に応じて合理的配慮を行っているところでございます。

ハンドブックに記載されている内容につきましては、常に障害者福祉課として見直しを行っておりますので、近年の様々な対応にそぐわないところがございましたら、修正をしていきたいと考えております。

○堀越企画部長 まず、ホームページの資料等のことでございますが、PDFファイルを使わせていただいている理由を改めて申し上げますと、レイアウトの固定ができるですとか、改ざんされにくいですとか、そのほか文字化けがない、データ容量の低量化等の理由があります。PDFファイルのほかにもワードを使って表示をしているというふうなところもございます。今回のコロナの関係のいろいろな区の資料等は、PDFと、もう1つワードも使ってございます。フローチャートですとか、やはりPDFでなければというものが幾つかございますので、そういうものはPDFを使わせていただいているというところでございますが、引き続き、研修等を通じまして、読み上げソフトに対応できるページを作成することと、それからPDFの場合には、できるだけワードも添付するというような形をさらに周知をしていきたいと思っております。こういった観点から、職員のアクセシビリティに対する意識を、ホームページ作成の広報の面からも行っていきたいというふうに思っております。

それから、タブレットにつきましては、現在、50台ということで、貸出については情報推進課のほうに貸出用のタブレットがございますので、こちらで貸出をしています。それから、総合窓口のほうでもタブレットの貸出対応を行っておりますので、それについて区民からのお問合せについても対応できているところでございまして、職員の周知、それから窓口での周知については、引き続き全庁周知を

しっかりと図っていきたいと思っています。

また、関係団体につきましては障害者福祉課のほうで対応してございますので、全庁的に連携して対応をしていきたいと思っています。

○吉田委員 PDFファイルのことですけれども、何年か前から、改ざんの恐れがあってPDFでないということがありましたが、それが今、ワードとPDFを並べて表示することによって改ざんは防げているのではないかというふうに思います。より読みやすい、フローチャートはまた今度、別の読みにくさがあります。それから絵とか、なかなか難しい問題だと思いますけれども、一層情報のアクセシビリティを高めるような施策を進めていただきたいというふうに思います。

タブレットですけれども、情報推進課に50台あるということなのでしょうか。

実は、聴覚障害の方から、タブレットがあると思って窓口に行ったら、タブレットについての認識がなくて、職員の方に筆談を試みられたということがあったそうです。タブレットがあるはずだと説明するのが大変だったというふうにおっしゃっているのですが、どこにあるかの広報と窓口での徹底に課題があるのではないかと思います。総合案内も大分表示が変わってきてよくなったと思うのですが、ちょっと分かりにくいかと、総合案内、表示はありますけれども、分かりにくいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

先にいってしまいます。

次に、23ページの統ルールの中の手話通訳者派遣・要約筆記者派遣について伺います。

説明会、イベント、講座等で手話通訳や要約筆記者が必要な場合は、品川区障害者地域活動支援センターに申し込むようにと書いてあります。直近の例で、そこだけが悪いと言っているのではないのです、あくまで例の1つとして取り上げますが、先日の大井町駅のまちづくり説明会には、手話通訳者も要約筆記者もいませんでした。なぜでしょうか。必要ないと判断したように読み取れてしまうのですが、見解を伺います。

本来であれば、区民向けの説明会には基本的に配慮として用意すべきと考えますが、それが難しいなら、せめて近隣へのお知らせや広報しながわに掲載する案内、ホームページ等に手話通訳や要約筆記者が必要な人は事前に申し込むように載せるべきと考えます。この間のまちづくり説明会の区報への広報には、その案内もありませんでした。この点について見解を伺います。

○伊崎福祉部長 まず、手話通訳タブレットでございますが、職員ハンドブックのほうに、基幹事務ヘルプデスクへ連絡の上、貸出というふうに明記がしてございますので、まずこちらのハンドブックを各職員に徹底させて、皆がこの内容を理解するように努めてまいりたいと思います。

それから、手話通訳につきましては、合理的配慮の提供という部分になってくるかと思うのですが、国の基本指針に、あるいは障害者差別解消法におきましても、合理的配慮の提供は、その事業を行うに当たり、個々の場面において障害者から意思が伝えられた場合に、その意思が過重でない場合において対応するものとされており、ハンドブックにもその内容に沿って記載をしております。

しかしながら、個々の内容によりましては、一律的な対応が難しいというところもございます。障害者の方が、まず申込みがしやすいような工夫をすることが必要だと考えております。職員ハンドブックの記載においても必要に応じて改訂はしていきたいと考えております。

○堀越企画部長 すみません、若干補足させていただきますが、先ほどの答弁でちょっと分かりにくいところがありました。今、福祉部長からタブレットの話がありましたけれども、配備箇所としては、広報広聴課、情報推進課ですとか、地域センター、税務課等の窓口職場などを含めて合計50台でござ

いまして、貸出用で総合窓口と情報推進課に複数台持っているという意味で答弁を申し上げました。

周知については、今、福祉部長が申し上げましたとおり、我々としても全庁的に庁内周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○吉田委員 タブレットですけれども、どこに置かれているかが分からないということだと思います。職員に徹底されるのももちろんとても大事なのですが、やっぱり見た人が、タブレットを必要とする人がどこに置かれているか、総合案内の説明もそういうことであれば、もうちょっと分かりやすく具体的に書いていただきたいと、私の理解力の問題かもしれませんが、ぜひお願いします。

それから手話通訳者、ただ例として挙げただけだと言いましたけれども、まちづくりに福祉の視点は絶対に必要です。そういうまちづくりの説明会であるのに、手話通訳者がそもそもなかったということと、それからアクセスしにくい、そういうことを申し込みにくいということがあると思います。

実は、品川・生活者ネットワークも当事者の方からご指摘を受けました。こちらは当然、参加申込があれば、これらの配慮をするつもりでいても、事前の案内にそれが明記されていなければ、自分たちは対象になっていないと感じてしまうということでした。こちらが積極的に配慮することを示さなければいけないと反省いたしました。

併せて、これは要望ですが、説明会や講演会でパワーポイントを使う場合、視覚障害者の方には、パワーポイントに何が表示されているかの説明をサポートすることが必要です。これも私たちも当事者の方から指摘を受けて気付きました。これらの配慮も今後実施してほしいと思いますが、見解を伺います。

ハンドブックは、障害者福祉課によって随時改訂されると考えていますが、次の改訂のときには、手話通訳者等の派遣を必要とするときにはではなく、原則としていただきたいと思います。事前広報への明記も同様に考えますが、見解を伺います。

○伊崎福祉部長 聴覚障害の方だけではなく、様々な障害のある方に対しての合理的配慮については、区としては必要なことでございます。そういった方たちのお声をいただきまして、合理的配慮につなげていきたいと考えてます。

手話通訳につきましては、先ほども申し上げましたが、本来、合理的配慮の考え方として、お申し出があればということではございますが、お申し出をいただくということができるように、そのご案内はしていきたいと考えております。

○吉田委員 私たちも本当に反省を込めて、やっぱりいろいろな配慮をこれからしていかなければいけないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、ハンドブックから離れるのですが、保健衛生施策に関わる質問です。

款別審査の際、新型コロナウイルスの検査で陽性となった場合は、原則入院か、軽症の場合は施設で隔離ということを改めて確認しました。これまで視覚障害者の方から、もし自分たちが陽性で施設隔離と判断されたとき、そのサポートはどのようにされるのか、いろいろな機会を捉えて何度も質問が出されていると思います。自宅ならともかく、初めての場所ではサポートが必須です。あらかじめ想定しておきたいと考えるのは当然ではないでしょうか。他の障害の方も同様の心配があると思います。障害者福祉課だけの判断では難しいと考えますが、しかるべき担当部署としてお答えをいただきたいと思います。

○伊崎福祉部長 障害のある方に関するコロナウイルスの検査のお話かと受け止めました。検査につきましては……。

〔「検査で陽性になったとき」と呼ぶ者あり〕

○伊崎福祉部長 失礼しました。検査が陽性になった後の隔離につきましては、障害のある方のそれ

ぞれの特性がございますので、その特性に応じて通常の疫学上の必要な隔離をしていく必要があるとは考えております。

○福内品川区保健所長 委員のお話のとおり、陽性者の場合は、医療が必要な方については病院に入院していただく。また、軽症者については、施設、ホテルに入所していただくということでございますが、やはり様々なご事情があって、それが難しいという方については、こちら事情をよくお聞きし、自宅で療養していただくということも可能であるというふうに考えてございます。

○吉田委員 ぜひそのことを質問が出たときに答えていただきたいと思います。だから、場合によっては自宅隔離の可能性もあると。その後がケース・バイ・ケースなのでしょうけれども、いきなりケース・バイ・ケースでその方に合わせてというお答えなので、想定ができないのです。その辺、もう少し丁寧に、それぞれの障害の方で心配されている方には対応していただきたいと思います。

時間がないので次にいきます。次、羽田新飛行経路についてです。

新ルートが実施され、騒音被害と落下物への懸念は残念ながら現実のものとなってしまいました。最初に、騒音被害の問題について伺います。

特に、行路直下の方の被害は大変に大きいものがあります。品川・生活者ネットワークには、一時、うつ状態に陥られたり、また、発達障害の中でも特に音に過敏な方、そういう方の状態に変化が現れたりという情報が届いております。しかし、これらの状況と騒音の因果関係を当事者が証明するのは大変困難です。こういう悪影響を懸念して品川・生活者ネットワークは、新経路運用前から区民の中で影響が予想される、例えば保育園等で状況の変化を捉える調査をすべきと主張してきました。区の見解は、それは国の責任というものでした。品川・生活者ネットワークとしても、当然、国の責任で行うべきと考えていますが、区としてそれを国にどのように主張しているのでしょうか。国はどう回答しているのか伺います。

国が動くには、相当時間がかかってしまうと考えます。国が動くまで区民を守る立場から区が実施すべきと考えますが、見解を伺います。

○中村都市環境部長 健康についてでございますけれども、区としましては、区民の皆さんが健康で安全な生活を送ることが大切なことと考えます。これまで区も、新ルートを原因として様々支障を来すことについては、当然のことながら健康についても国の責任の下、調査、対応が行われるべきという考えでございます。これは新ルートを国が公表して以来、変わらぬ考えで国に伝えているところでございます。主張というご質問については、このような形ですというところでございます。

また、健康被害の発生についてですけれども、現在、区に対しての連絡等は今のところはございませんが、区としましては、やはり国の事業であることから、まずはこうした事象について国への連絡等をして国へ伝え、適切な対応が行われるよう求めてまいりたいというふうに考えております。

新ルートの説明会でも同様の声がありまして、国の回答としましては、これまで事例がなく、調査は予定していないという回答でございましたけれども、やはり区としましては、こうした情報を得た場合には、しっかりと国に伝え、そして対応を求めていくというのは、これは公表当時から変わらぬことでございますので、国に対して求めてまいりたいという考えでございます。

○吉田委員 いろいろと求めていらっしゃることは承知しております。それに対してなかなか国は動かないわけです。それは時間が経ってしまいますので、ぜひ国がちゃんとその責任を果たすまで、区民を守る立場から区が実施すべきと考えて見解を伺いました。その点について伺います。

少なくともすぐに影響が想定できる視覚障害者、音を振動で感じる聴覚障害者、音の刺激を苦手とす

る発達障害者、保育園などの範囲だけでも、区として調査を実施していただきたいと思いますが、見解を伺います。

過去には、森永ひ素ミルク事件の後遺症の問題とか、宝塚斑状歯事件、疫学的な調査によって、ないとされていた重大な被害が明らかになった事例もあります。疫学的調査は大変重要です。ぜひ検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、落下物の問題を伺います。

これまでも何度か、落下物が起きた際の事業者としての責任のとり方について伺いました。国交省に事故が起きたときの責任のことを聞くと、補償の話になります。物的、人的被害が出たときに補償がされるのは今回の新飛行経路に限らず当然の話だと思います。被害が出なくても落下物があつたと認定されたら、事業者は何らかの責任をとるべきと考えますが、見解を伺います。

責任のとり方として、少なくとも一旦事業を停止して落下物の原因を究明し、その結果と対策を公表して、それから次の展開を考えるということが必要と思いますが、見解を伺います。

区としては、国に対して落下物が認定されたときの責任のとり方について、どのように主張しているのでしょうか。また、落下物の目撃情報があつたときも、少なくとも国としてきちんと調査はされるべきと考えますが、区としての見解を伺います。

○中村都市環境部長 まず、健康についての調査ですけれども、区としまして、これまでも区に届けられたご意見あるいは状況、こういったものをしっかりと国に伝え対応を求めてきております。やはり健康に関しての調査については、これは事業主体である国が行うべきということで考えているところでございます。

それから、落下物があつたときの事業者の責任についてでございますけれども、安全対策については区民の安全安心のために国にしっかりと行ってもらい、こういった考えが区の考えでございます。万が一、落下物が発生した場合には、国が責任を持ち調査を行い、航空事業者とともに対応に当たるといったことを確認しているところでございます。

また、事業の停止というところでございますけれども、発生時の対応といたしまして、まずは速やかな原因究明が一番最初に行うべき重要なものであるというふうに考えております。また、国も必要なこういった対策が行われるというふうに区としても考えております。そして、再発防止のために、必要に応じて他の航空機の点検も行うなどの対応もこれまで図られてきているところでございます。

業務停止などのペナルティにつきましては、緊急対応が終了した後、事後の措置として、国により適切に措置が行われるというふうに区としても考えているところでございます。

また、こういった事象の公表につきましては、これまでも国は行ってきておりますけれども、区も同様に丁寧な情報提供等の観点からも、今、委員のご質問のとおり、公表すべきというふうに考えておりますし、原因と対策については、国に対してしっかりと公表していただくよう求めてまいります。

それから、責任のとり方について、区がどのように主張しているかというところでございますけれども、これは本格運用前の国の説明におきまして、原因となった航空事業者が補償すること、また、航空会社が特定できない場合でも、可能性がある航空会社が連帯して責任を負う、こういったことを確認しているところでございます。また、原因究明に時間がかかる場合には、結果が出る前に救済制度による補償が受けられる、こういったことが国から示されております。区としまして、万が一の場合には、これらの説明がきっちり行われるように、当然のことながら、区民の側から国に求めてまいり、そういった考えでございます。

それから、目撃情報についてですけれども、こういったものがあつた場合には、少なくとも国の責任で調査されるべき、区も同じ考えでございます。

落下物の情報があつた場合には、例えば小さな曖昧な情報だつたとしても、そのときに飛行していた航空機、また機体の調査による落下物の報告、こういったものがありますので、一定の調査が可能な場合も当然あると思います。こういった少ない手がかりでも区として得た情報はくまなく国に報告をしてまいります。

○吉田委員 先ほどの補償の話は、結局、ただ落下物があるだけではなくて、やっぱり何らかの被害が出たときだと思うのです。だから、被害があつたら、本当に当然で、区も一緒にその原因を区民の立場に立って、国の責任、それから事業者の責任を求めていっていただきたいと思います。そうではなくて、落下物があつたときに、今、みんな騒音と落下物が不安で反対しているのです。それが現実のものとなつたときに、証明をするのが区民はすごく難しいと思います。それを区も区民の立場に立って主張していただきたいというのが私たちの願いです。本当に最低限の願いだと思います。

それから、今は落下物が認定された場合の話ですけれども、ちょっと申しましたが、それを証明するのはとても難しいと思います。国が調査をされるということで、信じたいですけれども、やっぱり第三者的な立場からの判断が必要と考えます。この点も区として国に求めるべきと考えます。先ほどの疫学調査で被害が明らかになった事例、区のほうにも情報提供しましたけれども、これを読んで改めて愕然としたというか、両方とも事業を推進したい立場からプレッシャーがかかっているのです。やっぱりそれをみんな漠然と心配しているのだと思います。そのことについて、品川区は、そのようなプレッシャーをかけるようなことはないと信じておりますので、区民の立場に立って国に求めていただきたいと考えますが、見解を伺います。

○中村都市環境部長 万が一、落下物が発生した場合の調査、これは公平な立場から厳正に行われるべきと、区としてもそのように考えております。

国の調査でございますけれども、国の調査の方法としましては、必要に応じて専門家を招集したりですとか、あるいは、適切な分析機関を利用するといった、そういった方法がこれまでもとられてきたところでございます。区としましては、航空機に伴う様々な調査、これは国土交通省が国土交通の施策をつかさどる機関でございまして、また、航空事業者の管理監督という立場もあるというふうに思っております。こうした役割を担う国土交通省が厳正に行うべきと考えておりますので、区としましては、それをしっかりと注視して、適切な措置が行われるように求めてまいります。

○吉田委員 ぜひ公正に行っていただきたいと思います。ただ、先ほどもご紹介いたしました事例、やっぱり事業にとって都合が悪い調査はプレッシャーがかかるのです。それを区民は心配しております。品川区はそんなことはないと思いますが、今の国のいろいろな都合が悪いことは改ざんをしてしまうような状況を見れば、信じられない区民の気持ちは本当に当然だと思います。ぜひ区民の立場に立っていただきたいと主張して、私の総括質疑を終了します。

○あくつ委員長 以上で、吉田ゆみこ委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和元年度品川区各会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時32分休憩

○午後４時４０分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、令和元年度品川区各会計歳入歳出決算の認定に当たりまして、各会派の賛否の意見表明をお願いいたします。

委員長より、順次ご指名申し上げます。

品川区議会自民党、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 まず初めに、濱野区長をはじめ区の理事者および職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス対策において、それぞれの立場で庁内一丸となってお尽力されていることに感謝と敬意を表します。我々議員も、区民の皆様の声を行政に届け、共にこの難局を乗り越え、活動していくことをお約束させていただきます。

品川区議会自民党では、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険事業会計歳入歳出決算、同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、同介護保険特別会計歳入歳出決算、同災害復旧特別会計歳入歳出決算、それぞれを認定いたします。

令和元年度は、普通会計の実質収支は約５１億円の黒字となり、経常収支比率は７５．７％、人件費率は１３．６％と健全財政を維持していることを評価いたします。そして、基金残高も１，０００億円超を維持しております。コロナ禍の中ではありますが、引き続き、区民の福祉・生活の維持向上に努められることを要望いたします。

今決算特別委員会において、我が会派委員が、区民の皆様や各種団体などからいただいた声をまとめた上、指摘、政策提言をいたしました。何点か、ここで取り上げます。

基金の積極的な活用、庁舎改築を含めた広町開発、特別区民税、財調減への対応、保育の無償化による在宅子育てママの居場所づくり、外国人を含めた介護人材不足への対応、プレミアム付商品券の継続支援、ケーブルテレビで健康体操の放映、品川のシンボルとして、しながわ水族館の改築、八潮南特別養護老人ホームの改築、旧東品川清掃作業所の将来計画、ＧＩＧＡスクールの実現・充実、障害者施策の充実、就労支援拡大、避難所・福祉避難所の充実など、令和３年度品川区の予算・事務事業に反映され、実現していただくことをお願いし、品川区議会自民党の意見表明といたします。

○あくつ委員長 次に、自民・無所属・子ども未来、大沢真一委員。

○大沢委員 自民・無所属・子ども未来は、令和元年度の品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

令和元年度の日本経済は緩やかな回復が続いたものの、自然災害や消費税率の引上げにより、実質経済成長率が０．０４％の減。区の歳入においても、区財政の根幹をなす特別区民税が前年対比５．７％の増、一方で、財政調整基金は７．９％の大幅減、一般財源全体では０．６％の減となりました。普通会計の実質収支は５１億円の黒字。経常収支比率は７５．７％、人件費比率は１３．６％であり、引き続き健全財政が維持され区政運営が行われている、以上の状況を確認いたしました。

一方、コロナ禍での社会経済等、世の中の大きな変革が求められております。福祉、子育て、産業振興、まちづくり、都市環境、教育と、区民生活における新しい品川の形の創出が必要とされ、そのための財源の確保が急務と考えております。本委員会では会派所属の各委員が発言した指摘や提案が今後の事業遂行に十分に反映され、予算編成をはじめとする区政運営が、区民福祉の一層の向上に寄与することを強く求め、意見表明といたします。

○あくつ委員長　次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員　品川区議会公明党は、令和元年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の各歳入歳出決算について、適正なものと認め、認定いたします。

一般会計歳入は１，８４１億円余で、対前年度比、特別区民税２７億円、繰入金８７億円などの増で１２０億円余の増、歳出は１，７９０億円余で、民生費７６億円、教育費３２億円などの増で１２１億円余の増、収支は５１億円余の黒字決算となりました。各特別会計も黒字となり、災害復旧特別会計では、台風により被災した一部損壊住宅の補修工事費助成が行われ、初めての執行となりました。

なお、各財政指標や財務４表のストックとコストのバランス等の数値は、健全な財政状況となっています。

区民サービスにおいては、公明党の提案を含めた取組みを積極的に展開しました。防災対策では、全避難所、学校体育館の空調設備の計画的設置や、危険なブロック塀の除却全額補助事業を開始し、非常用電源の確保や防災ハンドブック、防災地図を全世帯へ配布しました。障害児者等支援では、障害児者総合支援施設を開設したほか、相談体制の強化として、２在宅介護支援センターと４民間事業者による相談支援を開始、下神明駅および戸越公園駅に可動式ホーム柵が設置されました。高齢者等支援では、高齢者をはじめ住宅確保が困難な方々への支援を行うための居住支援協議会を設立したほか、高齢者住宅生活支援サービスでは、所得制限の撤廃等、対象要件を拡大し、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなども開設しました。子育て支援では、９３８人の保育園受入枠を拡大したほか、子ども食堂への支援、クラウドファンディングを活用した、しあわせ食卓事業を開始しました。健康施策では、小中学生を対象としたインフルエンザワクチン接種費用の助成と、高校生等の入院費助成を開始したほか、しながわ健康ポイント事業の募集人員、対象年齢を拡大しました。産業支援関係では、プレミアム付区内共通商品券の秋発行分を５億円に増額したほか、中小企業事業者支援として、経営変化対策資金を新設しました。まちづくりでは、地域交通検討会でコミュニティバス導入へ本格検討を開始したほか、公園・公衆トイレの洋式化率向上、目黒川および京浜運河にかかる橋梁をライトアップし、五反田リバーステーションを整備しました。教育では、スクール・サポート・スタッフを全校に配置するなど、教員の負担軽減を図り、着実な学校改築により、学校施設老朽化と就学人口増加の対応を進めました。

今後は、本委員会総括質疑で我が会派が取り上げたコロナ禍のＰＣＲ検査、防災や認知症対策、ＩＣＴ等を活用した区民サービスの向上策、款別審査での指摘、提案など、また、これまでの緊急要望や予算要望を十分に検討され、今後の区政運営および来年度予算へ反映されるよう求めます。

最後に、来年度予算について意見を述べます。新型コロナウイルス感染症の拡大にあつて、区は財政調整基金１８３億円も活用し、今年度既に５８の事業で６２７億円の一般会計補正予算を組み、感染防止対策と区民生活および経済活動を支援してきました。職員、教職員、そして区長をはじめ理事者のご尽力に敬意を表します。来年度予算編成に当たり、特別区民税や都区財政調整交付金等、大幅な減収が見込まれる中、経常的事業は原則１０％マイナスシーリングとすることの一方、区民生活、経済を支え、特に社会的弱者を守る施策展開に取り組むことが区基本方針として発出されています。令和元年度より導入された消費税軽減税率や、幼児教育無償化により、低所得世帯等の生活を支えている実態がありますが、今後のコロナの影響と実態経済の低迷により、特に身体的、精神的、また経済的基盤の弱い区民、事業者を念頭に、きめ細かな寄り添った施策展開に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

福祉的サービスの質・量は確実に確保した上で、国、都の補助金等の活用はもちろんのこと、区の財政運営では、新たな柔軟な展開も視野に、十分に検討し、準備され、感染対策や弱い立場の方々への支援を躊躇なく行うために、必要な財源の捻出をお願いいたします。感染防止策と国民経済活動の継続、活性化の両立を図ることが当面の取組みの中心となります。困難な道を切り開き、区民の安全安心へ力強く区政が邁進されることを願い、また私どもも惜しめない努力、また協力をすることを表明し、令和元年度決算への意見表明といたします。

○あくつ委員長　次に、日本共産党品川区議団、安藤たい作委員。

○安藤委員　日本共産党品川区議団を代表して意見表明を行います。令和元年度品川区一般会計および同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計の各会計決算に反対、品川区災害復旧特別会計は、台風被害の住宅補償など急を要する復旧のために使われたため賛成です。以下、反対の理由を述べます。

今、区民の暮らしと仕事、雇用も未曾有の危機に直面しています。ただでさえ、昨年10月の消費税10%増税で暮らしも地域経済も打撃を受けていたところに、今年に入りコロナ危機が襲い、政府のアベノマスクや検査の抑制、第2波が押し寄せてきた時期にG o T oキャンペーンの強行など、場当たり的で科学的知見に基づかない対応が追い打ちをかけました。新型コロナは、またこれまでの新自由主義的な政治の在り方の矛盾も浮き彫りにしました。即ち、一握りの財界、大企業の利益のため、全てを市場原理に委ね、医療や介護、保健、障害者福祉や保育、教育など、人の命やケアに関わる大事な部門の公的サービスを削り、自己責任を押しつけるという政治です。品川区は、これまでこうした新自由主義政治を積極的に推進、保健師数や高齢者・障害者施設整備率など、福祉を23区で最低水準に削り、地域包括支援センターを整備せず、専門職の配置を怠り、全国に先駆け学校選択制を導入し、学力テストを実施するなど競争教育を推進、一方で、開発企業のもうけのための超高層開発には桁違いの税金を投入し、道路整備を進めるなどしてきました。こうした区政の在り方が根本から問われています。

コロナ禍では、また、区民は政治の在り方が自らの生活、生きるか死ぬかに直接関わることも実感しました。今、品川区政が新自由主義から脱却し、文字通り区民の命と暮らしを守る区政を行うことが誠実に求められているのです。品川区は、住民の声と世論、議会論戦で、この間、五度のコロナ対策の補正予算を組み、当初は拒んでいた検査体制の拡充や中小企業等への直接支援等に踏み出してきたことは評価します。しかし、区民の置かれた未曾有の苦境に比べ、あまりに不十分です。不要不急の超高層開発や道路は見直し、あと16年もつ区庁舎の建て替え検討は延期すべきです。そして税金は第3波の危機が迫る中、区民の命を守る検査拡充、保健所の機能強化、医療支援、中小・零細・個人事業主への支援の継続・拡充に充てるべきです。まして、コロナ禍の下、区民の命、暮らしを支える福祉施策の10%のマイナスシーリング、削減は言語道断、福祉予算はむしろ拡充こそ必要です。しかし、決算審議を通して区は、税收減を口実にした福祉施策の削減を否定せず、一方で、必要な事業については全て予算を投入しやっていると、超高層開発は聖域とし、これから来年度予算編成に臨む区の態度に区政転換の考えは全く見られませんでした。

以下、主要な問題について意見とともに要望を述べてまいります。

第3波を抑える瀬戸際の今、PCR検査を抜本的に拡充し、高齢者をはじめとする区民の命を守り、区自身が国の指示待ちでなく、区内の感染状況とその対策へ積極的に考え動くこと。そのためにも、連日猛奮闘されている保健所の人的体制を拡充することを求めます。

また、中小・零細・個人事業主は、今後の暮らしと営業の見通しが立っていません。区内家賃支援給

付金、販路拡大助成金は対象の拡大、1回で終わらず継続的な給付など、事業者の実態をつかみ、さらなる支援の制度設計と実施を、また、持続化給付金、住居確保給付金、緊急小口・総合支援資金の延長を国に要請することを求めます。

高学費とコロナでの収入減に退学の危機にさらされている学生支援へ、港区のように、区自ら大学生への給付型奨学金をつくるよう求めます。

区民の命綱となっている生活保護は、この10月からさらに削減されました。国に給付額の引上げを求め、区も認める「生活保護は権利」との文言を明記し、受けるべき方が受けられるように制度の周知を求めます。

障害者福祉についてです。障害児者総合支援施設の指定管理事業者について、異例の開所後僅か1年での公募の発表には、利用者、当事者から強い不安の声が上がっています。何よりも利用者自身の要望を最重要視した選定を強く求めます。

手話言語条例を制定し、手話の理念を広め、手話通訳者の拡充を行うこと。視覚障害者の自立へ、就労でも使える同行援護へ改善することを求めます。

超高層開発は地震や浸水でエレベーターが止まれば陸の孤島となり、むしろ新たに防災上の課題を生み出します。防災口実の再開発推進はやめ、住宅耐震化、避難所の環境改善や高齢者施設など、災害弱者の命を救うためのタイムライン作成など、風水害対策も含めた真の防災対策の推進を求めます。

一部のデベロッパーの利益のため、地権者の意向や権利を無視し、地区外に追い出すところまでエスカレートしている超高層開発には、複数の委員からも批判的な意見、立ち止まって見直すべきとの意見も出されました。議会での意見を真摯に受け止め、大崎駅西口周辺地区、大井町C地区はじめ、税金投入も含め中止するよう求めます。

区庁舎はじめ旧第一日野小学校跡、旧荏原第四中学校など、公有地は貴重な区民の財産です。その活用にあたり、案の策定の段階から福祉施設整備の要望など区民の意見を取り入れ、計画に反映する姿勢に転換するよう求めます。

デジタル化の名のもとに、マイナンバーカードの普及が強引に進められようとしています。政府にあらゆる個人情報を握られること、その漏洩などへの国民の不安や批判はいまだ根強い。区も利便性を口実にその普及に積極推進する姿勢は改めるべきです。この間、共産党は、ジェンダー、平等、個人の個性や尊厳、人権が守り生かされる社会へ、繰り返し提案を行ってきました。職員採用時の性別記載が削除されることになったことは前進です。さらなる改善、推進を望みます。

子ども、教育です。必要な方を待機児童数から除外しながら、待機児童は基本的に解消という認識は撤回し、必要な認可保育園の増設を求めます。また、コロナ禍という未曾有の困難の中で学校生活を過ごす子どもたちの現状は、柔軟で手厚い教育を求めている、感染防止の観点からも少人数学級が求められています。その実現へ加配教員の活用や、教室、学校増設などを進め、1日も早い実現を求めます。また、包括的性教育の推進、理不尽な校則の見直しなど、子どもの権利を真ん中に据え、学校司書配置、介助員、学習支援員の拡充など、体制強化も含め進めるよう求めます。太陽放出など原発事故による放射能汚染がいまだ終息していない中で、保育園給食の食材、放射能測定をやめることは問題です。学校給食の測定と併せ、保護者の願いに寄り添い、今後も維持するよう求めます。

最後に、羽田新ルートです。本格実施が強行され、連日降り注ぐ騒音に引越すすら考えざるを得ないと悲鳴が届いています。決算質疑を通し、自衛隊機がこの新ルートを飛行すると新たな重大事実や、区は国にルート変更を求める考えがないことも改めて明らかになりました。反対表明を拒み続け、大事

な国策だから甘受と容認してきた区長の責任は重大です。区民の声を真摯に受け止め、国に新ルートの中止と変更を求めるべきです。

以上で、意見表明を終わります。

〇あくつ委員長 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。

〇須貝委員 令和元年度決算に対する品川改革連合の意見表明をします。令和元年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療と介護保険と災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定します。

本年度も歳入増に恵まれ、収支は51億円の黒字となり、健全財政を維持しています。しかし、コロナ感染問題の影響で、基幹産業を含む大半の国内産業は売上の急落で赤字に陥るなど、倒産、休・廃業や解散も増大し、日本沈没の様相を呈しています。非正規雇用者や派遣職員などは、解雇、雇い止め、勤務時間を削減されたり、残業も減り、給与・ボーナスもカットされ、所得は減る一方です。また、失業者と休業者は合計で数百万人もいるので、消費の回復は見込めません。政府、日銀の財政金融政策で、資金繰り倒産は抑制されていますが、このまま社会活動や消費活動の停滞が続けば、廃業が増大し、さらに多くの失業者と貧困層が増えてしまうので、企業が存続できる支援をしていただきたい。また、この先、歳入激減が見込まれるので、行財政改革を推進し、感染拡大を防ぎ、コロナ以外の病気からも区民の健康を守りながら、社会経済活動を推し進め、この地球規模の非常事態を乗り越えていただきたい。そして、羽田飛行ルートの固定化を避けるために、これからも国に働きかけていただきたい。

以上が、品川改革連合の令和元年度決算に対する意見表明です。

〇あくつ委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、田中さやか委員。

〇田中委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。

2019年度品川区一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各歳入歳出決算の認定に賛成し、国民健康保険事業会計に反対をいたします。以下、何点か意見と要望を述べます。

国民健康保険事業会計は、保険制度の維持をうたいながら、無保険者を生み出す仕組みになるのではということ強く懸念し、2019年度予算に反対をいたしました。この予算のもと執行された決算であることから、認定に反対をいたします。

新公会計制度についてです。新公会計制度に移行してから二度目の決算です。款別審査では、まだ制度的に完全に整っていないことが伺えました。今後、議会としての決算審査の質の向上のためにも、区民への説明責任のためにも、制度整備を求めます。

政策決定についてです。品川区の政策の進め方について、大井町駅周辺地区再開発事業では、区民の財産でもある区有地の再編方法をはじめ、まちづくりの進め方についても区民への説明や区民の意見を聞く機会が少なく、区民から多くの疑問の声が寄せられています。大井町駅周辺以外のまちづくり、再開発でも、区からの説明不足を訴える声が多く聞かれている状況です。住民の生活環境を変えるまちづくり政策を進めていくときに、積極的に情報を開示し、説明する機会を持ち、住民の理解を得ながら丁寧に進めるよう強く求めます。

子どもの権利の視点から、品川区の施策についてです。待機児童解消とともに、保育の質の確保を品川・生活者ネットワークは継続して求めています。区は、待機児童を解消するために、多くの私立認可園を受け入れました。区は、その私立認可園に対して、保育の質を確保するために適正運営を促すべきです。保育士の処遇改善は子どもの保育の質確保につながるため、区としても監督することが必要です。品川区において、子どもの最善の利益のもとに保育事業が行われるように改善を求めます。

原発事故から10年が経ちますが、放射性物質による汚染は残念ながら続いています。国策として、放射性物質を広げかねない汚染水の海洋放出や汚染土壌を利用した食用作物実証事業を進めています。放射性物質への感受性が強い15歳未満の子どもには、今以上の警戒と対策が必要です。給食放射性物質検査は、検査の継続と拡充、そして検査方法の転換を求めます。

福祉施策についてです。障害者差別解消法が施行され4年が経ちます。区内での共生社会実現に向けて、ハード・ソフトの施策を推進させることを求めます。

バリアフリーのまちづくりは、障害者をはじめ乳幼児とその保護者、高齢者とケア者、介護者などの当事者の意見を聞き、駅周辺に限らず、品川区内全体のまちづくりのバリアフリーを求めます。

総括質疑で、区庁舎内での情報のバリアフリーを取り上げました。区のソフト面、ハード面のバリアフリー施策が進むよう要望いたします。

環境施策についてです。気候変動により水害が多発しています。品川区は浸水が想定されるエリアがあり、雨水流出抑制施策を進めて、区の水災害対策につなげる必要があります。現在の雨水流出抑制事業に加えて、さらなる拡充を求めます。

都心低空飛行ルート、羽田新飛行ルートについてです。3月29日に本格飛行が始まり、迫り来る飛行機の機体の大きさや騒音等の苦痛を訴える区民の声は大きく広がっています。依然として住民は都心低空飛行ルートに納得しておらず、国際線増便により必要とされた新ルートが国際線9割欠航という現状で、便数が減っている中でも強行される新ルート飛行に憤っています。品川区は、騒音による体調不良を訴える区民の声を受け止め、調査し、記録をして、国に対応を求める責務があります。なぜなら、区民の福祉向上を第一義とし、区民の生命と財産を守る責任があるからです。その責任が果たせないのであれば、明確に区として品川上空の低空飛行は認めないと主張すべきです。国土交通省は、落下物の対策強化を行っても、落下物はゼロにはできないことを明言しています。都心上空の新飛行ルート直下において、どこに航空機の部品や氷の塊が落ちようが、他人事では済まされません。万が一のときには国の責任ではなく、品川区の行政判断となるのは当然です。

新型コロナウイルス感染症の影響についてです。現在、新型コロナウイルス感染症が再び広がりを見せています。2019年度予算決定のときには、予測できていない事態に直面しています。PCR検査の対象拡充は評価しますが、まだ不足しています。人と直接接する職種を対象にPCR検査を拡充するよう求めます。

感染症の影響により経済的に生活苦に追いやられている人や、これから影響を受ける人は、今後さらに増加すると予測されています。生活者への支援が今以上に必要になることから、受け入れ体制の強化を求めます。

教育現場では、感染症の影響で子どもたちは例年と同様の活動ができていません。特に、就学前の子どもたちが入学するときには配慮が必要です。園と区教委、学校との連携で、子どもたちのスムーズな学校生活が始められるよう求めます。

各款別審査で指摘、提案させていただいた意見を予算編成に活かしていただくことを要望して、品川・生活者ネットワークの意見表明を終わります。

〇あくつ委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、令和元年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。

本決算を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長　ご異議なしと認めます。

よって、令和元年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、および令和元年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の3件を一括して起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○あくつ委員長　起立多数であります。

ご着席願います。

よって、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和元年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和元年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算を起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○あくつ委員長　起立多数であります。

ご着席願います。

よって、令和元年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長　ただいま、令和元年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、当委員会としてのご認定を賜りました。誠にありがとうございます。

10月2日から本日まで、延べ7日間にわたりまして、各委員の皆様から熱心なご審議をいただきました。この間、多くのご意見、ご要望、そしてご提案を賜りました。こうしたご意見等につきましては、今、編成作業を進めております来年度の予算編成におきまして活かすべきものをしっかりと見極めて、取り入れてまいります。

委員会の冒頭でも述べましたように、今後、区は厳しい財政運営を強いられることになろうかと思えます。オリンピック・パラリンピックまでは経済は上向きでいきますけれども、その後になりまして、どのような経済の変遷があるものか危惧をしているところでございます。そうした中で、品川区民の安定した生活を守り、そして幸せを大きくし、不幸せを小さくする、それが区役所の役目でありましても、その役目を果たしていくために、区議会の皆様方と一致協力をして、努力を続けていきたいというふうに思っております。

いわゆる時事的な事柄になろうかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止についても

しっかりと進めていく所存でございます。皆様方の力を合わせて、区民の皆様の笑顔が輝く魅力のある住み続けたいまちとなるよう、さらに努力を続けてまいりたいと考えております。

引き続き、区議会の皆様のご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶と御礼にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

○あくつ委員長　区長の挨拶が終わりました。

決算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

当決算特別委員会においては、本日の決算認定に至るまでの7日間にわたり、大変有意義な審査が行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに改めまして皆様のご協力に対し、心より厚く御礼申し上げます。

また、濱野区長をはじめ、理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼申し上げます。

区長をはじめ、理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後5時18分閉会

委 員 長　あくつ　広　王